

総合基本資料

2013年度



2013年度 公益社団法人日本青年会議所

基本理念

未来への決断

全てとの「つながり」による

勇壮なる日本の創造

2013年度 社団法人日立青年会議所

スローガン

滅私奉公

～私たちの未来は、我々の青き炎の先に在る～

〒317-0064 茨城県日立市神峰町3丁目4番3号

TEL:0294-22-6341 FAX:0294-21-5171

<http://www.hitachijc.or.jp/> E-mail:h-jc@hitachijc.or.jp

The Creed of Junior Chamber International

We Believe

That faith in God gives meaning
And purpose to human life
That the brotherhood of man
Transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
By free man through free enterprise;
That government should be of laws
Rather than of men
That earth's great treasure lies in
Human personality and
That service to humanity is the best
Work of life

JC宣言

日本の青年会議所は
混沌という未知の可能性を切り拓き
個人の自立性と社会の公共性が
生き生きと協和する確かな時代を築くために
率先して行動することを宣言する

綱領

われわれJayceelは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

関東地区宣言

われわれは
国づくりの先駆者（さきがけ）として
責任と誇りをもち
愛する地域のため個を確立し
同じ価値観のもと共創しあい
関東地区は日本の礎となることを誓う

いばらきJC 宣言

わたしたちは
自律発展する地域確立のため
社会システムとこころの真価を創造し
新世代（みらい）を担う者たちが光輝き
この豊かな郷土と共栄した
夢と希望溢れる
「いばらき」を創ることを宣言する

2013年度(社)日立青年会議所事業計画編



スローガン

滅私奉公

私たちの未来は、我々の青き炎の先に在る

「行動の基本理念」

「有言実行」、「言論と行動が矛盾することが悪」、「人生は修行也」、「今この瞬間を精一杯生き尽力するものだけが、明日という未来で笑顔を手に入れる権利を有する」、というのが私個人の持論であり、理想像であります。

私がJCに対して強く願う事は、行動であります。行動する事や責任を意識する事は、時に不安やプレッシャーを感じることもあるでしょう。ですが、日立の未来の為に毎日のように活動し、連日会議を重ねて事業を行う皆様、未来の希望に向け己の犠牲も惜しまず、誰かのためになっていることを信じ今日を進む皆様を、私は尊いと思います。批判者はおおよそ傍観者です。苦しい時、声を上げれば暖かい仲間や先輩たちが必ず助けてくれます。我々の活動、行動に失敗などなく、反省は必要ですが全てプラスしかありません。堂々と Jaycee であることを周囲に宣言していただきたいと思います。

「会員拡大について」

一人では地域を変える事は難しいでしょう。しかし、たくさんの声は国をも変える力となります。強き心を持ち未来の理想の道を語り行動すれば、人は必ず賛同して仲間になってくれます。仲間を増やせば、日立の街をもっと元気にできる。

自分の行動を尊い信じ、堂々と行動を続けることが会員拡大という行為にも繋がります。JCは素晴らしい出会いをもたらし、自己修練の場を与えてくれ、人生を豊かなものにしてくれる素晴らしい組織です。JCに入会していなければ、沢山の職業の方や世代の方と肩を組み、共に行動することができないと私は断言できます。

苦楽を共にするからこそ、愛情が深まります。楽しさや苦しみは自分の心次第です。笑顔の溢れる街である事を夢見、我々が率先してこの世界を楽しみましょう。JCには人生を楽しむチャンスが無限にあります。先輩方、仲間達との素晴らしい出会いに感謝しつつ、この感動を拡げていきましょう。

「子どもたちの笑顔のために」

具体的な問題の一つとして、次世代を担う子どもたちのとりまく現状について来年は行動していきたいと考えております。

子どもの笑顔なき国、夢なき国は必ず崩壊し、滅びていきます。裕福である国家故の、子どもたちを苦しめる問題が多々あります。我々がすべき一つは、子どもたちの未来を考え、子どもたちの笑顔を考える事です。

子どもたちの将来は、我々の将来をも創る。利己主義的思想が問題であり、絆や地域連携の重要性を理解した今、あらためて子どもたちの明るい楽しげな声が響く街にしていきたいと考えております。想いを風にのせ、愛を語り共に行動してまいりましょう。

「少数の視点での考え」

民主主義のシステムは先人の手に入れた最善であり守るべきものです。ですが、現代社会において標準、それなりという言葉も存在する事となり、数の論理は本来の正義すらねじ曲げる事由もあろうかと考えます。故に、私は行動をおこす場面やその事業対象について、我々はJCらしく苦しむことが多い少数派があるのであれば、それらを理解し、意識して行動すべきだと思います。

たとえそれが困難であっても、それでもなお最善の理想を追い求め、多数側では見えない場面も、きちんと精査論議すべきです。

「地域活性についての想い」

今、日立に生まれ育ってよかったと感じる市民がいったいどれだけいるのでしょうか。山と海に囲まれ、山に登れば広大な地球への感謝と己の小ささ、歩みの遅さを教えていただけ、汗と辛勞の後に現れる山脈の頂上からは大海原が一望、海岸の素晴らしさは皆様が知るところであります。観光資源の有効活用の最善がなされていると感じる事は、現状難しいのではないのでしょうか。

我々は明るい豊かなまちづくりを理念とし、国づくり、まちづくりの先駆者となるべきであると強く思います。郷土愛を深める為に何が必要なのかを考え、愛溢れる行動から運動に繋げていきたいと考えております。

「人材育成」

我々はつながりと絆の中に生き、次世代にバトンを渡す使命があります。入会間もないメンバーには、まずは出会いと事業を楽しんでいただき、感じていただく事が重要であります。楽しいと感じられる事、意味のなす事業テーマを提示し導く事が、学びとなり未来の街づくりの主たる人材に成長していく事になります。

自らの学びは、他者を育てる事で新たな段階へ成長します。仲間との出会いに感謝し、共に行動すべく沢山論議していきましょう。

「事業の継続の賛否」

近年我々JCは継続的事业を抱え、それが街の最善と信じ進んできました。賛否両論はあるかと思いますが、私は単年度制である以上、その年のメンバーが論議し事業内容、継続の有無は決定すればよいかと思っています。ですが、個人的な主観を言えば、幼き子を1年で世界に送り出す事は無謀であり、生み出した者は、育てる責任もあろうかと考えます。いつの日か巣立つその日まで可能な限り尽力する、という考え方は誤りでしょうか。

日立の為になる事業、市民に求められる事業であれば継続性は考えるべきですし、その事業の円熟さが見えた頃、外部組織に引き継ぐ事ができる形、システムをきちんと構築し、その組織がきちんと継続できる形にすることも、生み出した責任としてすべき事と考えます。

「崩壊を見つめる傍観者」

未曾有の震災からの復興もままならず、未だ国家としての方向性が見えない現状、様々な国難に直面しております。制度と権利に束縛され、本来倫理、道德による運用が好ましいものまで法令制限を加えた結末、行政、国家のあらゆるシステムも制度疲労を起こし専門家すら最善な手法を導くことが難しい現状、混沌と恐れ of 時代から、崩壊の空気すら読み取れる時代に突入しております。我々JCがすべきことや出来ること、青年が声を上げるべき事は必ずあります。享受から提示へ、青年の熱き想いを伝えていきましょう。

「結びに」

傍観者、諦める事や熱を失う事は、もう止めましょう。せっかくこの豊和の時代に生まれ育ちJCと出会ったのですから、精一杯命を燃やすべきだと思います。先駆者がしてきた当然を、我々も未来につなげましょう。

人生に失敗や成功という言葉はなく、JC も同じだと私は思います。青年らしく、自分の正しきと思う想いを仲間に語り、論議し、行動する。運動となり、地域に少しずつ伝播していく。利他の精神が日立という心の氷を溶かしていく。

弱さを認め先人の強さを敬い、新しい斬新な発想で若さ溢れるエネルギーを解放し、我々仲間全員がやりたい事を実行する。難しく考えず、せっかくの機会です。私は楽しみますので、共に楽しみましょう。

青年としての勇気を持ち、決して消えることのない灼熱の熱き想いを胸に秘め、精一杯日立のために共に尽力してまいりましょう。

日立の未来は、我々の青き炎の先にある。

滅私奉公

～ひたちの未来は、我々の青き炎の先に在る～

会員拡大室運営方針(案)

会員拡大室担当副理事長 鈴木 良亮

入会したきっかけを思い出して下さい。先輩や知人に誘われてなんとなく入会した人、人脈をつくるために入会した人、まちづくりに参加するために入会した人。入会した時のきっかけは人それぞれです。しかし、我々は様々な業種の青年が集まり、「明るい豊かな社会の実現」を目的に運動をしている団体です。従って、メンバーはこの運動を通して、高い志を持ち、使命を果たしつつ価値を見出していくという、理想に近づいていくべきです。そして、仲間を募りながらこの運動を恒久的に続けることが、我々青年会議所の求める「明るい豊かな社会の実現」に繋がっていくと考えます。

我々の青年会議所の事業を行なうには多くの人（力）が必要です。昨年は16名の新しいメンバーを迎えることができました。しかし、LOM内での世代間のメンバー数のばらつきや、昨今の社会経済情勢など様々な要因から、メンバー数は伸び悩んでいるのが現状です。また、この会員数の減少は事業の縮小や予算の減少を引き起こし、それが結果としてLOM全体の活力の低下に繋がることも考えられます。それを防ぐには、メンバー一人ひとりの力が必要であり、拡大への意識を今以上に高めることも重要な使命だと考えます。

組織の理念や活動内容を説明するだけでは、飛躍的に会員を増やすことは難しいでしょう。しかし、我々が強き心を持ち、理想の道を語り行動すれば、人は必ず賛同して仲間になってくれるものと確信します。また、会員の拡大という行動プロセスの中で、多くの人と関わることにより、それが自らの大きな財産になるという事を体現して欲しいと考えます。

本年度、会員拡大室では会員数を増やすということだけではなく、入会したメンバーのフォローアップもしっかりと行い、JCの楽しみを見つけられるよう、早く仲間たちと打ち解けられるよう活動していきます。また、昨年、日本JCにおいては、女性メンバーの会員拡大に注力しました。当LOMにおいても、少数派となりがちな女性ならではの発想を活かし新たな流れを作るべく、女性メンバーの会員拡大にも力を入れて参りたいと思います。

本年度の会員拡大活動が、今後の日立青年会議所の歴史を変えるという使命感を持ち活動していきます。

総務広報室運営方針(案)

総務広報室担当副理事長 藤田 竜哉

社団法人日立青年会議所は、明るい豊かな社会を築くために、「奉仕・修練・友情」を信条とし、地域貢献事業や青少年育成事業など様々な JC 運動を展開してまいりました。そのどれもが素晴らしいものになっていると思います。

昨今、公益性のある事業を推進してきた結果、徐々に市民の皆様への認知度も向上していることと思いますが、幅広い世代への認知度を上げるためには、更なる広報が必要だと感じます。また、内部的には会員数が減少傾向にあり例会出席率の低下など看過できない問題と認識しております。

そこで、総務広報室では「各委員会の活動情報を積極的かつ戦略的に内外に発信しサポートする」をテーマに活動してまいります。インターネットの普及により情報発信の効率化がなされましたが、受信する側にみてもらえなければ伝達されたことにはなりません。

私たちは率先して行動することを宣言しています。今一度その言葉を胸に刻み、有言実行していきましょう。

最後に、失敗は成功の母とも言われています。失敗を恐れず、一人でも多くのメンバーと共に楽しんでいきたいと思いますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

アカデミー研修室運営方針(案)

アカデミー研修室担当副理事長 吉成 俊昭

私たちアカデミー研修室では、まだ入会間もないメンバーに、1年間を通して行われる様々な事業に積極的に参加することにより、JC三信条である「奉仕・修練・友情」を学び、経験を積んでいただきたいと思います。多くの機会を得ることにより、青年会議所としての意義を学び、各々が地域のリーダーとしての自信の自覚が芽生え、この1年間の活動が、今後のJC運動や社会活動に役立てられるよう導いていきます。

アカデミー委員会として引き継いでいくべき活動や研修などはもとより、地域のため、市民のためになっていくような事業を考え作り上げられるように、委員会活動や事業をとおしてメンバー同士が活発に議論し、切磋琢磨して頂きたいと思います。様々な活動を通して、同期の絆を深め、互いの人間性を認め合い、思いやりや感謝の気持ちをもって精一杯活動できる一年にしていきたいと思います。

進んで議論し行動することはきっと自分を成長させてくれます。メンバーが一丸となって目標に向かい、失敗を恐れず常にチャレンジする精神を持って、そしてなにより楽しく活動していきましょう。

最後にメンバーの皆様にとってはアカデミーのメンバーは後輩にあたります。今後の青年会議所活動に大変重要な一年となりますので何卒、ご支援ご協力の程よろしくお願いいたします。

未来の絆室運営方針（案）

未来の絆室担当副理事長 大河原 貴洋

昔は地域で子どもを育てるという習慣が自然と行われ、大人は経験から得た知識や情報を次世代へと伝えていくという地域社会が築かれていました。しかし、近年では地域における連帯感の希薄化が進みコミュニケーションのとり方やお互いが相手のことを考えるおもいやりの精神の低下が見受けられます。私たち子育て世代の大人が、家庭や地域において自分を見つめ直し、子ども達と共に自らも成長することが必要です。

まずは、自分たちの住むこの地域のことをもっと知り、私たち一人ひとりが地域に関心を持ち意識を高め、未来の日立を真剣に考えることで子ども達だけではなく世代間・世帯間を越えた地域の方達との絆、郷土愛を育む事にも繋がると考えます。そうすることで家庭教育の重要性が再認識され、この地域に他者をおもいやり、家族を愛し、自信と誇りを持ち、伝統文化や郷土を愛する親子の輪が、未来に向かって広がっていくことと思います。

本年度はこのような内容を主体に考え以下の運営方針を掲げさせていただきます。

「地域の未来を見据え、人の繋がりや心の絆がより密着し郷土を愛する想いが共有できる交流の場を考え行動する。」

「未来を担う子ども達と共に自らを成長させることのできる世代を超えた交流の場を考え行動する。」

サンドアート室運営方針(案)

サンドアート室担当副理事長 関山 干郎

毎年、多くの方々に元気と感動を与えられるサンドアートフェスティバルは、本年度も継続事業として行われます。日立の海水浴客増加を担い、地域資源を活用して始まったこの事業は、年を重ねるごとに来場者数も増え、いまや日立の夏を代表する祭りのひとつに成長しました。

この素晴らしい事業を成功に導くためには、多くの方々の協力が必要であり、特に我々と共に、企画・準備・運営を行う外部組織であるサンドアート実行委員会の組織力強化、活性化が必要不可欠であると思います。実行委員会との連携を図る中で、事業の核となるサンドアートはもとより、その他の事業内容、事業費の収入方法等を考え、将来を見据えたシステムを構築していかなければなりません。一年間を通し、行政・各種他団体・企業の方々との横の繋がりをしっかりと築きながら、万全の事業体制を作っていきます。

青年会議所運動の真の目的は「明るい豊かな社会」の実現であり、その手段のひとつとしてサンドアートフェスティバルが開催されます。この事業を通して、多くの方々と繋がりを持つことにより、メンバーの人間力を向上することを目標に室を運営していきます。

数万人の方々に、我々の活動をアピールできる大きな事業でもあり、何よりも多くの方々の力が必要になります。日立青年会議所全メンバーで素晴らしい事業を作っていきます。

会員拡大委員会

担当副理事長 鈴木 良亮

委員長 勝間田 宣昭

副委員長 小針 直義

副委員長 三澤 泰美

委員 岩崎 祐一 大坪 大介 梶山 貴矢 益子 朋 森嶋 正一郎
横島 真由美

1. 基本方針（案）

私たち（社）日立青年会議所は、自分たちの住む日立をより良くしていこうと、日々、地域のために活動している団体であります。そして、私たちの起こす運動は、メンバーが増えていくことで、より説得力を持ち、よりスピーディーに多くの人たちに発信することが出来ると考えます。

まずは、2012 年度出向させていただいた中で学ばせていただいたことをもとに、既存メンバーが自分の言葉で青年会議所とはどんな団体なのか、青年会議所の魅力について熱い思いをもって語り伝えられるよう会員拡大セミナーを行い LOM 全体に会員拡大の雰囲気をつくって参ります。

委員会の基本活動は、①「リストアップ」2012 年度仮入会メンバー、既存メンバーからの情報を中心にリストを強化していきます。②「拡大会議」理事会の報告の場を利用した拡大会議、委員会にて行う拡大会議を行います。③次に、「アプローチ」を入会候補者に行い、入会へと促します。④新しく入会されたメンバーに対して「フォローアップ」を行って参ります。一年間の間、①～④までを繰り返して参ります。

上記の基本活動と合わせて 2012 年度に入会されたメンバーの皆様からフレッシュな情報をいただくことが出来るよう、アカデミー研修委員会へのオブザーブや、各委員会の行う事業にも積極的に参加して参ります。また、女性メンバーの拡大についても、パンフレット等による広報活動を行い、入会勧誘に力を入れて参ります。

入会したてのメンバーには、既存メンバーと同じ目標に向かい共に活動していく仲間としての絆を深め合っていただき、入会してから得られる様々な出会いを今後の自身の大きな財産にさせていただけるよう活動して参ります。

会員拡大は、全メンバーが一丸となり行動に起こしていかなければならない青年会議所として重要な活動のひとつです。特に本年度は卒業生が 5 名となっており、会員の純増にチャンスの年です。精一杯邁進して参りますので、皆様のご指導、ご協力の程お願い申し上げます。

2. 事業計画（案）

1) 積極的な会員拡大

2) 2 月例会の主管

3) 12 月例会の主管

4) オリエンテーションの実施

総務広報委員会

担当副理事長 藤田竜哉

委員長 岩間智也

副委員長 石川哲也

副委員長 宮本昌樹

委員 小澤仁康 川井整 川崎準一 瀧一晃 長谷川直人

1. 基本方針（案）

46年の歳月を通して（社）日立青年会議所は、地域発展のために運動してきました。その誇りある歴史には先輩諸兄が脈々と培ってこられた伝統と地域への想いがこめられています。その伝統と地域への想いを次代に繋げていくためには、これまで以上にメンバー一人ひとりが力を合わせ、「奉仕・修練・友情」をもとに地域に根ざした団体を目指さなければならないと考えます。

本年度、総務広報委員会は、2013年度の青年会議所活動の方向性を定める重要な例会である総会を設営する委員会として、責任と自覚を持ち、自分に与えられた使命を全うし、綿密な事前準備をおこないメンバー全員で総会を設営し、青年会議所活動を支えていければと考えております。

また、近年会員の減少と共にJC活動に対するメンバーの出席率の低下という問題に対しては、本年度の重要課題と認識し、広報の立場からホームページの他、JC運動の情報を密に収集し、素早く効果的にJC内外に事業の内容や運動展開を発信し、メンバー、市民にJC活動の益々の理解を得られるような工夫、仕組みを考え構築し、さらなる会員の拡大、メンバーの例会、委員会への出席率の向上につながるよう努力します。

最後に、すべての人の手本となるよう自らの襟を正し、己の使命をしっかりと自覚し失敗を恐れず楽しく活動していく所存です。

2. 事業計画（案）

- 1) 2013年度定款・基本資料の作成
- 2) 2013年度1月例会第1回通常定時総会の主管
- 3) 2013年度9月例会第2回通常定時総会の主管
- 4) 広報活動として例会の事業速報を作成
- 5) HPの運営及び管理
- 6) 積極的な会員の拡大

アカデミー研修委員会

担当副理事長 吉成 俊昭

委員長 関 政明

副委員長 相馬大吉郎

副委員長 高村 裕

委員	大久保和哉	海津 哲広	金澤 純	川村 昌弘	佐藤 聖悟
	清水 友康	鈴木 建一	鈴木 将嗣	高橋 州弘	瀧 邦廣
	田崎 丈張	根本 豊和	福地秀太郎	馬上 宰	和田 義明

1. 基本方針（案）

人はまちを創り、地域は人を育てる。そのまちが固有の文化を創り、文化を育てる人を創る。このコミュニティすべては人が成すことであり、明るい豊かな社会の実現はこの地域で暮らす人たちの幸福でもあります。人の成長を考えたときに出会いは多くのきっかけを与えてくれます。アカデミー研修委員会では一年間を通して行われるさまざまな事業を研修の場として積極的に参加し、JC 活動での最大の魅力でもある多くの人と出会う無限の可能性を知っていただきます。そして、人との出会いを大切に仲間を作り、仲間を知ることによって自分を成長させ、Jaycee としての行動力と想像力をもった地域の発展を考えることができる青年経済人としての第一歩を踏み出していきたいと考えます。

6 月例会では、継続事業となりつつある職業体験事業を行い、新入会員としての新たな風を吹き込めるような自由で新しい発想を取り入れ、同期メンバーで積極的に議論し合い、互いに向かい合い理解し合い切磋琢磨して、未来を担う子供たちに将来の夢を持ってもらえるような事業を展開してまいります。

11 月例会では卒業式の設営を通して卒業生とふれあい、足跡をたどることで日立青年会議所の輝かしい功績と先人の熱い情熱、仲間を思いやる気持ちを引き継いでいきたいと考えます。

一年間全力で活動してまいりますので、ご支援・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

2. 事業計画（案）

- 1) 会員名簿の作成
- 2) 献血活動の推進
- 3) 6 月例会の主管
- 4) 11 月例会の主管

- 5) 公開委員会の開催
- 6) 積極的な会員の拡大

未来の絆委員会

担当副理事長 大河原貴洋

委員長 成田 周一

副委員長 神田 寿人

副委員長 益子 和久

委員 石川 広 小原 恵一 田柳 健太 中村 岳広 村山 豪

1. 基本方針（案）

現代社会は、人間関係が希薄だといわれています。しかしながら震災以降、人と人とのつながり、「絆」が大切だと気づかされた人は、日本中にたくさんいたと思います。私たちの暮らす日立市も被災し、甚大な被害を受けましたが皆で助け合い絆を深め復興してきました。しかし、震災による風評被害など様々な問題を今もなお抱えています。そのような状況だからこそ私たち青年会議所の運動はますます必要とされ注目されることでしょう。我々メンバーは、その意識をしっかりと持ち活動していかなければなりません。

現代のコミュニケーション方法は多様化し、私達や子ども達を取り巻く環境は今もなお大きく変化しています。しかし、人と人との絆が大切なことに今も昔も変わりはないでしょう。未来の絆委員会では、4月、10月の2回の例会を通して、子ども達と子育て世代の大人が、直接向き合い触れ合うことで自分を見つめ直し、共に成長することお互いが相手のことを考えるおもいやりの精神を再確認していただきます。また、その交流の場として日立のあまり注目されていない観光資源や施設などを積極的に活用し、参加者に日立の特色や魅力を再発見していただくことで地域に関心を持ってもらい、未来の日立を真剣に考え日立を愛する人々がより成長し、地域の未来が活性化していくことを目標に活動していきます。

そして委員会の活動を通し、私たち日立青年会議所メンバーの絆もさらに深めていきたいと思います。1年間、皆様のご協力をお願いいたします。

2. 事業計画（案）

- 1) 4月例会の主管
- 2) 10月例会の主管
- 3) 積極的な会員の拡大
- 4) 公開委員会の開催

サンドアート委員会

担当副理事長 関山 干郎

委員長 鈴木 元

副委員長 伊師 憲和

副委員長 櫻井 恵

委員 海野 知勝 小沼 洋 寺家 通浩 砂川 秀吉 田中 美穂 村松 茂一

1. 基本方針（案）

「ひたちサンドアートフェスティバル」は、日立市民はもとより県内外から多くの入場者が訪れ、観光資源の海を有効に活用した感動に溢れる事業です。この事業は日立青年会議所が発端となり、行政や、多くの企業・団体の賛同や、ボランティアなど有志のマンパワーがあって成り立っています。

この事業を成功に導くためには、サンドアート実行委員会との連携について、役割の移行やスタッフの育成など、実行委員会を活性化させる取り組みが重要です。それには、協力団体や企業に対し催しや運営を分担することで事業との繋がりを定着させ、地域の人々や一般の方が参加するボランティアの枠を広げること、さらに例年問題視されている事業費の収入方法を確立させることにより、運営システムを安定させ、多くの方々が集まって作り上げる事業を目指す必要があります。

第四回となる事業開催にあたり、前回までの実績である人脈やノウハウをしっかりと受け継ぎながらも、新たな企画や運営方法を摸索し、更なる事業の発展と継続事業としての基盤を構築させます。

この事業を達成させることにより、海水浴シーズンの恒例イベントとして定着し、日立市の美しい海岸資源の認知度が上がり、人が集まることで交流や郷土愛が深まり、「明るく豊かな社会」の一助となると考えます。委員会としては今まで以上に、連携団体や市民の方々の参加を促し、素晴らしい事業を共創しながら運営に携わってまいります。

成功に向け全力で活動しますので、皆様のご支援ご協力の程、よろしくお願い致します。

2. 事業計画（案）

1) 3月例会の主管

2) 8月例会の主管

3) 公開委員会の開催

4) 積極的な会員の拡大

5) 公開委員会の開催

6) 積極的な会員の拡大

財政局運営方針（案）

財政局長 小藺江 政勝

2013 年度は、公益法人制度改革に合わせ、11 月末日までに新法人格の認定を受ける為に、スムーズな法人格移行に尽力いたします。公益法人制度についての正しい理解は当然とし、行政および外部委託した会計士の指導の下、今後の活動を見据えて対応していきます。

財政局では、運動を支える貴重な財源を効果的に活用すべく、年度予算案及び年度末決算書を作成するとともに、監査・決算を円滑に行い、皆様からお預かりする貴重な会費を、有効かつ適正に運用されるように財務管理を行ってまいります。

財政局会議では、諸事業の予算及び決算を相対支出と費用対効果の観点から厳格に審査し、事業目的の達成を後押しします。また、会議の効率性を高めるとともに、透明性・健全性、そして公益性の優れた組織を確立するために、審査手法を検証・改善し、従前より厳格に審査します。

健全な財務内容を維持し、公平かつ公正な立場で、予算・決算の確認及び指導を行いますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

事業計画

- 1) (社) 日立青年会議所予算 (案) 及び決算 (案) の作成
- 2) (社) 日立青年会議所の本会計及び財務管理
- 3) 財政局会議の開催及び運営
- 4) 財政局並びに議案上程セミナーの開催
- 5) 新会計基準への移行と対応
- 6) 積極的な会員の拡大

趣味の会 基本方針（案）

会 長	石川 広					
委 員	石川 哲也	小沼 洋	砂川 秀吉	相馬大吉郎		
	高村 裕	益子 朋	村山 豪	横島真由美		

1、基本方針（案）

本年度の趣味の会では、日々地域発展のために JC 運動を行っているメンバーの親睦を図り、強い結束力を再確認できるような運営を目的に設営をしてみたいです。そしてメンバーのみならず、JC 運動を応援して支えてくれている家族も共に交流を深められる設営をする事により、メンバーは家族に感謝の意を表し家族には日々の活動を理解してもらえるような活動をしてまいります。そして、メンバーがよりまい進し地域に貢献するための活力のひとつになればと思っています。

また、卒業されていった先輩方と現メンバーとの交流の場を設け、昨今の活動をお互いが理解し合えるような設営も考えております。先輩方との深いつながりを持つことにより日立青年会議所の歴史を含めた「団結力」を強固なものにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

OB の皆様をはじめメンバーの方々に於かれましては、ご支援・ご協力・ご参加下さいますよう、よろしくお願いいたします。

2、事業計画（案）

- 1) じゃがいも（ゴルフコンペ）の開催
- 2) OB・OG の方々を迎えての親睦会の開催
- 3) 家族への感謝の意を表現できる機会を含めた設営

サッカー部日立FC アウローラ

主将 藤田 竜哉

20周年という節目から新たなスタートを切る2013年度の目標としては、第29回全国JCサッカー選手権大会広島大会での優勝です。私たちサッカー部は、「全員で楽しもう！全力で楽しもう！」を方針として活動してまいります。楽しいから真剣になれるし、楽しいから向上心も生まれ、技術も向上していくことでしょう。また、自分が楽しんでいけば、私利私欲を捨てみんなを楽しませようという滅私奉公の気概も生まれ、優勝に向けた良い循環が出来上がると思います。

もちろん楽しんでいるだけでは目標を達成することは困難ですので、サッカーというスポーツの持つ奥深さなどを肌で感じて頂き、楽しみながら基礎基本を大切にし、技術の向上も目指してまいります。

また、人として、アスリートとしても更に成長できるよう何事にも全力で努力し、行動でもチームを引っばることができるようなキャプテンになれるよう努力します。

この仲間と共にプレーができる喜び、誰一人欠けることなく1年間楽しんでサッカーができるよう頑張っていきましょう！目標、全国制覇！

最後に、私たちサッカー部はいつでも、だれでも大歓迎です。
一緒にサッカーを楽しみましょう

事業計画

1. 『第 29 回全国JC サッカー選手権大会広島大会』 への出場
2. 親睦を深めるための練習、試合
3. サッカーを通じての交流会（茨城ブロック内等）
4. 家族参加型のレクリエーション
5. 会員の拡大

社団法人 日立青年会議所
正味財産増減予算書（年初予算案）
2013年1月1日から2013年12月31日まで
（2012年 11月 25日現在） （単位：円）

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①特定資産運用益	0	0	0	
特定資産利息	0	0	0	
②入会金収益	50,000	0	50,000	
新入会員入会金収益	50,000	0	50,000	2012年後期仮入会5名
③受取会費	8,000,000	7,510,000	490,000	
正会員年会費収益	4,880,000	4,880,000	0	80,000×61名（現在69名、卒業生10名、退会2名、休会1名、2012年後期仮入会5名）
賛助会員会費収益	90,000	70,000	20,000	10,000×9口 5名（日製5口＋他1口×4）
登録料収益	2,680,000	2,560,000	120,000	40,000×67名
その他会費収益	0	0	0	
特別会員会費収益	350,000	0	350,000	歴代理事長45名、特別会員38名
④事業収益	0	0	0	
事業繰入収益	0	0	0	
登録料収益	0	0	0	
懇親会費収益	0	0	0	
広告料収益	0	0	0	
販売収益	0	0	0	
預り金収益	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
⑤受取補助金等	0	0	0	
国庫補助金	0	0	0	
地方公共団体補助金	0	0	0	
民間補助金	0	0	0	
補助金等交付業務受託金	0	0	0	
国庫助成金	0	0	0	
地方公共団体助成金	0	0	0	
民間助成金	0	0	0	
⑥寄付金収益	0	0	0	
寄付金収益	0	0	0	
募金収益	0	0	0	
⑦雑収益	0	0	0	
受取利息収益	0	0	0	
その他雑収益	0	0	0	
預り金収益	0	0	0	
⑧他会計からの繰入金収益	0	0	0	
特別会計からの繰入金収益	0	0	0	特別会計が2012決算で繰り入れられた場合はゼロ
基金会計からの繰入金収益	0	0	0	
その他からの繰入金収益	0	0	0	
経常収益計	8,050,000	7,510,000	0	
(2) 経常費用				
①事業費	2,020,000	2,020,000	0	
会場設営費	1,010,000	1,010,000	0	
企画・演出費	375,000	375,000	0	
本部関係費	0	0	0	
講師関係費	35,000	35,000	0	
広報費	140,000	140,000	0	
資料作成費	260,000	260,000	0	
報告書作成費	0	0	0	
懇親会費	0	0	0	
渉外費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
参加記念品費	105,000	105,000	0	
保険料	40,000	40,000	0	
通信費	0	0	0	
販売物品仕入れ費	0	0	0	
預り金	0	0	0	
雑費	55,000	55,000	0	
委員会運営費	0	0	0	
②管理費	5,373,511	5,104,674	268,837	
俸給支出	950,000	950,000	0	事務局員ﾊﾞｰﾄﾞ料(月・火・水・金の週4日勤務の休日休み)
電話代支出	200,000	200,000	0	
その他通信費支出	350,000	350,000	0	
光熱水料支出	200,000	200,000	0	
賃借料支出	720,000	720,000	0	事務局家賃 60,000×12ヶ月
駐車場代支出	36,000	36,000	0	事務局員用 3,000×12ヶ月
消耗品支出	250,000	250,000	0	コピー紙2万枚 コピー機カウンター代
什器・備品支出	250,000	250,000	0	蛍光灯代 トイレトペーパー ハッピークリーニング代等備品代
基本資料作成費	0	0	0	
JC手帳作成費	2,100	2,100	0	700×3冊（事務局での使用分とする）
会員名簿作成費	176,000	176,000	0	440×400冊
ネームプレート・バッジ作成費	58,000	56,000	2,000	1,400（ﾌﾟﾚｰﾄ1300・ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ付き＋100）＋1,500（ﾊﾞｯｼﾞ）×20名
リース料支出	300,000	300,000	0	ｺﾋﾞｰｰ機ﾘｰｽ料 25,000×12ヵ月
修繕支出	110,000	50,000	60,000	合鍵作成・シリンダー交換（事務局）含む
定款、規則、資料印刷費	0	0	0	
業務委託支出	320,000	150,000	170,000	
（曾川事務所）	40,000	50,000	-10,000	登記簿変更申請32,050（2012年度）（申請書類は自作）
（ディーディーショップ）	150,000	100,000	50,000	HP作成・更新費100,000、基本資料作成費50,000
（菅原会計事務所）	130,000	0	130,000	法人格移行申請委託費100,000、決算監査報酬30,000
保険料支出	20,000	20,000	0	事務局火災保険
渉外費	700,000	700,000	0	
慶弔費	110,000	110,000	0	
日立市展協賛金	10,000	10,000	0	
市民スポーツ祭協賛金	10,000	10,000	0	
よかつぱ祭り協賛金	10,000	10,000	0	
市各種団体協賛金	90,000	90,000	0	
支払手数料支出	50,000	50,000	0	
雑費	370,000	70,000	300,000	雑費70000、新法人用費用30万（ｷｰﾎﾞｰﾄﾞﾌﾟﾚｰﾄ70000、旗ｽﾀﾝﾄﾞ75000、印鑑20000、のぼり旗70000、ﾓﾆｰｰﾌﾟﾚｰﾄ10000他）
管理・運営予備費支出	81,411	344,574	-263,163	
③負担金	2,439,454	2,258,115	181,339	
JCI負担金	55,304	54,290	1,014	
日本JC負担金(会費基本額)	45,000	45,000	0	基本額30,000＋15,000（50名以上25人につき15,000増額）
日本JC負担金(会費付加金)	310,000	305,000	5,000	5,000×62名
関東地区負担金	10,000	10,000	0	
関東地区負担金(会費付加金)	31,000	30,500	500	500×62名
茨城ブロック基本金	20,000	20,000	0	
茨城ブロック付加金	186,000	183,000	3,000	3,000×62名
ブロック会員大会登録費	186,000	183,000	3,000	3,000×62名

茨城ブロック会員会議所会議費	40,000	40,000	0	理事長1名×20,000 副会長1名×20,000
国際協力資金	113,150	111,325	1,825	1,825×62名（「1日5円」運動に基づく額）
日本JC出向者負担金	80,000	40,000	40,000	20,000×4名
WeBelieve購読料	201,000	192,000	9,000	3,000×67名
周年事業負担金	62,000	244,000	-182,000	1,000×62名×1LOM（ひたちなか20）
各種会議登録料	1,100,000	800,000	300,000	
(4)他会計への繰入金	0	0	0	
特別会計への繰入金	0	0	0	
基金会計への繰入金	0	0	0	
経常費用計	9,832,965	9,382,789	450,176	
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,782,965	-1,872,789	89,824	1,782,965
基本財産評価増益等	0	0	0	
特定資産評価増益等	0	0	0	
投資有価証券評価増益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	-1,782,965	-1,872,789	89,824	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
固定資産売却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-1,782,965	-1,872,789	89,824	
一般正味財産期首残高	10,528,870	1,872,789	8,656,081	前年度繰越金
一般正味財産期末残高	8,745,905	0	8,745,905	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	8,745,905	0	8,745,905	

事業費支出内訳	13予算	12予算	12委員会決算	12委員会名及び備考
総務広報委員会	270,000	270,000		総務広報委員会（2012年度褒章記念品・卒業記念品含む）
会員拡大委員会	370,000	370,000		会員拡大委員会
アカデミー研修委員会	370,000	370,000		アカデミー研修委員会
未来の絆委員会	370,000	370,000		未来創造委員会
サンドアート委員会	370,000	370,000		サンドアート実行連絡会議
選挙管理委員会	70,000	70,000		選挙管理委員会
趣味の会	50,000	50,000		趣味の会
役員会	150,000	150,000		役員会
合計	2,020,000	2,020,000	0	

[2012年度 卒業会員]

石井 英治	伊藤 康範	海野 将寿	大部 諭	河村 秀樹
栗山 美有紀	佐竹 恵子	佐渡 義之	永山 巖	村山 志乃

[2012年度 前期入会]

正会員

大久保 和哉	海津 哲弘	金澤 純	川村 昌弘	鈴木 將嗣
田崎 丈張	馬上 宰	和田 義明		

賛助会員

佐藤 幸二	鈴木 健一
-------	-------

[2012年度 後期入会]

正会員

佐藤 聖悟	清水 友康	瀧 邦廣	根本豊和	福地秀太郎
-------	-------	------	------	-------

[2012年度 休会]

正会員

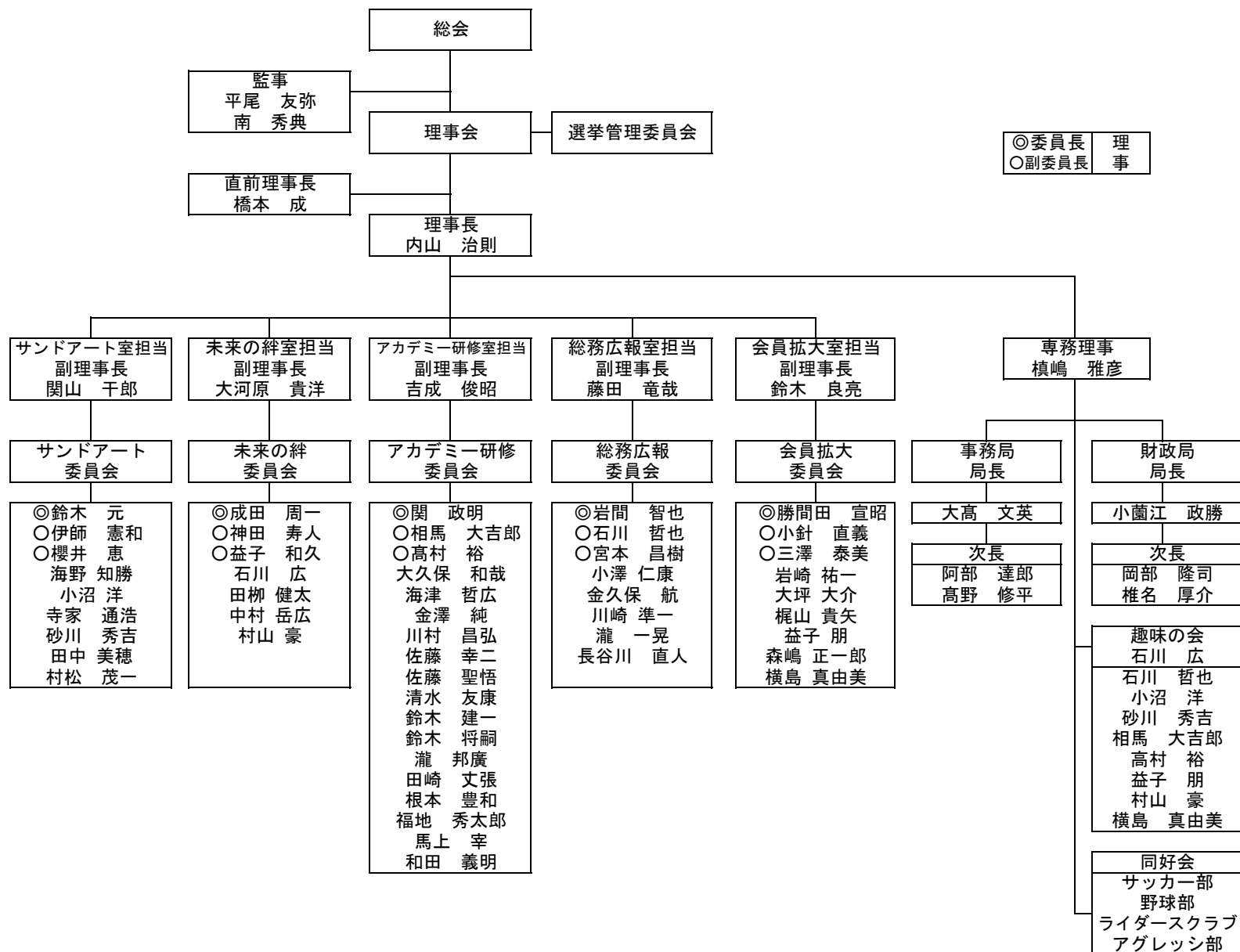
田中 美穂

[2012年度 退会]

正会員

小原 恵一	神山 敦亘
-------	-------

2013年度（社）日立青年会議所 組織図(案)



2013年度 社団法人日立青年会議所 役員

理事長	内山 治則
直前理事長	橋本 成
副理事長	大河原 貴洋 鈴木 良亮 関山 干郎 藤田 竜哉 吉成 俊昭
専務理事	槇嶋 雅彦
財政局長	小藺江 政勝
財政局次長	岡部 隆司 椎名 厚介
事務局長	大高 文英
事務局次長	阿部 達郎 高野 修平
監事	平尾 友弥 南 秀典

2013年度 社団法人日立青年会議所 理事

阿部 達郎	伊師 憲和	石川 哲也	岩間 智也	内山 治則	大河原貴洋
大高 文英	岡部 隆司	小藺江政勝	勝間田宣昭	神田 寿人	小針 直義
櫻井 恵	椎名 厚介	鈴木 元	鈴木 良亮	関 政明	関山 干郎
相馬大吉郎	高野 修平	高村 裕	成田 周一	橋本 成	平尾 友弥
藤田 竜哉	槇嶋 雅彦	益子 和久	三澤 泰美	南 秀典	宮本 昌樹
吉成 俊昭					

特別委員会

事務局運営委員会

阿部 達郎	内山 治則	大河原貴洋	大高 文英	岡部 隆司	小藺江政勝
椎名 厚介	鈴木 良亮	関山 干郎	高野 修平	藤田 竜哉	吉成 俊昭

基金管理委員会

内山 治則	大河原貴洋	大高 文英	小藺江政勝	鈴木 良亮	関山 干郎
藤田 竜哉	吉成 俊昭				

2013 年度 社団法人日立青年会議所 出向者

(公社) 日本青年会議所 財務運営会議

議 員 阿部 達郎

議 員 関 政明

(公社) 日本青年会議所 国際アカデミー委員会

委 員 関山 干郎

委 員 吉成 俊昭

(公社) 日本青年会議所 関東地区協議会 情報戦略委員会

委 員 大河原 貴洋

委 員 田崎 丈張

委 員 根本 豊和

(公社) 日本青年会議所 関東地区協議会 茨城ブロック協議会

新世代育成委員会兼北エリア担当副会長 橋本 成

(公社) 日本青年会議所 関東地区協議会 茨城ブロック協議会 新世代育成委員会

運営監事 海津 哲広

委 員 川村 昌弘

委 員 佐藤 聖悟

委 員 福地 秀太郎

委 員 藤田 竜哉

(公社) 日本青年会議所 関東地区協議会 茨城ブロック協議会 拡大情報委員会

副委員長 平尾 友弥

委 員 鈴木 良亮

委 員 馬上 宰

委 員 和田 義明

2013年度 社団法人日立青年会議所

理事会費・登録料・年会費（案）

	理 事	一般メンバー
理 事 会 費	¥10,000-	¥0-
登 録 料	¥40,000-	¥40,000-
年 会 費	¥80,000-	¥80,000-
合 計	¥130,000-	¥120,000-

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

1月 2013 JANUARY

1	火	元旦		理事会		
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月		第1回理事会			
8	火			正副会頭会議		
9	水					
10	木					
11	金					
12	土			常任理事会 財政審査会議	役員会議	
13	日			財政審査会議		
14	月	成人の日				第1回役員会議
15	火		第1回通常定時総会			
16	水					
17	木		京都会議			
18	金			理事会 ブロック会長会議		
19	土		ブロックナイト	日本JC総会	会員会議所	
20	日					
21	月					
22	火		財政局会議			
23	水					
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					第1回会員会議所会議 合同開校式 交流会・賀詞交換会
28	月		役員会			
29	火					水戸JC 第1回総会
30	水					
31	木					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所 | 日本青年会議所 | 関東地区協議会 | 茨城ブロック協議会

2月 2013 FEBRUARY

1	金			正副会頭会議		
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水		第2回理事会			
7	木					
8	金					
9	土			財政審査会議	役員会議	
10	日			財政審査会議		
11	月	建国記念の日				
12	火					
13	水		例会			
14	木			正副会頭会議		
15	金			常任理事会		
16	土			理事会 ブロック会長会議		
17	日					
18	月		財政局会議			
19	火					
20	水					
21	木			正副会頭会議		
22	金					
23	土					第2回会員会議所会議
24	日					
25	月		役員会			
26	火					
27	水					
28	木					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

3月 2013 MARCH

1	金					
2	土			財政審査会議	役員会議	
3	日			財政審査会議		
4	月					
5	火					
6	水		第3回理事会			
7	木			正副会頭会議		
8	金			常任理事会		
9	土			理事会 ブロック会長会議		
10	日			日本JC総会 復興創造フォーラム		
11	月					
12	火					
13	水		例会			
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月		財政局会議			
19	火					
20	水	春分の日				
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月		役員会			
26	火					
27	水			正副会頭会議		
28	木					
29	金					
30	土					第3回会員会議所会議
31	日					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

4月 2013 A P R I L

1	月					
2	火					
3	水	第4回理事会		役員会議		
4	木					
5	金					
6	土		財政審査会議			
7	日		財政審査会議			
8	月					
9	火					
10	水					
11	木		正副会頭会議			
12	金		常任理事会			
13	土		理事会 ブロック会長会議			
14	日					
15	月	財政局会議				
16	火					
17	水	例会				
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					下館 J C 35周年
22	月	役員会				
23	火					
24	水					
25	木					
26	金		正副会頭会議			下妻 J C 35周年
27	土					
28	日					
29	月	昭和の日				
30	火					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

5月 2013 M A Y

1	水		第5回理事会			
2	木					
3	金	憲法記念日				
4	土	みどりの日		財政審査会議		
5	日	こどもの日		財政審査会議		
6	月	振替休日				
7	火					
8	水					
9	木					
10	金				役員会議	
11	土					
12	日		例会			
13	月					
14	火					
15	水					
16	木			正副会頭会議		
17	金			常任理事会		
18	土			理事会 ブロック会長会議		
19	日					
20	月		財政局会議			
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月		役員会			
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

		日立青年会議所	日本青年会議所	関東地区協議会	茨城ブロック協議会
6月 2013 JUNE					
1	土				第4回会員会議所会議
2	日		例会		
3	月				
4	火				
5	水		第6回理事会		
6	木				
7	金			正副会頭会議	
8	土				
9	日				ひたちなかJC 20周年
10	月				
11	火				
12	水	ASPAC韓国			
13	木				
14	金				
15	土			財政審査会議	役員会議
16	日			財政審査会議	
17	月		財政局会議		
18	火				
19	水				
20	木			正副会頭会議	
21	金			常任理事会	
22	土			理事会	
				ブロック会長会議	
23	日				
24	月		役員会		
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

7月 2013 JULY

1	月					
2	火					
3	水		第7回理事会			
4	木					
5	金			正副会頭会議		
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金				役員会議	
13	土			財政審査会議	関地区大会 (宇都宮)	
14	日			財政審査会議		
15	月	海の日				
16	火		財政局会議			
17	水			正副会頭会議		
18	木			常任理事会		
19	金			理事会		
				ブロック会長会議		
20	土	サマコン2013 横浜				
21	日					
22	月					
23	火		役員会			
24	水					
25	木		例会			
26	金					
27	土					第5回会員会議所会議
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

8月 2013 AUGUST

1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水		第8回理事会			
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水		例会			
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月		財政局会議			
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月		役員会			
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

9月 2013 S E P T E M B E R

1	日					
2	月					
3	火					
4	水		第9回理事会			
5	木			正副会頭会議		
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水		第2回通常定時総会			
12	木					水戸JC 第2回総会
13	金					
14	土			財政審査会議	役員会議	
15	日			財政審査会議		
16	月	敬老の日				
17	火		財政局会議			
18	水					
19	木			正副会頭会議		
20	金			常任理事会		
21	土			理事会 ブロック会長会議		
22	日					第6回会員会議所会議
23	月	秋分の日				ブロック大会(つくば)
24	火		役員会			
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

10月 2013 OCTOBER

1	火					
2	水		第10回理事会			
3	木	全国会員大会奈良大会				
4	金		理事会 ブロック会長会議			
5	土		総会			
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月	体育の日				
15	火					
16	水		例会			
17	木					
18	金					
19	土		財政審査会議	役員会議		
20	日		財政審査会議			
21	月		財政局会議			
22	火					
23	水					
24	木					
25	金		正副会頭会議			
26	土					
27	日					
28	月		役員会			
29	火					
30	水					
31	木					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

11月 2013 NOVEMBER

1	金					
2	土			財政審査会議		
3	日	文化の日		財政審査会議		
4	月	振替休日				
5	火					
6	水		第11回理事会			
7	木					
8	金	JCI 世界会議 ブラジル				
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木			正副会頭会議		
15	金			常任理事会		
16	土		例会	理事会 ブロック会長会議		
17	日				ありがとう関地区	
18	月		財政局会議			
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土	勤労感謝の日				
24	日					第7回会員会議所会議 さよならブロック
25	月		役員会			
26	火					
27	水					
28	木					
29	金			正副会頭会議		
30	土					

(社) 日立青年会議所 2013年度カレンダー

日立青年会議所

日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

12月 2013 D E C E M B E R

1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土			財政審査会議		
8	日		例会	財政審査会議		
9	月					
10	火					
11	水		財政局会議			
12	木			正副会頭会議		
13	金			常任理事会		
14	土			理事会 ブロック会長会議		
15	日					
16	月		役員会			
17	火					
18	水		第12回理事会			
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	天皇誕生日				
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					

2013年度日本青年会議所、関東地区協議会
茨城ブロック協議会



スローガン

滅私奉公

私たちの未来は、我々の青き炎の先に在る

小畑 宏介

試練を与え続ける天。震災のあの日から、わが国は再び希望を取り戻せたのだろうか。今、再び勇壮なる日本へ。新しい時代への胎動が始まった。私は覚悟をもってこの国の燈火となる。

【はじめに】

私の祖父が生涯愛していた言葉がある。それは「享けし命をうべないて」である。「享けし命」は、天から授かった生命。「うべないて」は、ありがたく受けて。二度とない生命をこの世に受けた。快くこれを受け入れ、精一杯、完全燃焼して、生きた甲斐があるよう、充実した人生を送ろうという意味である。授かった命の一日、一瞬を誠実に生きることにより、はじめてその生きる喜びを味わえるのではないだろうか。この祖父の言葉は、私の心に強く刻み込まれている。

1999年、私は青年会議所の一員となった。表裏のない真っ直ぐな気持ちで、常に青年の気概をもって行動する多くの先輩に出会った。憧れる先輩の背中を追いながら、誰かのために我が身も振り返らず行動し、ともに泣き笑いながら過ごしたこれまでの日々は、私に多くのことを教えてくれた。青年会議所は、40歳までという限られた時間の中で毎年、新しい英知を導入し、創始の志を継承しながら創造の精神を掲げ、常に時代の先端で可能性を切り拓いてきた。明日への黎明に向け今日の犠牲を惜しまない、どこかで誰かのために役立っていることをひたすらに信じて走り続ける。それが我々JAYCEEである。

今、我々がそのバトンを受け継いだ。単年度制の文化ゆえ、積み重ねる一年は挑戦のために与えられた一年であり、時には自分の苦手なことを克服しながら、向き合っていくべきものである。今日まで、私の中で、そのことは何も変わってはいない。私は、全てのことに真摯に向き合ってきた。青年会議所という舞台上、永遠を駆け抜ける一瞬の我々であることを再確認し、検証を重ねながら次世代にバトンをつなげなくてはならない。歴史と人と出来事。そして未来。全てはつながっている。青年会議所運動は全てにつながっているのである。

震災後、日本人は多くの犠牲と引き換えに絆の大切さに気づいた。

「私はいったい何者で、今どこに立っているのか。」

今まで私たちは何によって生かされていたのか、たくさんの「つながり」の中に身を置いていることを実は忘れてしまっていたのかもしれない。私たちは一人ではない。

守るべき家族、かけがえのない友人としっかりとつながっている。そして、世界の一員として、国のことを想い、地域を大切に「つながり」に真剣に向き合った時、何をもって生きていくのかを教えてくれるのではないだろうか。未来への希望を胸に新たな日本を創っていくため、覚悟をもってこの時代を生き抜くため、無限なる結びつきの中に自分が形成されていることを知り、そのつながる先、地域や国家、世界に、最良の変化を起こすことを目的に、「つながり」と私は真摯に向き合っていきたい。

それこそが全てに、そして未来につながっていくのだ。

【日本を輝かせるのは誰なのか】

東日本大震災は単なる災害ではなく、近年迷走を続け、あらゆる意味で存立基盤が脆弱に成り果てていた日本に追い打ちをかけ、わが国の衰亡の危機、国難ともいえる状況に追い込んだ。東日本大震災と原子力発電所事故によって突きつけられた東北と日本の復興、国難の時代にあっても政局に明け暮れ決断できない政治への不信、バブル経済崩壊後から「失われた30年」になる可能性すら感じる経済不安、さらには領土・領海が脅威にさらされる安全保障問題など確かな道筋が見えず、わが国は決して先送りをする事の出来ない多くの問題を抱えている。そして、国家観をもつことを拒絶し、当事者意識の不全に陥った国民は一人ひとりの心のあり方にまで浸透した「戦後」という時代から抜け出せずにいた。日本は今、閉塞感の中でもがき、漂流している。日本で最後のベビーブーム世代である私たち青年の果たすべき責任は重く、先送りすることができない問題を抱え転機を迎えた今、新しい「震災後」時代が必要なのだ。

日本が近代的な国家と変化した維新の時、はじめて国民となった明治の日本人は今私たちの同じように転機に直面した。国民となった全ての人は、国と自分を重ね合わせ、日本と運命をともにする危機感にも似た気持ちからか、その雰囲気から滲み出てくる気概、気迫をもっていた。国民国家が成立し、はじめて国家に参加した明治の人々の間には、自分が国家を代表しているのだという高揚感があつたのである。若者たちは、自分の努力が日本の進歩を生むと固く信じ「自分が一日休めば、日本が一日遅れる」という気概をもって日々、励んだのである。

今日、国家の存在に気づいていない人々があまりにも多い。この国は、国民のものである。この国を築いてきた先人たちから引き継いだ私たちと未来の世代のものである。日本は今、混乱を極め、時代の転機にある。変わらねばならないのに変えられない日本。未だ希望を見出せないわが国、日本。これまで私たちは数々の困難を乗り越えてきた先人たちの努力の上にあぐらをかき、手遅れという感覚を忘れてしまったのではないだろうか。あるいは、どこか他人事で、誰かがやってくれるのを待ち望んでいたのかもしれない。戦後、再び訪れた日本の転機に、新しい時代を創造し光を与え

られるのは誰なのであろうか。

それは J A Y C E E しかない。

戦後の焼け野原から、日本を再建するという志をもって青年が立ち上がった。それが青年会議所の誕生であり出発であった。戦後の混乱期、先行きの見えない時代に、わが国の未来を強く信じることで、自らが暗闇を照らす光となったのである。そして、青年会議所は、その運動の灯をともした時から、「明るい豊かな社会」の実現に向けて、時代がもたらす困難に創始の志をもって挑んできたのである。我々は、次の世代のためにも覚悟をもって日本の新しい希望となり、わが国に新しい時代を創造する責任がある。

私は今、我々が描く未来こそが、日本を輝かせると確信している。

【この国は誰のものであるのか】

わが国には、国家の針路を決断し超えていかなくてはならない問題がいくつもある。しかしながら、総論賛成各論反対とよくいわれるように、各論で反対している限り総論はいつまでたっても実現することはない。誰しもが問題を解決する趣旨（総論）には同意しているものの、個別具体的な方策（各論）になると反対したり、批判したりする側に立つ人々が大勢を占める。これは国民の当事者意識の欠如に起因するものである。

この国はいったい誰のものであるのか。

それは紛れもなく、国民のものである。

私たちは「震災後」という新しい時代を創り上げるために、停滞することが許されない今、あらためて国家のあるべき姿をしっかりと描き、日本を前進させなくてはならない。国の主人公が私たちだとするならば、国の主人公にふさわしく心から、国を愛し、国家の平和と繁栄の中にこそ自分たちの幸せがあるのだと考え、主人公にふさわしい義務を果たしていくべきなのだ。誰の国でもない、私たちの国なのである。

我々の弛むことなく生む斬新な運動により、国家に未来への希望をもって真摯に向き合う堅牢な国民性を促し、自覚と気概をもつ国民が創る新しい日本を目指そうではないか。

【日本の未来を切り拓く】

2009年秋の歴史的な政権交代は戦後民主主義の熟成であっても国家の枠組みを変える出来事ではなかった。いつから日本は決められない国になったのか。今、わが国は国家の根幹に関わる重要な問題について、解決への道筋となる明確な国家の意志を示すことができていない。この国難ともいえる状況にあっても、決められない政

治、政局に明け暮れる政治への不信が続いているのである。

民主主義は国民の努力によって守られる。わが国には、憲法があり、法律があり、そして選挙がある。しかし、それだけでいいのだろうか。それは国民が強い意志をもって積極的に関わってはじめて機能するものなのである。日本国憲法は国民主権を謳い、選挙は民主主義の土台であるというように国会議員は私たちが選択をしている。政治のレベルは国民のレベルである。これまでの私たちは政治に対し傍観者となり、批判だけを繰り返し、自分が国のために何ができるかを問わずにきた。忘れてはならない。国の選択は私たちにしかできないはずだ。社会を変えることは、政治を変えることであり、政治を変えることは、私たちの意識を変えることである。つまり国の転機に直面している今の日本においては、日本国民自身が民主主義の担い手、主権者としての正に適格性が問われているのだ。新しい時代の民主主義を実現するために、その責任を果たさなくてはならないのである。日本 J C は、これまで、国民主権の確立を図るために、国政選挙、首長選挙などにおいて、マニフェスト型公開討論会を全国各地で実施するとともに、eーみらせんの運用を推進してきた。引き続き、政策本位の政治選択が国民に浸透する取り組みを進め、政策を国民に理解しやすいかたちで届けるとともに、未来の有権者への選挙教育にも取り組み、国民が選択の責任を果たす意識を高める行動につなげたい。

私たちがこの国の運命は自分にかかっていると意識した時から、気概や信念が生まれる。国民が日本の未来を選択することが国家の意志となるのである。私たちの選択が日本の未来を創るのである。

【国家のあるべき姿を描く】

日本国憲法が大きな転機を迎えていることは疑う余地がない。そこには制定から一度も改正されることなく60余年の年月を経た憲法が、時代の急激な変化に対応できなくなってきたという事実があるからだ。また、世界を俯瞰するに、現行憲法に定められた範囲内では世界各国への義務と責任を十分に果たせなくなってきたのはいうまでもない。

憲法は国の最高法規であり、その内容によっては国の運命を大きく変えることにつながるものである。しかしながら、大多数の国民は憲法に対して意識が低い。戦後レジームにおいては現行憲法が世界に誇れる平和憲法として神格化され、憲法論議そのものがはばかられてきたのは事実であるが、時代の変化に応じ、自らの憲法について議論することは、主権者たる国民の権利であり、義務なのである。

これまで、日本 J C は憲法問題に対し、様々な切り口で継続的に取り組んできた。今一度、日本国憲法と国民の関わりはこのままでいいのか、これまでの憲法論議の当事者は本当に私たち国民だったのかを問いながら、国民への憲法論議への意識喚起を

推し進めていきたい。また、2010年5月18日に施行され、2年が経過した今日、国民投票法について注視することが必要であり、国民投票法の置かれている状況と真摯に向き合い施行状況を検証することで、これからの憲法論議を前進させたい。

主権者である私たちが、この国について主体的に考え、立憲主義を発展させる役割を担っていることを自覚しなくてはならない。そして、この大きな転機だからこそ、この国の姿とあり方を決める根幹である憲法に日本と日本人が大切にしている価値観を明確に示すべき時であると考え、これからの新しい未来に向けた国民のための憲法について真剣に議論を展開し、自主憲法制定に向けての具体的な行動につなげていきたい。

【主張できる国民意識の醸成】

6, 852の島で構成される日本は陸地の面積（約38万平方キロメートル）で世界第61位であるが、領海と排他的経済水域（EEZ）を合わせた面積（約447万平方キロメートル）では世界第6位の海洋大国である。また、その海域には膨大な資源が存在しており、メタンハイドレートやレアメタルなどの海底資源のほか、豊富な漁業資源は日本の食糧自給率にも大きく影響している。わが国がこの広大で豊かな海を有しているのは北方四島、竹島、沖ノ鳥島、尖閣諸島などの離島が、日本固有の領土として存在するからなのである。しかし、わが国では大切な領土での不当な実効支配の状態が続いており、昨今の近隣諸国のその強硬な姿勢は国家として看過することができない状況にある。また、領海侵犯問題についても予断を許さない深刻な状況にあり、他国の反日民間団体の抗議船が日本の領海内に侵入し、尖閣諸島・魚釣島に主権侵害を目的として不法入国した事件も記憶に新しい。

領土・領海については、隣接地域だけの問題ではなく国家的な問題であり、また、国民の多くが解決の必要性を感じているものの、まだまだ意識は希薄である。日本の主権が脅かされている今、守るべき国益を侵害されないよう、国家の主権者として歴史的経緯や国際法上の観点から正しい知識と強い意識をもって、しっかりと国益を見据えた上で主張できる国民意識の醸成に取り組みたい。さらに、2012年度よりJC現役国会議員による超党派の議員連盟「JC議連」は、地方自治体の首長、議員にもネットワークを拡げている。彼らとともに、この問題について取り組んでいきたい。領土・領海問題の解決へ向けて今まで培った青年会議所のつながりと知識、経験全てを使い行動につなげる時なのである。

2012年5月ロシアに新政権が誕生し、北方領土問題については本格的な領土交渉に加速がつくであろう。また、ロシアだけでなく、世界各国の政治体制が転機を迎える今、領土・領海問題解決への交渉は政府が行う外交課題であるが、問題解決に向けた世論を形成する国民の意識をしっかりと喚起していきたい。私たちの意識が国家の主権と尊厳を守り、わが国を護ることにつながると確信している。

【視野を広げたエネルギー論議を】

東日本大震災にともなう福島第一原発事故は、世界中でエネルギー論議を活発にさせている。そして、原子力政策に対する考え方は大きく変化し、多くの国が「脱原発」、「縮原発」の方向に向かっている。わが国では2012年、今後のエネルギー・環境戦略を決定するために、2030年の原発依存度を基準に3つの選択肢（①ゼロ%シナリオ、②15%シナリオ、③20～25%シナリオ）を取りまとめ、「エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会」を開催し国民的な議論を呼びかけた。しかし、この聴取会ではもっぱら原子力発電と電力が焦点となり、エネルギー全体を鑑みての議論が行われず、政策を導く十分な機会には至らなかった。

これからのエネルギー政策を構築する上では原子力発電、火力発電といった従来の発電方法のみにとらわれず、再生可能エネルギーを含め、ありとあらゆる可能性を検討し、安全性、経済性、環境性といった多面的観点からもバランスのとれたエネルギーを選択していかななくてはならない。従って、長期的な視点に立ち総合的に視野を広げてエネルギー論議は進められるべきである。しかし、これまで環境やエネルギーの問題については、政府や巨大な企業に任せておけばよいとして、国民が当事者意識をもってこなかった。私たちの生活を根底から支えるエネルギーについて、引き続きリテラシーを確立する運動を展開し、国民が知識と意識をもって、エネルギーを選択していけるよう取り組みたい。さらに、地域において従来通り大型発電所からの送電も利用しつつ、ソーラーパネルや風力発電を利用するなど企業や家庭が使用するエネルギーの供給源を多様化してエネルギーの効率化を図るスマート・コミュニティにも着目し、エネルギー活用の新しい仕組みづくり、まちづくりの取り組みを推進したい。

これまで原子力をひとつの大きな柱にしてきた日本のエネルギー政策は、大きな転換期を迎えている。エネルギーを考えることは、私たちの生活そのものを考えることである。大きな選択を迫られている今、私たちが当事者意識と次世代の視点を持ち、長期に持続できる確かなエネルギー政策をしっかりと考え、未来につなげていきたい。

【未来への投資】

東日本大震災において、冷静に対応し、秩序正しく反応し、国家として安定した礼儀正しい社会であることを示し、他者への配慮に溢れた行動をとり、互いに助け合った日本人の姿勢には世界から惜しめない称賛が送られた。なぜそのような振る舞いが自然とできるのだろうか。それは、私たちが日本人だからである。元来、教育には伝統の継承という側面があることから、この誇るべき精神性は教育により日本人に受け継がれてきたといえる。わが国の教育をめぐる各種法律や規則などの根拠となるのが、教育基本法である。この教育基本法は2006年に全面的に改正された。その重要な変更点である「道徳」と「伝統」は教育の根幹であり、根幹に立ち返った教育基本法

を鑑み、国家全体の事業として日本のかたちを次世代に受け継いでいく必要があるのだ。

戦後教育において、日本人が誇るべき和を重んじる精神や相手を慮る心よりも、個を重んじる思想を植え付けられたがゆえに、日本人の誇るべき道徳心が薄れてしまった。経済的な価値の過大評価が起こり、あるいは、今が楽しければよいといった刹那的な行動や、「公」の意識が希薄になり、自己の利益のみに関心が向き「自分さえ良ければそれでいい」といった利己的な風潮が蔓延している。法によって「道徳」と「伝統」という国家観を身につける機会を得たとしても、価値観が多様化した私たち大人が子どもの手本となり得ていないのでは国民に浸透することはない。子どもは時代を如実に映す鏡である。昔の子どもたちに比べ、現在の子どもの心は成長を支える基盤となる環境を大人が用意することができていない今、我々 J C が「徳育」に取り組むことこそが必要不可欠なのである。引き続き、日本 J C がこれまで展開してきた青少年育成のための様々なプログラムや L O M が行っている青少年事業を通して、道徳心を育む運動「徳育」を推進するとともに、子ども、そして、その範となる大人にとっても精神的・社会的規範となる「道しるべ」を示していきたい。

明治天皇が、帝国大学設立にあたり、ご視察された折に、修身科がないことを憂い 1 2 の徳目の明記された教育勅語を發表された。道徳教育は国家の根幹を担っているのである。広く道徳心を呼びかけた教育勅語さえも否定した戦後日本の教育から 6 0 年を経過して、ようやく現代の教育は本来あるべき日本の教育の姿を取り戻しつつある。未来への投資をしない国はやがて衰退するといわれる。この転機にあたり、国家として未来への投資である教育をしっかりと実践することで、未来とのつながりを強固なものにしたい。

【遙か遠くを見据えるリーダーを】

この国にリーダーと呼ばれる卓越した人材が出現しなくなってからもう何年も経つ。優れたリーダーが現れてこなくなってしまったのは、やはり戦後の日本の教育に起因するのかもしれない。東日本大震災の国難ともいえる状況を目の当たりにして、先頭を切って困難に立ち向かっていくリーダーを切望したのは、被災地の人たちばかりではなかっただろう。歴史を見ても、リーダーの資質、種類というものはそれぞれの時代に求められ誕生している。だからこそ、この転機には、リーダーの登場をただ漫然と待ち望むのではなく、卓越した人材を発掘しリーダーへと育成するのが急務かつ必要不可欠なのである。

日本 J C は 2 0 1 2 年から「グローバルリーダー育成塾」を開講し、卓越した人材を発掘し、自国を誇れる歴史観と確かな国家観をもち、俯瞰的な想像力をもって弛まなく行動する、国の未来を切り拓く世界で通用するグローバルリーダーを育成してい

る。引き続きしっかりと継承し、経験を活かし進化させ、参加者全てのつながりを強固にして、より多くのグローバルリーダーの育成に取り組んでいきたい。人は遥か遠くを見るリーダーを羨望し、憧憬を抱くものである。坂本龍馬に憧れをもつ多くの人も、薩長同盟という離れ業をやったのけた実績ではなく、自らの将来や日本の未来という遥かかなたを見据えていたその痛快さに惹かれているのではないだろうか。「グローバルリーダー育成塾」により、遥か未来を見据え、行動するリーダーが誕生すると確信している。

【時計の針をすすめよう】

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、かつてない規模の自然災害であり、後に起こった原発事故は未曾有の事態であった。その大震災から一年と半年が経過したが、今なお、わが国は国土の5分の1を襲った震災からの復興に苦しんでいる。地道な復旧活動は少しずつ進んでいるものの、被災地には未だ震災がれきが積み上げられその惨状が被災者生活の目前に存在し、原子力発電所周辺住民の困難な状況は解決する目途も立たず、真の復興には未だ遠き道のりであると言わざるを得ない。

この大震災がもたらした最大遡上高40.1mにも上る鉛色の大津波は、全てを一瞬で消滅させた。そして、家族を失った被災者の多くが、「私の時計はあの日から止まったままだ」と語るように、東日本大震災は多くの人々の時間を止めてしまったのである。私はこの大震災を単純なひとつの災害ではなく、失われた家族や人々とのつながり、生まれ育った故郷の風景、住み暮らす家、学校や会社など、ありふれた日常との「断絶」を一人の被災者に一度に課した悲惨な事故と捉えている。今上天皇から私たち国民に発せられた御言葉にもあるように、何よりも被災地と被災者に心を寄せることこそが、震災からの復興が進む原動力であると思う。そして被災地に多くの希望が生まれるように、時計の針をすすめたいと切に願っている。

『時計の針が前にすすむと「時間」になります 後に進むと「思い出」になります』
寺山 修司「思い出の歴史」より

私たちは、震災直後から今日まで全国の多くの仲間とともに、復興に向けた支援活動に取り組んできた。震災から一日も早い復興を成し遂げるために、私たちは「決して歩みを止めない」という強い決意をもって、変化する被災地の状況とニーズをしっかりと捉えるとともに、「東日本大震災復興指針」に基づき、今必要とされる支援活動を進めていきたい。

また、震災だけでなく、豪雨による災害も多発しており、これから起こりうる自然災害に備え、地域の防災・減災力を向上する防災教育を推進するとともに、新しい防

災の物資備蓄パッケージである J C - A I D を普及させるなど広域災害で起こりうる被害に迅速に対応できるように取り組んでいきたい。さらに、既存の J C の災害ネットワークを行政や企業や他団体との連携を図れる強固なものに発展させることにも取り組んでいきたい。

未曾有の災害で失われた多くの悲しい犠牲の代償として得た学びは、私たちの「決して忘れない」という強い決意により未来への希望につながると確信している。

【地域から日本を再生する】

「ソーシャル・ストック」という概念がある。直訳すれば「社会資本」だが、従来のハードな資産のみならず、地域の歴史や文化、伝統、習俗や景観など、その地域社会に永年に亘って大切にされてきたソフト資産を含む概念として使われている。まちおこしや村おこしは、この「ソーシャル・ストック」を地域の人々が発見し、まちづくりのコンセプトのベースとして共有することからはじまるのである。

それぞれ人に違いがあるように、地域にも地域の数だけ違う歴史や文化や特徴がある。また、そこには地域特有の問題があり、その地域を輝かせるためには、それぞれの地域が再生を目指すという同じ目的をもつとしても、その手段は画一的なものではなく、そこにしかない解決方法を見出して、取り組むべきなのである。また、全国を見渡しても市民を導き、問題解決に向けて積極的に取り組むはずの地域のリーダーは少なく、切望する声が高まっている。自らが住まう地域であるからこそ情熱と気概をもった人材をこれまで培ってきた日本 J C のプログラムを積極的に活用することにより、地域のリーダーへと育てていかなければならないのだ。

そして、地域にはそれぞれ独自の歴史と文化が溢れており、そこには現代まで継承し続けてきた人々がいる。また近年、陶磁器、木工品、織物など地域の伝統技術は、その人々の手により、最先端のデザインや技術だけでなく、その背景に纏わる興味深い物語などが融合し、より価値あるものとして発信されている。そこには地域を想う人と人との信頼により結ばれたつながりが必ずあるのである。日本 J C はまだ地域に眠っているであろう食、伝統工芸、歴史資産や生活文化など、さらにはその地域の誇りとなっている芸術にも着目し、有形無形に関わらず、地域資源を磨きあげ「地域のたから」を創造するという取り組みを支えていきたい。その地域の人々でしか加えられない物語を活かして、磨きあげる技術ともいえるべき想像力をもっている人材も育成することで、人と人、人と地域、地域と地域をつなげていきたい。

そこにしかないものだから、その地域の「ソーシャル・ストック」があるからこそ活かされる地域資源がまだまだ眠っている。磨きあげられた「地域のたから」が新たに地域の代名詞として広まることが地域の再生につながると確信している。

また、日本経済を再生させる原動力が地域にあることはいうまでもない。そして、地域においては自立した持続的、安定的な発展に寄与する輝く企業の存在が必要なのである。しかしながら、長期に亘るデフレに加え、今後さらに進行する少子高齢化、人口減少は、確実に国内市場を縮小させる。また、労働力の減少による生産性の低下を加速させ、国内を主たる市場とする地域に根ざした多くの企業は、苦境に立たされる可能性がある。青年会議所メンバーのほとんどが経済人であることから鑑みても、青年会議所運動の力の源泉である地域企業の未来像を今、しっかりと描くことは我々にとっての責務である。

少子高齢化社会における、わが国の雇用と経済活動の根幹を支える地域企業の成長に向けたモデルづくりに取り組むことで、疲弊する地域の未来を切り拓くとともに日本経済の再生につながる道筋を確かなものにしたい。

【我々は日本そのものである】

2012年、日本JCはJCI ASPAC香港大会をはじめとする4つのJCIエリア会議において、JCIオペレーションホープを通して世界中の仲間からいただいた東日本大震災に対する支援に感謝を伝える機会があった。「ありがとう」の気持ちを伝えた我々に、各国メンバーから涙ながらにスタンディングオベーションが送られた。私は世界とのつながりを感じるとともに、我々が、日本国の代表として受け止められていることを強く感じた瞬間であった。現在、国際青年会議所（JCI）は120を超える国と地域によって構成されており、我々が日本そのものであるとの意識をもって海外との接点をもつことは、世界の中の日本を身近に感じることができる機会であり、国際社会におけるわが国の役割を考える貴重な機会になると思う。国益を守る外交は政府が行うものである。我々は国家青年会議所（NOM）として民間外交を基軸とした世界平和に寄与する取り組みを行うことで、国際社会の一員として、また、JCIのリーディングNOMとしての役割と責任を果たすべきなのである。

日本JCでは、JCIが推進する国連ミレニアム開発目標（UN MDGs）を切り口とした運動をすでに進めている。引き続き2015年の達成に向けて、UN MDGsの意義と目的を子どもから大人まで広い世代に広げるとともに、マラリア撲滅運動の一環であるJCI NOTHING BUT NETSキャンペーンを全国の各地域で展開していきたい。国内における、この草の根レベルの取り組みを、国際社会への貢献にしっかりと結びつけたいと思う。

2012年、これまで取り組んできた「OMOIYARI」プログラムがJCI公認プログラム（JCI公式コース）として承認される予定である。日本の美德の象徴が、より力強く世界に向けて発信されることは世界平和の実現に向けての前進を表している。日本は世界になくってはならない国であるという誇りをもって、自ら一人ひと

りが外交の担い手であることを自覚し、積極的な民間外交や互いの文化を尊重し合う相互理解により恒久的な世界平和の実現へと確かな歩みを続けていこう。

【世界の中の日本】

近年、国際社会では中国の成長について頻繁に報道されているが、私たち日本の成長はもっと凄まじかった。年率30%近い成長が毎年東京オリンピックの開催まで続き、日本の国内総生産（GDP）はアメリカに次ぐ世界第2位となった。しかし、現在は中国に追い抜かれGDPは第3位となり、未だ交渉の低迷する環太平洋パートナーシップ（TPP）協定をはじめとした自由貿易の未来は迷走している。過去40年間というものの日本の企業は国内市場を制することで世界において地位を築いてきたが、日本経済全体が縮小傾向にある今、国内だけでなく世界の市場で立ち位置を確保しなければならない状態にある。民間外交の担い手として2010年より携わってきた、世界のアントレプレナーたちが集う、G20YEAにJCが日本の青年団体をまとめ、積極的に参画していくべきと考える。

また、いうまでもなく世界の経済の中心は大きく西から東へと、つまりアジアへと動き始めている。アジアにおける各国の勢力均衡が変化する中、日本がアジア、特に東アジアの近隣諸国とどう向き合うかは、わが国の繁栄にとって肝要な点となる。とりわけ中国との関係は、アジア地域の安定のために重要なものである。中国とはお互いがもつ歴史認識の相違など、解決に向けて取り組まなくてはならない問題が多く存在するものの、日本と中国の相互発展につながる民間外交を考えるに、相互依存のもと、地域間の関係を強化することは必要不可欠であると考え。1986年からのカウンターパートである中華全国青年聯合会と2009年に合意した「日中中期ビジョン5ヵ年計画」に基づき、お互いの地域間の交流をしっかりと図り、継続して相互理解と友好交流による民間外交を行うとともに、未来を見据えた効果的なパートナーシップのあり方を考えたい。また、近隣のアジア諸国と相互発展をしていくために、引き続き、相互理解の機会を創出することで、アジアから世界の平和に貢献していきたい。

自らの立場を主張しつつ、国際社会に対して主導的役割を果たしていく日本であるために、民間外交の一翼を担う国家青年会議所として、未来における世界の中の日本の確かな立ち位置をしっかりと描いていきたい。

【日本の青年会議所運動】

青年会議所は紛れもなく地域のために存在する。それは、それぞれの地域社会がもっている問題を青年の英知と勇気と情熱をもって解決することにこそ、青年会議所の

価値が生まれるからである。我々は「明るい豊かな社会」という理想を掲げ、未来づくりへの信念を決して曲げることなく、青臭くも侃々諤々と議論を繰り広げ、責任時代の希望と行動を自己開発しながら実現させるのが青年会議所運動であり、青年団体は数多くあるが、その真っ直ぐさゆえ、唯一無二の存在なのである。全国の701LOMには間違いなく「学び舎」としての魅力があり、地域を想い、学び得たことを行動で示し地域社会へ還元し続けてきたのである。だからこそ、自信をもって市民・行政・企業・他団体とも連携し、我々の描く「明るい豊かな社会」である「生き抜く力」と「生かされていることへの感謝」が漲る社会に向かって、運動を展開しようではないか。

現在、多くのLOMが会員減少に悩み、組織の運営に苦慮している。私はLOM会員の増強に取り組むにあたり、今一度私たち自らがどう成長してきたのか、どのように地域と向き合ってきたのか、そして自分たちの運動で地域がどう変化したのかを、これから出会うであろう仲間に自らの経験として熱く語り続けることが必要であると思う。なぜなら、その語り手はJAYCEEそのものであり、地域を想う人間そのものであり、自分に感動を与えた人や出来事で漲るその声は必ず相手の心に響くものとなるはずだからだ。まちづくりには、多くの人々の共感を得なくてはならない。つまり、それは「一人のまちづくり」から「二人のまちづくり」、「三人のまちづくり」へと変えることであり、青年会議所が意識変革の団体として、基本運動であるLOM会員増強に真摯に取り組む理由なのだ。また、自分を開発し自分を高めていく喜びも青年会議所では経験することができる。そのためには、心の琴線に触れ、自分を変えてくれる環境に身を置くことが必要である。ぜひ理事長のみなさんには、多くのメンバーを日本JC、地区協議会、ブロック協議会、またJCIへと出向させていただきたい。さらに、国内外で開催される諸大会・事業へも積極的に参加させていただきたい。

この大きな転機を迎えた今だからこそ、全国各地にいるJAYCEE一人ひとりがそれぞれの地域で今まで以上に意欲的に活動できるように、意識変革を誘発するインセンティブを互いに提示し、全国701LOM、40,000名の同じ志をもったメンバーとともに、青年の英知と勇気と情熱をもって、地域をそして日本を照らす青年会議所運動を進めよう。

【地域を輝かせる組織であるために】

日本JCは、全国701の会員会議所によって構成されており、いうまでもなくその会員会議所のために存在している。従って、本会、地区協議会、ブロック協議会は、各地の青年会議所運動が価値をもって展開され、地域にとってなくてはならない信頼される青年の団体であるために、全てにおいて会員会議所の発展につながる運営をしなくてはならない。そして、その運営にあたっては地域によって異なる悩みを抱える

会員会議所に、よりきめ細やかなサービスを提供するために、あらためてガバナンスを強化し、一貫性のある情報の受発信をするとともに、本会と地区協議会、ブロック協議会がそれぞれ有機的に結びつく組織連携が必要である。

東日本大震災を鑑みても広域的で各都道府県を横断的に連携することが求められている今、日本ＪＣの組織である地区協議会は、１０地区それぞれの総合調整機関であり、地区協議会会長は、日本ＪＣの議決権を有する常任理事でもあることから、会員会議所と本会を双方向でつなげる担いがある。日本ＪＣが展開する運動、事業の多くの情報を各地へ届けてもらうとともに、地域から日本を輝かせる観点に立ち、ともに運動を進めていきたい。そして、４７ブロック協議会においては、各々の伝統と特色を持ち味としながらも会員会議所に最も身近で頼られる存在であり、有事の際の連携調整はもちろんのこと会員会議所の抱える問題や課題がそれぞれ違うことを鑑みるに、ブロック協議会のもつ可能性は幅広い。会員会議所にとって、２０１３年１１月に移行期間が期限を迎える公益法人制度改革など、最も必要なサービスを提供していきたい。さらに本会は、公益社団法人へ生まれ変わり４年目を迎え、また、団塊ジュニア世代卒業後の今後の著しいメンバー数の減少も鑑み、あらためて組織運営を点検し公益性と組織の透明性をもち続けるとともに、会員会議所を地域において輝かせ続ける組織の進化に取り組みたい。そして、地域を照らす運動と組織を輝かせるために会員会議所を支えていくとともに、未だ青年会議所運動が存在しない地域にも向き合い、その地域の発展に不可欠なＬＯＭの拡大にも取り組んでいきたい。

日本ＪＣが誰のための組織であるのか、その我々の責務を日本ＪＣのこれまでの弛まぬ前進を止めることなく、会員会議所の負託と信頼にしっかりと応えていきたい。

【決断できる日本を創ろう】

東日本大震災のあの日から、日本は新しい時代へのスタートを切った。わが国は再び希望を取り戻せたのだろうか。未曾有の惨事は予測できないものであったが、国家としての混迷、停滞は容易に想像できたかもしれない。今の日本は決断をせずに、問題解決を先送りすることが繰り返されている。

私たちは、日常生活のささいなことや人生において、どんなに迷ったとしても進む道を選ばなくてはならず、多くの判断のもと、決断を重ねながら未来に向かって進んでいる。世界を見ても変化が早く、その変化に加速がつく時代。一瞬の判断が取り返しのつかない時代となった。新しい変化は生まれては消え、掴みかけた問題解決への道筋や、ヒントは瞬く間に過去のものとなる。私たちには、これまで以上に変化を的確に捉える能力が求められている。そして、未来は私たち主権者の決断に基づく行動が創るのだという気概が必要なのである。私たちの決断の先に日本の未来があるのだ。我々には、身近な社会を変え、国を変えていく無限の可能性のあることを私は信じて

疑われない。いつの時代も斬新な創意に満ちた青年の力こそがその原動力になったことは歴史に明らかなことである。今、日本は世界のどの国も経験したことのない、手引きのない問題に取り組んでいる。その意味において、私たち青年という責任世代が未来への希望をもって問題解決に向かって決断を積み重ねていくことは、私たちがお手本を創ることになり、日本が世界をリードする国に導ける可能性がある。何も解決策がないのであれば、自分たちで創ればよいのだし、もともと私たちは、そうやって幾多の困難に取り組んできたのである。乗り越えていく日本の経験を世界に発信することで、国際社会が抱える様々な問題の解決に貢献することができるのではないだろうか。

さあ旅立とう。今日とは違う明日を始めるために。今日を未来へとつなげるために。理想とする新しい日本に向かって。決断できる日本を創ろうではないか。

【結び 勇壮なる日本へ】

我々は振り返ることを許されていないわけではない。しかし、振り返ることだけでは未来を創ることはできない。ただ、未来をみつめる強い信念こそが、現状を突破する術であることを知っているはずだ。

『人は現状を見て、なぜこうなのかを問う。

私はまだ実現していないことを夢に見て、なぜできないかを問う。』

ロバート・ケネディ

未来を夢見るには、前向きな姿勢とそれを描く力が必要である。夢を叶えるには、ぶれることのない強い信念で新しい変化を生み出し続けることが必要である。

その変化の先端にいるのが我々 J A Y C E E なのだ。絶えることのない前進を続けよう。悲しみも喜びも引き連れて、たとえ壁が高くとも、前が暗くとも。消えない希望と終わらない夢を乗せて、妥協することなく未来へ前進し続けるのだ。新しい時代へ日本を導いていこう。

改めて、ここに宣言する。我々は、未来を創る。もう一度真っ白なキャンバスに過去からつながる未来への希望を一本一本書き足していこう。表現しよう。その一本一本は、全てにつながっているのだ。

勇壮なる日本へ。気概と覚悟をもって、我々は人々の燈火となる。

公益社団法人日本青年会議所 2013年度 基本資料(案)

基本計画 (基本理念・基本方針)

基本理念

未来への決断
全てとの「つながり」による
勇壮なる日本の創造

基本方針

1. 自覚と気概をもった新しい日本の創造
2. 未来を切り拓く日本人の育成
3. 「つながり」に溢れた輝ける地域の再生
4. 民間外交を基軸とした恒久的世界平和の実現
5. 公益性と透明性をもち続ける組織への進化

公益社団法人日本青年会議所

2013年度 基本資料

事業計画

[1] 日本青年会議所が各地会員会議所に重点的に依頼する運動・事業

1. JCI NOTHING BUT NETSキャンペーンの推進
2. 選挙におけるマニフェスト型公開討論会の推進
3. 道徳心を育む運動「徳育」の推進

[2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

- | | |
|---------------------|-------|
| 1. 京都会議 | 【 1月】 |
| 2. 総会・復興創造フォーラム(宮城) | 【 3月】 |
| 3. サマーコンファレンス | 【 7月】 |
| 4. 全国会員大会(奈良) | 【10月】 |
| 5. 国際アカデミー | |
| 6. 人間力大賞 | |
| 7. 褒賞 | |
| 8. 各種視察団・使節団の派遣 | |
| 9. 国際協力 | |

[3] 日本青年会議所が提唱し、各地会員会議所が主体となってブロック協議会、地区協議会と共に行う運営

1. 公益法人制度改革移行に伴う情報共有
2. JCCSの加入促進

[4] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

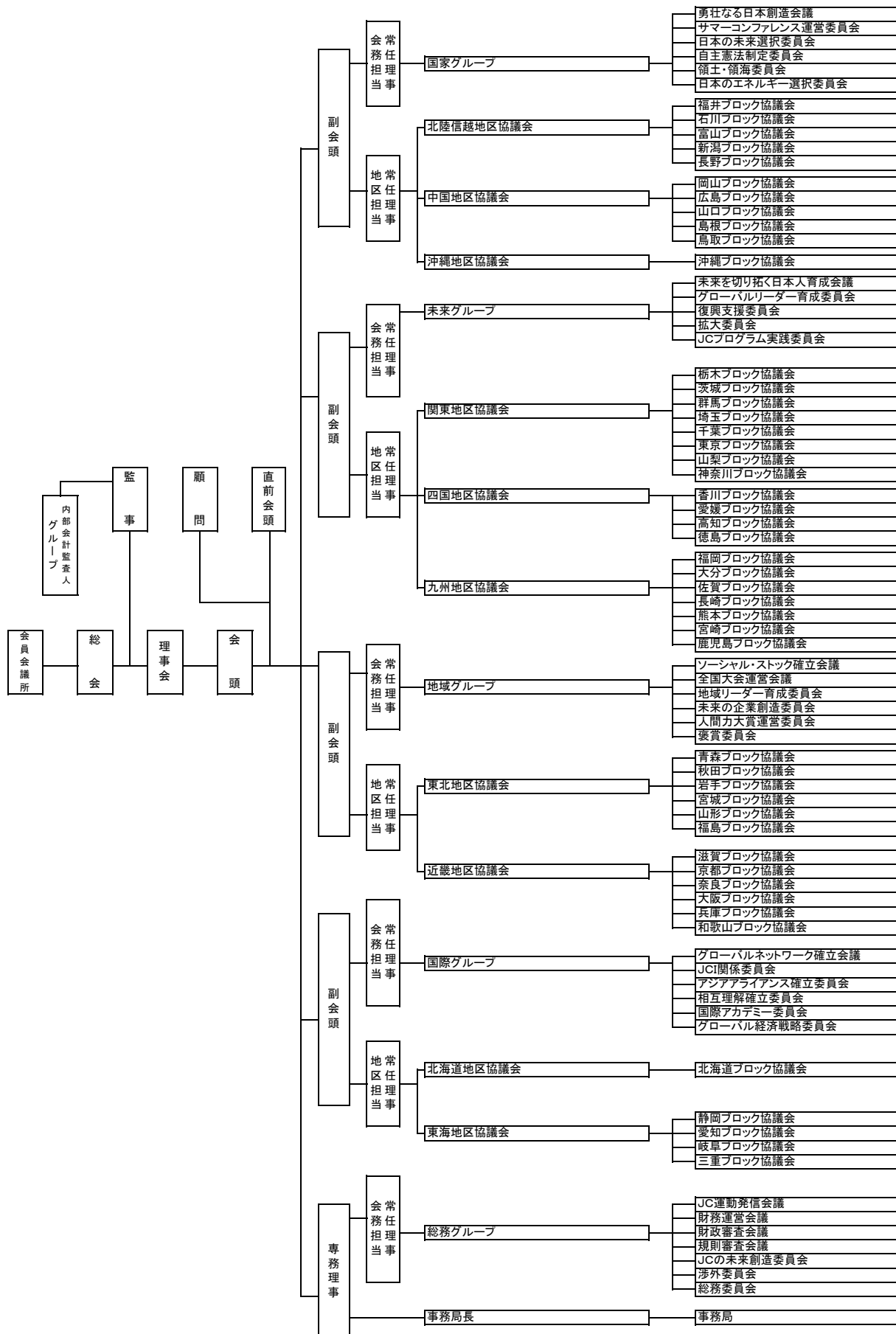
- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1. JCI ASPAC(韓国/光州) | 【5月】 |
| 2. JCI グローバル パートナーシップ サミット | |
| 3. JCI 世界会議(ブラジル/リオ・デ・ジャネイロ) | 【11月】 |
| 4. JCI アワードへの申請 | 【5月・11月】 |
| 5. JCI NOTHING BUT NETSキャンペーンの推進 | 【通年】 |

[5] 日本青年会議所が会頭所信に基づき、協議会・会議・委員会が行う運動・事業

公益社団法人日本青年会議所 2013年度スローガン

新しい時代への燈火となれ！

公益社団法人 日本青年会議所
2013年度 基本資料
組 織 図



公益社団法人日本青年会議所
2013年度 年間公式スケジュール

2012年11月30日現在

[illegible]

選管書式：3

2012年6月26日

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会

2012年度会長選出管理委員会

委員長 島村 茂幸 殿

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会

2013年度会長立候補 意見書

社団法人 水戸 青年会議所

氏 名 稲毛 一樹

主体的な人財が溢れる関東地区の創造
～礎である関東地区から日本を変える～

■はじめに

第2次世界大戦の敗戦により、焦土と化した私たちの祖国日本。祖国復興の為に、全身全霊をかけて邁進してきた先人たちの功績により、我が国は驚異的な経済発展を遂げ、世界第2位の経済大国・技術立国としての地位を揺るがないものにしました。しかしながら、経済成長の過程で物質的な豊かさを追い求めるあまりに、日本人として大切な心を失ってしまったのかもしれません。そして、国家も日米安保条約のもと、国防や外交をアメリカに依存にして、経済発展に邁進してきた結果、国民もお任せ主義になり、何か問題が起きても、解決に向けて自ら考えないようになってしまいました。

現在の日本が抱える諸問題を、単に国の対応が悪いとか、誰か他人の問題にしているだけでは、現状からの変化は何も生まれません。幕末から明治期にかけての日本人に宿っていた、思いやりと助け合いの気持ちを持ち、国民一人ひとりが依存体質から脱却し、問題解決に向けて、自ら考え行動を起こさなければならないのです。

自らが変われば地域が変わる。

地域が変われば社会が変わる。

そして社会が変われば日本が変わる。

今の日本において将来への夢や希望を語れるようになる為に、「自分の人生や自分の国は自ら切り拓きそして守る」「利他を重んじる精神と公供心をもう一度深く意識する」ことで公の精神に満ちた、主体性溢れる人財を育て参ります。そして、未来への可能性を切り拓く原動力となる人財育成こそが、閉塞感漂う現在の日本を明るくし世界に誇れる日本を創造するのです。

■東日本大震災からの真の復旧・復興への歩みと有事への備え

昨年の東日本大震災の発災後、日本全体が「絆」を掲げ国民全体で助け合う大切さを意識しましたが、徐々に震災事態が風化されつつあります。しかしながら被災地においては未だ震災の傷跡が癒えずに苦しんでいる人が沢山います。また、本年も茨城・栃木突風災害が発生し、有事と呼ばれる災害がいつ発生するのか解りません。我々は有事の際には「想定外」という言葉で簡単に片づけるのではなく、常に想定外の事にも備えておく必要性があります。

まずは、昨年発災した東日本大震災からの復旧・復興へ向けて、被災地の要望は何かを把握する為に、関東地区協議会が被災地に出向いて生の声を聞き、正確な情報を共有することで、効果的な被災地支援に繋げていきます。そして、未だ苦しんでいる被災地の子どもたちが、心から楽しめる機会を設けることで、笑顔を取り戻します。また、2012年に検証を終える「KADSネット」という、関東地区協議会の災害ネットワークの最新情報をメンバーに説明し、実務体験をすることで、実際に発動する時の流れを理解して頂き、実務的に機能する「KADSネット」を確立します。

関東地区協議会は全国の牽引役として、平時より災害への備えをしておくことで、有事の際には地域の人々の生命と財産を守る迅速な行動を行います。

■首都直下型地震に対する備え

我が国戦後最大規模の巨大地震災害となった東日本大震災により、災害に強い国土づくりが改めて重要な課題となっています。その中で、首都機能が一極集中する東京において予測されている、首都直下型地震による大規模災害への対応を、喫緊の課題として強く意識していかなければなりません。

まずは、日本において近い将来発生が予想される大規模地震の1つである「首都直下地震」について学ぶことで、大規模災害への切迫性を認識し、首都機能の一極集中している事の問題点を理解します。また、首都直下型地震が発生した時の人的・物的被害や経済被害は基より、政治・行政への被害を理解することで、リスク軽減策が我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題であることを認識し首都機能分散への機運を高めます。さらに、東京に残さなければならない機能や組織、分散させるべき機能や組織についての費用対効果の面から学ぶ事で、効果的な首都圏一極集中緩和策を理解します。

我が国の首都が、3権（司法・行政・立法）の中枢機関が所在する政治中心地であるのみならず、経済・文化などが複合的に一極集中した、国の中心都市であることを再認識することで首都機能分散への機運を高め、有事の際に国家機能が停止という、あってはならない事態を起こす事無く、国民の生命と財産を守る災害に強い国家を創造していきます。

■主権者としての国民の義務を果たす 依存体質からの脱却

(1) 政治への参画意識を高める、公開討論会の推進

2009年に起きた自民党から民主党への歴史的政権交代。国民は、現状からの変化や未来への希望を感じた事でしょう。しかし、与野党ともに国民不在の議論が展開される中で国民はさらなる政治不信になり、政治に興味を持たない有権者が増え、投票率の低下を引き起こす負のスパイラルに陥っています。しかし、私たちの生活や未来の大切な事を決めているのが政治です。選挙権は、国民の権利であると同時に義務である、という考えこそ責任ある市民のあるべき姿であります。

まずは、8ブロック協議会の皆様のご協力のもと、各種選挙においての公開討論会を推進します。そして、候補者が、どのようなビジョンをもって未来を考えているのか、有権者に理解をして頂き、政策本位で1票を投じて頂く事に貢献します。また、我々国民が政策本位で選んだ候補者が、当選後もきちんと約束を守っているのかを確認するマニフェスト検証大会を推進することで、マニフェストの重要性を訴えます。さらに、マニフェストサイクルの構築を推進することで、投票を行う大切さを認識し、国民一人ひとりの政治への信頼を取り戻します。

有権者一人ひとりの政治への関心が高まり、主体的に投票を行う人財を育てていく事で、政治家の意識を変え、より民意が反映された政治が行われる事に繋がり、日本や子どもたちの未来を明るくものにします。

(2) 国民の生命と財産を守る自主憲法制定に向けて

日本国憲法は、昭和22年（1947年）に施行されてから一度も改正されたことはありません。改憲論を述べるだけでも問題発言視される時代がありましたが、そのような長年の風潮が国民の憲法に対する意識を遠退けていったのです。しかし、施行後65年間が経過し様々な点で日本国憲法は現在の時代にそぐわない点もでてきています。また日本本会としても長年に渡り、憲法の生い立ちや自主憲法制定に向けた取り組みを行ってきたが、いまだ自主憲法制定に向けた国民意識の醸成はされておらず、引き続き基礎の部分から発信を行っていかねばならない。

まずは、日本国憲法が占領軍によって制定され、日本国民の価値観が反映されていない事を理解し、今の日本国憲法に必要なものは何かを議論する場を設け、日本国憲法が我々の生命と財産を守るものになっているのか意識することで、自らの国の憲法は自らが創るという自主憲法制定に向けた意識を喚起していきます。そして、大規模な自然災害や他国からの攻撃といった非常事態が起きた際に、内閣に大きな権限を集中させ迅速な対応ができるように、国家非常事態対処条項の必要性や現代の日本社会にマッチした憲法を私たちが意識する事で、憲法を身近なものに感じて頂き自主憲法制定への機運を高めます。

憲法記念日は憲法の誕生を祝う日ではなく、国民一人ひとりが日本国の最高法規として憲法が担いを果たしているか真剣に考える日であります。歴史的大事業とも言うべき自主憲法制定に向けた運動を通じて、今の日本のあるべき姿を国民一人ひとりが真剣に考えることで、日本人が自信と誇りを持ち、国としての纏まりを創っていきます。

■日本の未来を切り拓くリーダー育成

各地会員会議所の様々な運動において、公益性を求められている現在、メンバー研修に時間を費やせないという悩みを多く聞きます。しかしながら、日々成長をしていく事が私たち青年会議所運動の本質であるといっても過言ではない中、多様な視野を持つ為の研修は、大変重要度が高いものであります。

まずは、自国の歴史をしっかりと学び、先人たちの想いや精神性を理解する事で、日本人としての誇り・使命を身につけます。そして、戦前の日本のリーダーから、国家を第1優先に考え行動をする高い志を学ぶ事で、国家再生への情熱を掻き立てます。また、学ぶ機会だけでなく関東地区内から集まったメンバー同志の交流を図ることで、様々な人との出会いの中から、自らの見識を深め、ネットワークを拡げます。

広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を兼ね備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーと私たちになる事で、世界経済が激変し、多くの課題を抱える日本の未来を切り拓いていきます。

■関東地区協議会としての担い

(1) 公益社団法人としての関東地区協議会の担い

我々は、公益性をもって社会的責任を果たしている団体です。2009年に制定された、日本JCコーポレートガバナンスによると、「日本JCでは組織を運営するにあたり、健全性・透明性・効率性を高め、公益性のある運動を遂行するために、ガバナンスの強化に努めています。これをもって、社会からの信頼を獲得し、公益法人として相応しく市民から高く評価される団体を目指します。」と記されています。関東地区協議会としても、日本本会と連携を密にして、徹底したガバナンスの強化に努めていきます。また、2013年は、法人格移行の移行猶予期間の最終年度になります。長年歴史を育んできた各地会員会議所が、更に良い運動展開を行えるように細心の注意を払い、各地会員会議所において弊害が生じる前に、関東地区協議会としても迅速に支援をしていきます。

(2) 日本青年会議所本会と8ブロック協議会との連携

公益社団法人日本青年会議所の下部組織である関東地区協議会として果たさなければならない責務は、関東地区内8ブロック協議会との連絡調整をすることです。日本本会が国家問題として早急に取り組まなければならない問題、または広く国民意識に伝えていかななければならないことを、8ブロック協議会の皆様にご理解を頂けるよう、相互的な議論を尽くしながら推進していきます。また、関東地区内の各地会員会議所の抱える悩みを、一番理解しているのは8ブロック協議会の会長の皆様です。8ブロック協議会の会長の皆様と地域の悩みを議論できる場を設け、そして悩みを迅速に日本本会へ報告し、主体性と責任を持って共に解決に向けて歩んでいきます。

(3) 効果的な情報発信で我々の運動を広く伝播する

我々の運動は多くの人々に知って頂き、そして記憶されることで、さらなる効果が生まれます。そういう観点で対外への広報はJCの社会的価値を発信する重要な役割を持っています。WEBはもちろんSNS等の電子媒体も有効活用し戦略的に広報を考え地域社会

全体を巻き込むことにより確かな存在力のある組織に進化していきます。

まずは、関東地区協議会内の各地会員会議所の例会情報をWEBにて告知することでLOMの交流を促します。そして、地域に根差した運動展開している関東地区協議会内の各地会員会議所の運動をWEBにて閲覧できるようにすることで、自らの地域における運動展開に広がり生まれるようにします。さらに、関東地区協議会として行う事業の内容を映像で保存し、後日WEBで発信することで、当日参加出来なかったメンバーや市民に、関東地区協議会の運動に対する理解を深めて頂きます。

「何を伝えたいのか」「誰に伝えたいのか」「どのような媒体・方法が良いのか」。対象者をしっかりと絞り、関心を引き出すようなメッセージを送ることで広報の効果や効率を高めていきます。

（４）開催地のまちの発展に寄与する地区大会を目指して

最大の運動発信の場である関東地区大会において、主管して頂くLOMと共に、参加者と大いに議論を展開し運動の意義・目的・成果を共有できる大会を構築します。そして、成果を共有した参加者が、それぞれのまちで運動展開していく事で、関東地区協議会のスケールメリットを活かした市民意識変革運動へ繋げます。また、多くの市民に参加して頂き、我々の運動に触れて頂く事で、青年会議所運動への理解を深めて頂き、公の気持ちが溢れる、主体的な人財を育みます。さらに、主管LOMにとって地区大会の開催が最終目的となる事無く、大会の開催によって、開催地の今後は更に輝くような大会を開催します。そして、大会を構築する上で、様々な他団体との連携により生まれる、人とひとの繋がりを活かし、主管LOMの運動展開に広がりを持って頂ける大会を構築します。また、関東地区内のメンバーが一同に会し、開催地の歴史や文化、そして地域の宝に触れる機会を創ることで、経済の活性化を促し、市民の皆様が青年会議所への認知度を高めて頂きます。

■むすびに

青年会議所の存在すらも解らずに入会をして、自らの意思もなく、言われるままに活動をしていた自分がいました。しかし「青年会議所は入会年度や年齢に関係なく、自らの意見をいう権利が担保されている団体である。だから自分の考えをしっかりと持ちきちんと意見を言えるようにならなくては青年会議所に入会した意味がない」と学び、何事も他人事にせず、真剣に物事を考えるようになった今の自分がいます。

自らの意見を言うということは、何事も他人事にせずに自分の事と捉え真剣に取り組む事に繋がるのです。

そして、「青年会議所運動を展開する上で、いくら頭で考えていても行動に移さなければ何もしない事と同じだ」と学び、行動力の大切さを学んだ今の自分がいます。

失敗を恐れずに信念をもって、果敢に行動し挑戦するのが青年の特権です。

また、昨年発災した東日本大震災において、被災した人達に笑顔や元気を与える為に、自分の事は二の次とし、時間と体力を使い復旧・復興支援に邁進するメンバーを見て、青年会議所に所属していることに改めて誇りを感じ得た瞬間でした。

公の精神をもって行動を起こせるのが青年会議所なのです。

国民一人ひとりの意識喚起を促し、日本人の底力の可能性を再認識することにより、この国の輝きは取り戻されます。我が国の行く末を、青年らしい気概をもって論じ合い、そして行動を起こしましょう。家族を想い愛することと同じように、自分の住むまちや地域を愛し、そして国を想う。

自分の地域は、自分達で創り上げる。
私たちの住む国は、自分達で創り上げる。

この国の未来を真剣に憂い考える事ができる国民が溢れば、閉塞感漂う現代から脱却し、必ずや未来へ向けて夢や希望が溢れる明るい社会が拓けます。

希望とは、新たな勇氣であり、強い意志です。

まずは、我々 J A Y C E E が己を律し、世界に誇れる日本の実現に向けて、行動し続ける新たな勇氣と、決して歩みを止める事のない強い意志を持ちましょう。そして、関東地区協議会 9 0 0 0 名のメンバーが力を合わせ、日本という国に生まれた誇りを胸に、公の精神に満ちた主体的な人財が溢れる社会を育むことで、地域再生・国家再生に取り組んでいきましょう。

その道程は、常に創造と苦悩の連続かもしれません。しかし、今こそ公の為に行動を起こせる J A Y C E E の力を発揮するときです。

私も、自ら率先して青年会議所進取の精神を胸に、そして高い志を持って、関東地区協議会内各地会員会議所の為に、公益社団法人日本青年会議所の目指す国家の実現の為に、全身全霊を持って行動することをここに誓います。

関東地区協議会基本方針（案）

選択と決断

自ら考え行動する人材が溢れる関東の創造

関東地区担当常任理事 稲毛 一樹

1 首都を有し経済の中心として発展する傍ら、雄大な自然環境にも恵まれている関東。し
2 かしながら「失われた30年」になる可能性すら感じる経済不安や自然災害によって、人々
3 は未来に夢や希望をもてなくなっています。時代の転換期を迎え今こそ、先送りできない
4 問題解決に向けて、国民一人ひとりが徹底的な分析のもと、物事の両軸を見る目を養い、
5 選択と決断することで、自ら考え行動する人材が溢れる関東を創造する必要があります。

6 まずは、国民が主権者として義務を果たすために、憲法に対する意識喚起を行い自主憲
7 法制定に向けた機運を高めます。そして、持続可能な社会を構築するために、視野を広げ
8 たエネルギー論議を行い未来へ向けたエネルギー選択能力を育みます。また、日本人の誇
9 るべき心を養うために、硫黄島事業を行い、自国を誇れる歴史観と国家観を育みます。さ
10 らに、JAYCEEとして自己を開発し己を高めるために本会と連携した研修事業を行う
11 ことで、個々の意欲的な活動に繋がります。そして、少子高齢化に伴う労働力減少を解決す
12 るために、女性や高齢者の就労形態を見つめ直すことで輝く地域へと再生します。また、
13 東日本大震災の被災地に希望を生むために、現地が必要としている情報収集を行い、有効
14 な支援活動を行います。さらに、有事の際にも国家が機能するために、効果的な一極集中
15 緩和策を学び、首都機能分散についての意識を醸成します。そして、主体的に行動する人
16 材を育むために、関東地区大会を開催し、未来を切り拓く運動への市民参画意識を高めま
17 す。また、地域から日本を輝かせるために、本会の運動・事業を会員会議所へ推進します。

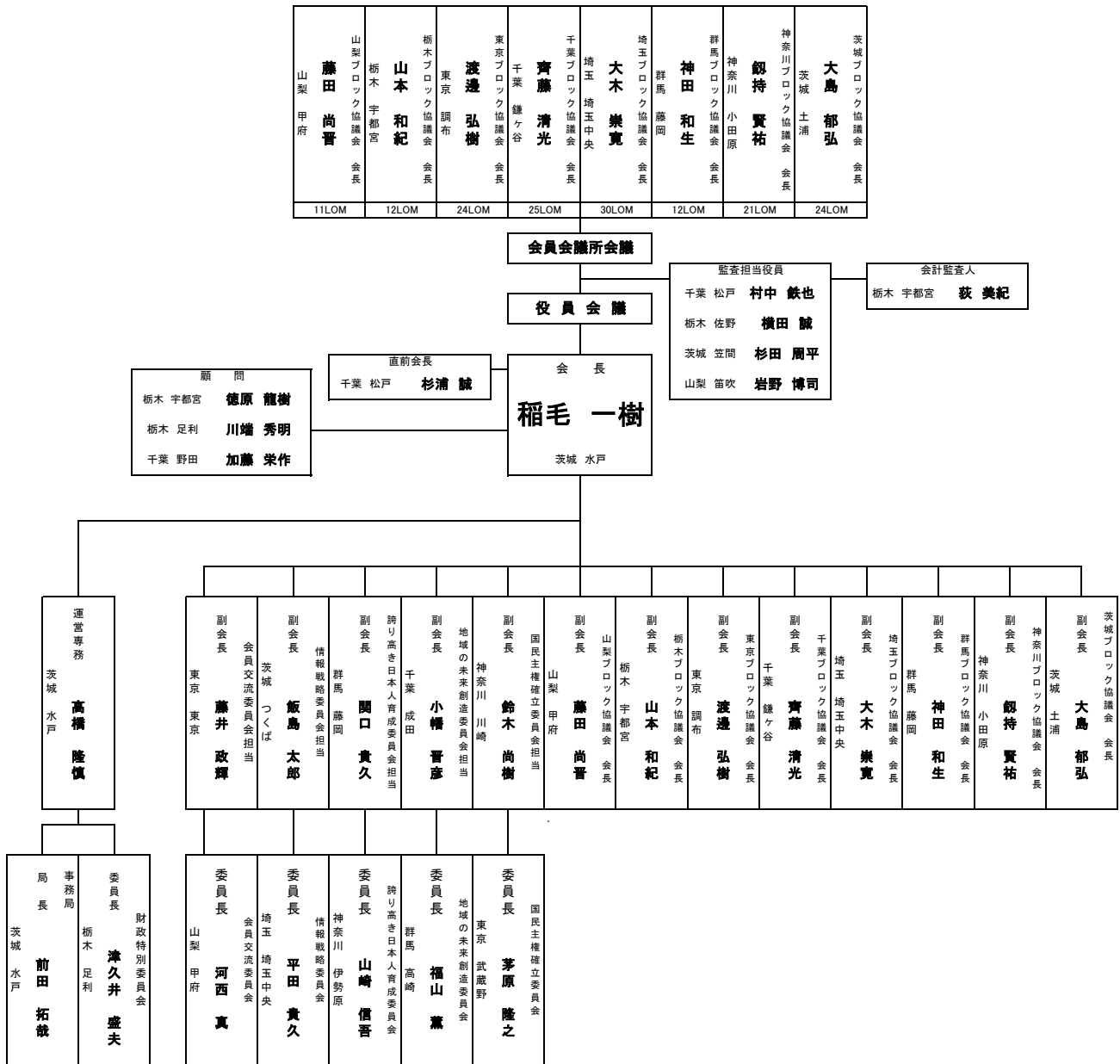
18 私たちJAYCEEが時代の変化の先端で責任と覚悟をもち運動を展開することで、己
19 の決断と行動により幾多の困難に立ち向かう人材が育まれ、自らの地域は自分達で創り上
20 げるという気概をもつ人材が満ち溢れた強い関東が実現し「勇壮なる日本」を創造します。

＜事業計画＞

- 23 1. 自主憲法制定に向けた憲法論議
- 24 2. 持続可能な社会に向けた個々のエネルギーリテラシーの確立
- 25 3. 自国の誇れる歴史観と国家観を育む運動
- 26 4. 自己を開発し己を高める研修事業

27	5. 輝く地域再生に向けた取り組み
28	6. 東日本大震災の被災地支援
29	7. 有事への備えに向けた国民意識の醸成
30	8. 関東地区大会の開催
31	9. 本会の運動・事業の推進

2013年度 公益社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会 組織図



2012 年 7 月 15 日

2012 年度 公益社団法人 日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
会長選考委員会委員長 高倉美佳 殿

立候補者氏名 大島郁弘 印

意 見 書

『 はじめに 』

経済はまだ低迷の域を出ず、欧州から発する金融不安、加えて政情も安定しないという時代に私たち青年会議所は何ができるでしょうか。世界にはいろいろな国や地域があり、それぞれ自分の地域、国のために青年会議所運動を展開しています。様々な個性が青年会議所に集まり、それぞれの地域が輝くことが出来ればその国も必ず輝くことが出来るはずです。私たち茨城ブロック協議会は、この茨城という地域、さらには日本という国が世界で輝けるような運動をしていかなければなりません。これは、規模が大きい、小さいは関係ありません。世界には131カ国および地域に、117NOM、4766LOMがあり、各地域の文化や歴史が様々なように、明るい豊かな社会のあり方は様々であって良いはずです。この茨城は自然が豊かで居住するには非常に素晴らしいところです。私たちはこの愛する茨城の地で活動をしています。豊かさ溢れるこの地域が輝くことができ、住んでいる私たちが幸せと誇りを感じられるような運動を展開していきたいと考えます。

『 災害支援 』

つくば市北条の竜巻災害に関しては対策本部が解散したとはいえ、まだまだ支援が必要な時はあると思います。つくばJCとの連絡を密にし、24LOMのネットワークでレスポンスの良い支援をしていきます。東日本大震災に関しても発災から1年半あまり経ちましたが、復興は始まったばかりか、いまだ何も始まっていない箇所も多々あるでしょう。

復興支援についても引き続き後退することなく、またこれから起こり得る新たな災害に対し、発災した場合にも迅速に行動できるように準備を整えます。日本J C、関東地区協議会と密に連絡をとり、今すべきことを今する、というレスポンスの良さで青年会議所のネットワークをフルに活用していきます。

『 茨城ブロック協議会の役割 』

茨城ブロック協議会の目的は、「日本J Cの定款で定める目的達成のため、当該ブロックに所属する会員会議所の意見を総合調整し、青年会議所運動の進展に寄与することである。」とされています。日本J Cではこの日本という国を明るく、また豊かにするために様々な運動を展開しています。日本J Cが示した様々な連携推進運動、協働運動、またL O M重点依頼運動を茨城県内に於いて展開し、この茨城の地から日本を変えたいと思います。そして各地会員会議所に一番近い日本J Cとして、日本J C、または関東地区協議会と各地会員会議所との潤滑油になり、気軽に日本J C等と連携できる環境作りが必要です。

さらに、茨城県では24の青年会議所が運動を展開しています。各地域のことはその地域の青年会議所が最もよく理解しており、その地域の問題点に対してどういう運動が有効なのかを一番身近で感じているのが各地会員会議所だと思います。各地会員会議所の運動は様々であり、素晴らしい運動展開をしている青年会議所も多々あります。そのような素晴らしい運動を茨城全土に広がりを持たせるのも茨城ブロック協議会だと考え、24の会員会議所の運動をしっかりと支援します。また、各地会員会議所同士の繋がりにも茨城ブロック協議会が寄与し、相互ネットワークで構築された茨城を創造するのが使命だと考えます。

現在、事業へのメンバーの出席率が低下の傾向にあると思います。数は力であり、声が大きければ大きい程運動に広がりを持たせることができます。茨城全体での出席率を上げるために出席率が良いL O Mを参考にしながら、出席率が低いL O Mに良い解決方法を示すことが出来ると考えます。

『 日本のこころ 』

私たち青年会議所は地域、日本、世界が輝くことの出来る運動をしなくてはなりません。それには私たちがこの国の誇りを伝えることが必要不可欠です。伝えることが出来なければ次の世代、またその次の世代、ましてや未来永劫決して自分の国を誇ることが出来ないと考えます。まずは、私たちがこの国に誇りを持つために、世界から尊敬される「日本のこころ」を呼び覚ますことと、自分の国の文化や歴史をしっかりと学ぶことが必要です。

なぜ、日本人は東日本大震災が発災時の極限状態でも規律を守ることができたのか。それは古から日本人に受け継がれているDNAのお陰だと考えます。私たちの祖先の多くは、全ての源と生きるエネルギーを太陽の恩恵だと考えてきました。私たちの国の国旗も、国歌も全て太陽が関わっているとも言われております。私たちはもともと太陽に感謝をし、太陽と共に生きている民族だったのです。明治時代から日本は欧米を見本に、また欧米の真似をして今までの繁栄を築いてきました。これからは「日本のこころ」を呼びさまし、自国を誇れる日本人と成りえた後に世界に誇れる「日本の精神文化」を再認識すべきです。自分の国の良いところを学び、実践して伝えるということは当然のことだと考えます。また、日本語に関しても私たちが使っているこの美しい言語の根源を知ることが必要であり、日本人の根源をしっかりと理解すればこの日本という国をより愛することができるでしょう。

『 国防 』

私たちの先輩諸兄は、この愛する故郷、すなわち私たちが住む日本のため、愛する家族のため戦って参りました。今日の平和な日本があるのはその賜物であることは間違いありません。仲良くするのが一番良いとは言いますが、それはお互いがお互いを尊敬し、尊重した上でのみ成り立っているものだと考えます。交渉とはしっかりと自分の立場を主張し、国益を考えた上でのみ可能ではないのでしょうか。最近尖閣諸島の問題がマスメディアを賑わせています。自国の資源を守ることは立派な権利であり、それを茨城から離れたことで関係ないと思うのではなく、自国の重大事項だと危機を感じる事がとても大事です。資源、領土、自分の国は自分で守ると国民がしっかりと意識することが出来れば世界の中でも輝ける国「日本」になり得るのです。

世界では今までに数多くの侵略の歴史があります。時には陸から、時には海から他国より攻め込まれ自分の祖国が無くなってしまった悲しい出来事も多々あったでしょう。この茨城の地も長い海岸線が存在しています。他国からの挑発、侵略は他人事ではないのです。この機会をきっかけに国防について改めてしっかりと考えることが必要です。「FREEDOM IS NOT FREE」アメリカ ワシントンの朝鮮戦争戦没者慰霊碑の「追憶の池」越しに建つ花崗岩の壁の一部に、この言葉が銀色の文字で刻まれています。現在の平和は何事もなく訪れた訳では決してなく、多大な犠牲の上で現在の平和が成り立っているということを我々は決して忘れてはなりません。

『 学び 』

研修というと人々はどのようなことを想像するのでしょうか。一般的に研修とは学び、知識を得ることだけだと思われがちです。しかし学んだけではその知識を活かすことは出来ません。自分が得た知識を有効に活用してこそ茨城をより良くする運動に繋がることだと考えます。

日本J Cには60年以上の歴史があります。日本という国を明るく豊かにするため今まで培った経験と手法があります。これを利用しない手はありません。現実には日本J Cとどう関わったらよいか、またどう利用したらよいか分からない会員会議所もあるでしょう。我々茨城ブロック協議会はそのような会員会議所の力になるべきです。数多くある日本J Cの素晴らしいプログラムからその地域、または目的に合ったプログラムを取り入れ、気軽に利用できる環境をつくる、それを各地会員会議所に発信をしてゆく、それが各地会員会議所メンバー一人ひとりの成長となり、ひいては茨城全体の成長に繋がるはずです。また、学びの場は日本だけではなく。世界には131カ国および地域にJ Cがあります。海外のメンバーと交流、または共に学ぶこともとても素晴らしい経験になります。日本という国の外からまた改めてこの日本、茨城を見ることが出来ればより自分の地域に必要なこと、また自分の地域の誇りを感じる事が出来るはずです。

『 新世代 』

子どもたちはこの私たちが生きている日本の希望であります。まずは子どもたち自らが将来の日本の礎になる事を自覚するのが必要だと考えます。この地域をどうにかしたい、もっともっと良くしたい、そんな思いを持っている子どもたちも少なくはないでしょう。そのために我々青年会議所として何が出来るか。それは子どもたちの自主性を高め、子どもたちの夢、やりたい事を実現させてあげることだと思います。そして、自分たちが考え、計画し、それが実行され、その効果として自分たちの地域が少しでも前に進む、子どもたちにとってこんな嬉しく達成感が味わえることはないでしょう。さらに茨城のたからであるオセロを利用したちびっ子オセロキャラバンに絡めて、この地域のたから、歴史を学ぶことで、よりこの茨城を誇りに思ってくれるはずです。子どもたちは未来であり希望であります。新世代がこの茨城に誇りを持ち、またこの茨城に対する責任を自覚し、自らが考え行動する事が出来ればこの茨城はもっと輝くことができるでしょう。

『 選択 』

私たちは今までに途方もない数の選択をしながら生きてきました。選択というのは、「多くのものの中から、よいもの、目的にかなうものなどを選ぶこと。」とあります。この我々

が生活をしている茨城をより良くするため、また輝かせるために我々はこれからも選択し続けなければならないのです。この昨今の混沌とした世の中だからこそ判断を間違えてはいけません。

それでは我々はどのような選択をしなくてはならないのでしょうか。まず思うのは、国政、地方の選挙であります。JCメンバーはもちろんのこと、県内の一般の方々がしっかりと判断する材料を提示し、自らがこの茨城の進む道を決めるという気概を持った人で一杯になれば自ずと素晴らしい茨城になるはずだと考えます。そして、数年前では選択しなくても良かった事柄まで今では選択を迫られるようになりました。エネルギーに関する選択は今までなかったことです。時代の変化と共に選択する事由は変わってきているのです。いろいろな知識を得、自らが判断し選択する地域の創造が実現出来れば、地域が変わり、茨城、ひいては日本を変えていくことになるのです。

『 拡大 』

なぜ、私たちは青年会議所のメンバーを増やさなければならないのでしょうか。それは青年会議所の運動は多くのメンバーで活動出来れば、その成果や社会に対する影響力はより大きなものとなります。数は力となり得るのです。本来はまちづくり団体など必要のない地域であることが理想です。市民一人ひとりがまちづくりの意識を高く持っていれば自ずと地域は良くなっていくことでしょう。水面に1つの石を投じて波紋が広がるように、たった一人の意識が変わるだけで地域は変わっていきます。つまり、青年会議所のメンバーが多ければ多いほどその地域の未来は明るい筈です。メンバー一人ひとりは、青年会議所の運動を絶やさないためにも、また地域のためにも5年後、10年後の青年会議所の将来を考える責任があります。茨城ブロック協議会としても会員拡大を各地会員会議所各自に任せっぱなしにするのではなく、リアルタイムの進捗状況をブロック全体で共有し、また成功事例、手法等を提示しながら、このネットワークを活かすべきだと考えます。そして各地会員会議所の拡大に関するサポートをして、茨城全体で会員拡大の成功に繋がっていきます。

『 24の繋がり 』

茨城ブロック協議会は現在24の会員会議所で構成をされています。協議会の全ての出向メンバーが何処かしらの会員会議所に所属しており、そうであるならばブロック協議会のメリットとは何か、それは茨城ブロック協議会を通じて24の会員会議所が繋がることであると思います。

私たち青年会議所のメンバーは何で繋がっているのでしょうか。雇用関係はもちろん、何らかの契約関係で繋がっている訳ではありませんし、損得勘定だけでは「真の仲間」は作れません。私たちは「仲間意識」または「志」で繋がっているのだと考えます。同じ時間、空間を共有することで仲間意識が生まれ、また志を同じくする事で絆は強くなります。茨城県内会員会議所同士が連携し、共に運動を展開出来れば相乗効果を生み出しさらに高みを目指せると考えます。

茨城ブロック協議会は何をもとに構成されているか、それは「信頼」だと考えます。茨城ブロック協議会と各地会員会議所、また会員会議所同士が信頼の上で運動を展開する事が出来れば、素晴らしい効果を生み出し、益々茨城が輝いていくことでしょう。

『 むすびに 』

最近の経済は、厳しい状態が続いております。日本人の多くは背伸びをしようとせず、身の丈に合った行動しかしない風潮があります。だからこそ、いま青年会議所ががんばって背伸びをする時ではないでしょうか。地域の人々に明るい話題や、明るい未来を提供出来るような運動を展開していきしょう。もちろん私たち青年会議所も地域の一員です。私たちが元気になれば地域も必ず元気になれると信じています。どの位背伸び出来るかは人それぞれ違うでしょう。しかし、背伸びをすれば間違いなく今よりも高いところへ手が届きます。ひとりの少しずつの背伸びを合わせて大きな背伸びにして、メンバー個人の成長、また愛する茨城の成長に繋げていく運動を展開致します。

茨城ブロック協議会 事業計画（案）

主体的に行動する人材が有機的につながる

勇壮なる茨城の創造

茨城ブロック協議会 会長 大島 郁弘

豊かな自然と誇れる歴史や伝統をもつ茨城ですが、中心市街地の空洞化や経済や福祉などの地域格差に伴った人口流出等の問題により地域の活力は失われ、人々も自らの未来に明るい希望を見出せなくなっています。今こそ、県民一人ひとりが自らの住むまちの未来について当事者意識をもち、決して他人事にすることなく、自らの地域の活性化に気概と覚悟をもって、主体的に行動する人材が有機的につながる勇壮なる茨城の創造が必要です。

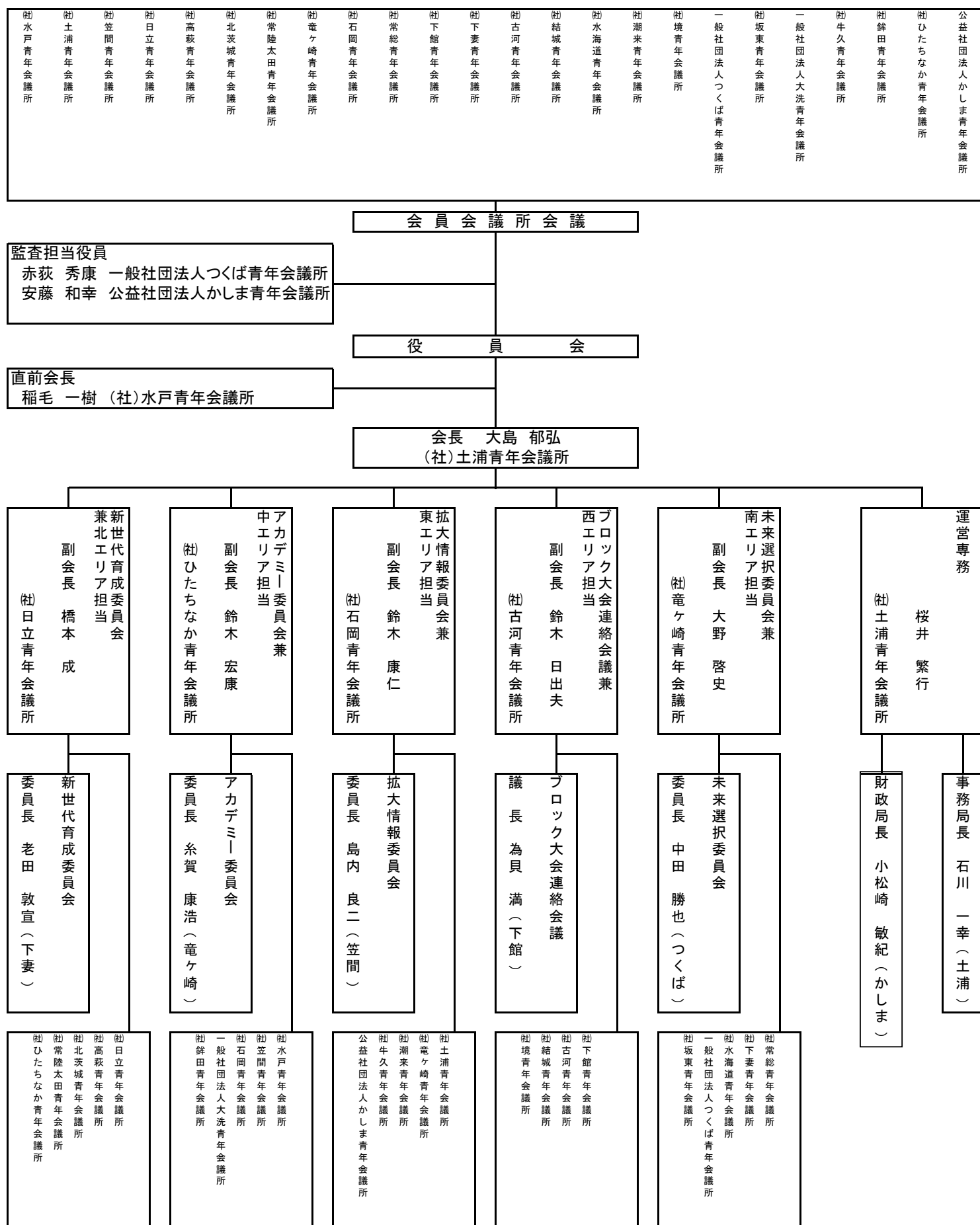
まずは、我々の運動がより大きな力を発揮するために、ブロック全体の拡大状況を把握し、候補者データを共有することで、会員拡大の成功につなげ、茨城の未来を共有できる仲間を増やします。そして、会員の資質と運動への意欲を向上させるために、アカデミー事業を開催し、問題解決に積極的に取り組むリーダーを育成します。また、政策本位による政治選択が浸透するために、マニフェスト型公開討論会を開催し、自らが覚悟をもって未来を選択することで、政治への参画意識を高めます。さらに、日本国憲法に対し、国民が主権者としての権利と義務を自覚するために、憲法フォーラムを開催し、自主憲法制定に向けての国民意識を醸成します。そして、道徳心を育むために、徳育事業を開催し、日本のこころを次世代へつなぐことで、希望に満ちた地域を創造します。また、住民自ら行動する輝ける地域を創造するために、ブロック大会を開催することで、有機的なつながりのある地域を創造します。さらに、広域災害に対して連携した支援活動を行うために、関係機関と連携をとり、これから起こりうる災害に備え、防災・減災力の向上につなげます。

我々 J A Y C E E と全ての地域の人々がお互いに助け合い、傍観者にならず、情熱と気概をもって積極的に問題解決に向かって行動し、希望に満ちた輝ける茨城へ志を共有できる信頼でつながった人材が溢れる茨城を実現することで、「勇壮なる日本」を創造します。

＜事業計画＞

1. 会員拡大の推進
2. ブロックアカデミーの実施
3. 政策本位による政治選択が浸透する事業の開催

26	4. 国民参加型による憲法に関する事業の開催
27	5. 道徳心を育む徳育事業の開催
28	6. 茨城ブロック大会の開催
29	7. 広域災害に対しても機能する J C 災害ネットワークの構築



年間事業フレーム(案)

関東地区

茨城ブロック協議会

大島 郁弘

全
国
大
会
（
北
九
州
）

世
界
会
議
（
台
北
）

京
都
会
議
（
京
都
）

復
興
創
造
フ
ォ
ー
ラム
（
宮
城
）

A
S
P
A
C
（
光
州
）

サ
マ
コ
ン
（
横
浜
）

全
国
大
会
（
奈
良
）

世
界
会
議
（
リ
オ
・
デ
・
ジ
ャ
ネ
イ
ロ
）

運動・事業名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
会員拡大の推進	引継		検証	企画立案	候補者データ 収集		候補者データ運用 それに伴うLOM支援						報告書作成		引継		
ブロックアカデミーの実施	引継		企画立案		ブロックアカデミーの実施										検証 報告	引継	
政策本位による政治選択が浸透する 事業の開催	引継		本会との 連絡・調整		マニフェスト型公開討論会の開催、本会への実施報告											引継	
国民参加型による憲法に関する 事業の開催	引継	検証及び改訂		企画	立案	コーディネーターへの要請 開催準備			開催	検証 報告				引継			
道徳心を育む徳育事業の開催	引継		検証及び改訂		事業実施計画作成		事業案内	各事業にてプログラムの実施					検証	報告書 作成	引継		
茨城ブロック大会の開催	引継		主管LOMの 現地調査及び 大会の根幹構築		事業の調査分析		主管LOMとの調整		大会全般の構築		事業のPR 及び 開催準備	主管LOMと 最終調整	大会開催	検証	引継		
広域災害に対しても機能する JC災害ネットワークの構築	引継		ロードマップ 作成		新たな災害支援協定の締結周知											引継	

2013年度 茨城ブロック協議会会員会議所会議
理事長名簿

(社) 水戸青年会議所	大高 勝利
(社) 土浦青年会議所	照屋 孝明
(社) 笠間青年会議所	大本 雄一
(社) 日立青年会議所	内山 治則
(社) 高萩青年会議所	田中 昭祥
(社) 北茨城青年会議所	村山 拓行
(一社) 常陸太田青年会議所	石川 浩嗣
(社) 竜ヶ崎青年会議所	石嶋 照幸
(一社) 石岡青年会議所	大和田 寛樹
(社) 常総青年会議所	菊地 克行
(社) 下館青年会議所	水柿 貴之
(社) 下妻青年会議所	滝沢 友一
(社) 古河青年会議所	野本 充敏
(一社) 結城青年会議所	田中 敏晃
(社) 水海道青年会議所	堀越 健太郎
(社) 潮来青年会議所	内堀 伸明
(社) 境青年会議所	赤荻 孝典
(一社) つくば青年会議所	飯田 修
(社) 坂東青年会議所	古谷 純一
(一社) 大洗青年会議所	照沼 雄司
(社) 牛久青年会議所	野口 雅也
(社) 鉾田青年会議所	本澤 彦治
(社) ひたちなか青年会議所	井上 真治
(公社) かしま青年会議所	岡田 淳

2013年度 役員名簿

役職	氏名	所属LOM
会長	大島 郁弘	土浦
直前会長	稲毛 一樹	水戸
副会長 新世代育成委員会 北エリア 担当	橋本 成	日立
副会長 アカデミー委員会 中エリア 担当	鈴木 宏康	ひたちなか
副会長 拡大情報委員会 東エリア 担当	鈴木 康仁	石岡
副会長 ブロック大会連絡会議 西エリア 担当	鈴木 日出夫	古河
副会長 未来選択委員会 南エリア 担当	大野 啓史	竜ヶ崎
財政局長	小松崎 敏紀	かしま

監査担当役員	赤荻 秀康	つくば
監査担当役員	安藤 和幸	かしま
新世代育成委員会 委員長	老田 敦宣	下妻
アカデミー委員会 委員長	糸賀 康浩	竜ヶ崎
拡大情報委員会 委員会	島内 良二	笠間
ブロック大会連絡会議 議長	為貝 満	下館
未来選択委員会 委員長	中田 勝也	つくば

運営専務	桜井 繁行	土浦
事務局長	石川 一幸	土浦

2013年度(社)日立青年会議所事業報告編



スローガン

滅私奉公

私たちの未来は、我々の青き炎の先に在る

2012 年度事業報告

2012 年度社団法人日立青年会議所

第 46 代理事長 橋本 成

本年度、我々（社）日立青年会議所は～使命と責任～というスローガンのもと地域の発展のため、子ども達の輝ける未来のための事業や運動を展開してまいりました。これもひとえに先輩諸兄をはじめとする OB、OG の皆様のご支援とご協力の賜物であるとあらためまして深い感謝の意を表する次第であります。

1 月には、2012 年度第 1 回通常定時総会の開催、京都会議と茨城ブロック協議会合同開校式をはじめとする例会や事業に多くのメンバーと共に参加し、2 月には、会員拡大委員会主管による会員拡大の重要性を喚起する例会事業の後に日立 JC シニアクラブの皆様との懇親例会を開催させていただきました。3 月にはサンドアートフェスティバル 2012 の事業説明会を協力いただく各種団体の皆様をはじめ、出店予定者と共通理解をはかるために開催し、5 月には二つの例会、助川山でのウォークラリーや例年開催しております、いばらきちびっ子オセロキャラバン 2012 日立地区大会を実施いたしました。6 月には、近年継続的に開催をしております小学生に対する職業体験事業、7 月には多くの OB、OG の皆様をはじめとする多くの協賛企業、行政、大学や個人の皆様のご協力を得ながらサンドアートフェスティバル 2012 の他、“次年度理事長と語ろう”を開催することができました。9 月には、例年通り第 2 回通常定時総会の開催、10 月公開例会として河原子北浜スポーツ広場を多くの市民に知っていただくための事業を新しい切り口として BMX やスケートボードを活用しながら実施いたしました。11 月には、10 名の卒業生を送り出す卒業式を涙ながらに催し、そして 12 月には、クリスマス例会を無事開催することができました。

本年、年当初の事業計画通り事業や運動を発信出来たのも、多くの皆様にお支えいただいたお陰であると再度認識させられますし、今後も一人でも多くの皆様と共に運動、事業の発信に寄与してまいりたいと思います。2013 年度も変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。一年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

2012年度理事会報告

第1回 1月 5日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者21名

【討議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 3月例会について(サンドアート実行連絡会議)

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 2月例会について(会員拡大委員会)

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第4回理事予定者会議議事録について

第2回 2月 2日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者22名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 3月例会について(サンドアート実行連絡会議)

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第1回理事会議事録について

第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 2月例会日程変更について(会員拡大委員会)

第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 2月例会について(会員拡大委員会)

第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 3月例会

議案名・日時・場所・案内文について(サンドアート実行連絡会議)

第3回 3月 1日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者24名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会日程変更について(未来創造委員会)

第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会について(未来創造委員会)

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第2回理事会議事録について

第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 3月公開例会について(サンドアート実行連絡会議)

第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第1回通常定時総会決算について(総務広報委員会)

第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会日程変更について(未来創造委員会)

第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会

事業名・場所・内容・趣意書について(未来創造委員会)

第4回 4月 5日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者23名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 5月公開例会について(役員会)

第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会日程変更について(アカデミー研修委員会)

第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会について(アカデミー研修委員会)

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第3回理事会議事録について

第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会について(未来創造委員会)

第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 2月例会決算について(会員拡大委員会)

- 第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 5月公開例会
事業名・日時・場所・趣意書・後援依頼書・チラシについて（役員会）
- 第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会日程変更について（アカデミー研修委員会）
- 第6号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会
事業名・場所・日時・後援依頼書・趣意書について（アカデミー研修委員会）

第5回 5月 2日（水） 19：30～ 於：事務局 出席者22名

【協議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 8月公開例会日程変更について
（サンドアート実行連絡会

議）

- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 8月公開例会について（サンドアート実行連絡会議）

【審議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第4回理事会議事録について
- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 5月公開例会について（役員会）
- 第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会について（アカデミー研修委員会）
- 第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 3月公開例会決算について（サンドアート実行連絡会議）
- 第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 8月公開例会日程変更について
（サンドアート実行連絡会

議）

- 第6号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 8月公開例会
事業名・開催場所について（サンドアート実行連絡会議）

第6回 6月 6日（水） 19：30～ 於：事務局 出席者21名

【協議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 7月例会日程変更について（選挙管理委員会）
- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 7月例会について（選挙管理委員会）

【審議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第5回理事会議事録について
- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 7月公開例会について（サンドアート実行連絡会議）
- 第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 4月公開例会決算について（未来創造委員会）

第7回 7月 5日（木） 19：30～ 於：事務局 出席者21名

【協議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第2回通常定時総会について（総務広報委員会）
- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 定款変更・諸規則改訂について

【審議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第6回理事会議事録について
- 第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 5月公開例会決算について（役員会）

第8回 8月 2日（木） 19：30～ 於：和食屋まんぼう 出席者23名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 定款変更・諸規則改訂について
第2号議案 その他

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第7回理事会議事録について
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第2回通常定時総会について（総務広報委員会）
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 6月公開例会決算について（アカデミー研修委員会）
第4号議案 その他

第9回 9月 6日（木） 19：30～ 於：事務局 出席者21名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会日程変更について（未来創造委員会）
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会について（未来創造委員会）
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 11月例会日程変更について（アカデミー研修委員会）
第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 11月例会について（アカデミー研修委員会）
第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第3回ウェルエーションについて（会員拡大委員会）
第6号議案 その他

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第8回理事会議事録について
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 定款変更・諸規則改訂について
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 7月公開例会決算について（サポーター実行連絡会議）
第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 7月第2例会決算について（選挙管理委員会）
第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 前期新入会員承認及び賛助会員推薦について
第6号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会日程変更について（未来創造委員会）
第7号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会
日時・内容・場所・事業名・後援・趣意書について（未来創造委員会）
第8号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第3回ウェルエーションについて（会員拡大委員会）
第9号議案 その他

第10回 10月 4日（木） 19：30～ 於：事務局 出席者21名

【協議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 12月例会日程変更について（会員拡大委員会）
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 12月例会について（会員拡大委員会）
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 基金取崩しについて（基金管理委員会）
第4号議案 その他

【審議事項】

第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第10回理事会議事録について
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会について（未来創造委員会）
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 11月例会日程変更について（アカデミー研修委員会）
第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 11月例会について（アカデミー研修委員会）
第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 基金取崩しについて（基金管理委員会）
第6号議案 その他

第11回 11月 1日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者19名

【協議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第4回ウェビナーについて(会員拡大委員会)
第2号議案 その他

【審議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第10回理事会議事録について
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 12月例会日程変更について(会員拡大委員会)
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 12月例会について(会員拡大委員会)
第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第2回通常定時総会決算について(総務広報委員会)
第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第3回ウェビナー決算について(会員拡大委員会)
第6号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第4回ウェビナーについて(会員拡大委員会)
第7号議案 その他

第12回 12月20日(木) 19:30～ 於:事務局 出席者23名

【協議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 一般社団法人日立青年会議所定款(案)
訂正について
第2号議案 その他

【審議事項】

- 第1号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第11回理事会議事録について
第2号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 後期新入会員承認について(会員拡大委員会)
第3号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 10月公開例会決算について(未来創造委員会)
第4号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 11月例会決算について(アカデミー研修委員会)
第5号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 第4回ウェビナー決算について(会員拡大委員会)
第6号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 12月例会決算について(会員拡大委員会)
第7号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 決算(案)について(財政局)
第8号議案 2012年度社団法人日立青年会議所 一般社団法人日立青年会議所定款(案)
訂正について
第9号議案 その他

委員会報告

●総務広報委員会●

委員長 大河原 貴洋

本年度、当委員会では理事長の掲げるスローガン「使命と責任～利他の精神をもって、共に進もう明日への一歩～」の下に、一年間活動して参りました。

昨年 11 月から基本資料の作成が始まり、同時進行で第 1 回通常定時総会の準備を進め基本資料の作成にあたりましては、年末のお忙しいなかメンバーの皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

1 月の第 1 回通常定時総会にあたりましては、事前の動員、声掛けもありまして多くの卒業生にご出席して頂き盛大に開催することが出来ました。

本年度最初の大事な例会として（社）日立青年会議所の歴史と伝統を全メンバーが強く感じ厳粛のある総会を設営することができたと思います。

そして、9 月の第 2 回通常定時総会では、今までの総会の流れのなかに新しく一般社団法人格移行に関する件および定款変更に関する件という議案が入り、専務理事・事務局・財政局と打ち合わせを行い、委員会としても気持ちを引き締め準備・設営をし、大きなミスをすることなく無事盛大に開催することができました。

上記の議案が可決され青年会議所のメンバーとして、今一度この制度改革の意味を理解し、一人ひとりの意識を高めていけば今後の青年会議所運動が、より良いものになっていくと確信します。

予定者の時期を含め約 1 年と 3 ヶ月を振り返り、基本資料の作成、第 1 回、第 2 回の総会、HP の運営管理と例年同じように行われている活動ですので、委員会全員が完璧に出来るという思いでやってきましたが、しかし、小さなチェックミスや打ち合わせの不備が出てしまい反省しなければならない点がありました。この反省を自分たちだけで留めてしまわず次年度に同じ過ちをすることのないようしっかりと引き継ぎサポートしてまいります。

最後になりますが、橋本理事長をはじめとする役員、理事の皆様、多大なるフォローを頂いた関山副理事長、美しすぎる総務広報委員会スタッフの成田副委員長、櫻井副委員長、メンバーの皆様、心より深く感謝申し上げます 2012 年度（社）日立青年会議所 総務広報委員会 事業報告とさせていただきます。

<事業内容>

1. 2012 年度定款・基本資料の作成
2. 1 月第 1 回通常定時総会
3. 9 月第 2 回通常定時総会
4. 定款・規則変更
5. 広報活動（HP 運営管理）
6. 会員の拡大

2012 年の会員拡大委員会を振り返るに当たり、先ず初めにご協力いただいたメンバー及びOB会員の皆様にまずは御礼申し上げます。

本年度、会員拡大委員会では一人ひとりに会員拡大の使命と責任が与えられていることを訴えるため、ことあるごとに情報提供を呼びかけ、また拡大通信と銘打って一方的に活動状況を配信するなど、連帯感や一体感といったものを持ってもらう事を意識して活動を行いました。中には私の行動を鬱陶しく思った方、不愉快に思った方もいらっしゃったかと思いますが、全て（社）日立青年会議所の為の行動であったことをご理解ください。しかし、大勢の仲間と気持ちが通じ合えた結果、16 名という新入会員を迎えることができたのではないかと思います。今年度の締切りという区切りは一段落しましたが、次年度以降も多くのメンバーで青年会議所活動が行えるよう引き続き会員拡大活動のご協力をお願いいたします。

12 月最終例会としては、新たな仲間とともに 1 年間の感謝の気持ちを込めてクリスマス例会を設営いたしました。責任感の強い新入会員に恵まれ、事業計画の段階から熱い議論を交わし、本番に向けた練習でも新入会員同士支えあいながら作り上げたこの例会は、多くのメンバーやご家族の皆様に笑顔で帰宅の途について頂く事が出来、新入会員にとっても思い出に残る例会になったとことと思います。

最後に、会員拡大委員会委員長という非常に有意義で貴重な時間を与えてくださった橋本理事長をはじめとする役員・理事メンバーの皆様、ご協力いただきましたシニアクラブの先輩方にこの場をお借りして改めて感謝の気持ちを述べさせていただきます。

そして、委員長職として何も分からないのにわがままばかりを言って多大なるご迷惑をおかけいたしました、関山副理事長、吉成副委員長、神田副委員長、委員会メンバーの皆様、本当にありがとうございました。

<事業内容>

1. 2 月例会の実施
2. 4 回のオリエンテーションを実施
3. 12 月例会の実施
4. 16 名の会員拡大

委員長 槇嶋雅彦

当委員会では実践的な作業を通じて、新しいメンバーの皆様に青年会議所での事業の作り方を学んでいただくよう、意識して活動してまいりました。議案書をベースに委員会で話し合いを行い、理事会で頂いた意見等について次回委員会でみんなで対応を考えるという形で委員会を実施いたしました。

6月公開例会では、市内小学生に職業体験をしていただき、未来への夢を見つけていただくという趣旨から「キッズ Dream チャレンジ」を実施させていただきました。準備段階では会場設営、各ブース担当者との打ち合わせを委員会メンバーが積極的に行ってくれたことで十分な準備をすることができ、また例会当日は多くの日立JCメンバーが参加・設営に協力してくださったことで、参加者の皆様に楽しく職業体験して頂くことが出来たと感じております。

11月例会は、今年度の卒業式を設営させていただきました。委員会メンバーには各卒業生への取材を通して、コミュニケーションを図っていただくことを意識いたしました。例会当日はいくつものトラブルがあり、卒業生の皆様や参加いただいたメンバーの皆様にはご迷惑をお掛けしてしまいました。本当に申し訳ございませんでした。今例会での反省点は次年度へしっかり引継ぎを行います。

この1年間、新しいメンバーに対して、JCとはどんなことをする団体なのか、どんなところに魅力があるのか、少しでも感じていただけるよう、スタッフで努力してまいりました。

最後になりますが、様々な点でご指導ご協力を頂きました橋本理事長をはじめといたします役員、理事メンバーの皆様、そして全ての（社）日立青年会議所メンバーの皆様に感謝申し上げます、アカデミー研修委員会の事業報告といたします。

1年間、ありがとうございました。

委員長 平尾 友弥

2012 年未来創造委員会では「親子のふれあいと愛」をテーマに委員会活動してまいりました。助川山市民の森でウォークラリー愛と絆の体験ツアーを開催。

日立の絶景が見られる、この助川山で、助川山保全クラブの協力の基、数々のアクションをクリアしながらみんなで楽しく、山登りをすることができました。

一般参加者の地域のふれあい、そして愛と絆が深まった例会だったと私はこの目で、この体で感じることの出来た例会でした。

もちろん、われわれ日立青年会議所メンバーの愛と絆も深まったことでしょう

そして 10 月例会 Future Creation ラーゴJAMが開催されました

日立には素晴らしい河原子北浜スポーツ広場があるのにもかかわらずあまりにも認知度が低い！ということで河原子北浜スポーツ広場を盛り上げたく、BMXやスケートボード、更にストリートカルチャーを交えながら若者向けに例会を開催いたしました！

全国各地からたくさんの人たちがこの例会に参加してくれました。

その中でも、キッズスクール体験教室さらにライダーたちのジャムセッションが繰り広げられ、子どもたちの笑顔がたくさん見られた一日でした。

やはり私たちができることは、元気を与えること、笑顔で楽しむ事ができる事業（JC活動）だと思います。一年間、本当にありがとうございました。そして最後に

むーちょアもーれー

議長 高村 裕

2012 年度サンドアート実行連絡会議では、継続して開催しているサンドアートフェスティバルを成功へ導くために、実行委員会との良い連携と協力団体の拡大、事業の大成功を目的に一年間活動してまいりました。

3 月公開例会ではサンドアートフェスティバルを開催する為に外部の協力団体を増やしたいと思い、市民の理解をいただきたく、市内の各種団体・企業をお招きして今後のサンドアートが進むべき方向性と開催の意義などをプレゼンしました。懇親会では参加者の方よりサンドアートについての思いと意見を多くいただくことができました。さらには、プレゼンを通して大手企業の賛同を得ることができ、日立青年会議所の賛助企業とサンドアート実行委員会加入の良い成果を上げることができました。

7 月公開例会として 3 回目となりますサンドアートフェスティバル 2012 を開催いたしました。継続して行っている事業として規模の縮小はしたくないという思いがあり、新たな催しを企画いたしました。バナナボート体験・水鉄砲バトル・パラセーリング実演・浴衣コンテスト・サブステージ演出など子供から大人まで楽しめる催しを行いました。

保坂俊彦氏と王松冠氏 2 名のプロの彫刻家をお呼びして過去最大のサンドアート制作、また、市内 8 団体と県外 1 団体の方々に 9 体のサンドアートを制作していただきました。

事業最終に行いました劇場型花火では、来場者の皆様から大きな拍手と「感動しました来年も開催してください」と感謝の言葉をいただき、盛大に事業を終えることができました。ご協力していただきました方々には感謝の気持ちでいっぱいであります。本当にありがとうございました。

初の議会組織でメンバーの皆様には出向として来ていただき、自分の担当委員会と掛け持ちになり大変だったかと思います。しかし、多くの意見と思いをぶつけていただき議会メンバー全員が事業を成功させるという想いと日立青年会議所の誇りがあったからこそ達成できたのだと思います。

私事でございますが、サンドアートフェスティバルという大きな事業に携わり、青年会議所の素晴らしさと組織力の強さに感激いたしました。また、議会の進行や人との接し方など自分の人生の大きな糧になった一年間でした。

最後になりますが、橋本理事長はじめとする役員の方々にご協力していただきましたメンバーの皆様には本当に感謝しております。一年間ありがとうございました。

《事業内容》

- 1) 3 月公開例会の主管
- 2) 7 月第 1 公開例会の主管

財政局長 佐渡 義之

2012 年度財政局は、河村副理事長、石川専務理事、小蘭江財政局次長と共に運営させていただきました。会員皆様からの貴重な会費で J C 活動が賄われていることを再認識し、有効かつ適正に資金運用することを念頭に置き活動してまいりました。

各事業においては見積書、領収書の確認により、予算通りの事業運営が行われているか、予算準拠に基づいた事業費の管理に注力してきました。また限られた予算内での費用対効果を重視し、事業内容等も精査してまいりました。

法人格移行に関しては、一般社団法人格取得にむけて役員、事務局の皆様と連携し申請に必要な書類の作成、新法人格に見合った会計基準の変更等を行ってまいりました。申請後認可がおりるのは来年度となりますので、引き続きメンバーの皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

会費収入により運営している日立 J C は、昨今の会員数の減少が続いていくと、厳しい財務状況となることが懸念されます。会員拡大に努めると同時に、新法人格認可後も視野に入れた、収入と支出のバランスを考慮した新しい運営方法も検討していかなければならないと思います。

最後に、予算上の大きな問題もなく全ての事業を執り行えたことは、橋本理事長をはじめとする役員、理事、全会員の皆様のご協力のおかげだと感謝申し上げ、2012 年度の財政局報告とさせていただきます。ありがとうございました。

《事業内容》

- 1) (社) 日立青年会議所予算（案）及び決算（案）の作成
- 2) (社) 日立青年会議所の本会計及び財務管理
- 3) 財政局会議の開催及び運営
- 4) 財政局並びに議案上程セミナーの開催
- 5) 法人格移行への取り組み
- 6) 会員拡大への協力

2012 年度日立 F C アウローラでは 6 月に開催された『東京 JC・ソウル JC 交流戦』にお招きいただき参加させて頂きました。これは私達が毎年開催していた J ヴィレッジ杯に代わる大会に繋がる交流戦でした。

今後も東京 JC・埼玉中央 JC・水戸 JC・横浜 JC と連携を組み合わせながら新たな大会開催を目指していききたいと思います。

そして 10 月に開催された第 28 回全国 J C サッカー選手権大会堺高石大会『優勝』を目指して参加してまいりました。

本年度は基本的な練習に重点を置き、実践の中での個々の成長そしてチームワークをとりながら「全力でプレーしよう。全員攻撃、全員守備」を目指し活動してきました。

そういった中で一人一人が「意識」を持って集中し、『全国 J C サッカー選手権大会堺高石大会』ではベスト 16 という結果に終わりましたが、今大会で OB、現役のメンバーがより一層チームとして一体感の持てることが出来ました。

また、年当初から会員拡大を目標にしてきた結果、LOM 新入会員 15 名のうち 7 名のサッカー部員入部ということで、多くの新しいメンバーとの交流、サッカーを通じてのチームの団結力が大きくなったと思います。

そして、本年度新たな試みで始まった茨城ブロック内での交流会では、多くの友好 LOM メンバーに参加して頂き、OB、現役関係なく懇親が深まったものと考えております。沢山の諸先輩方から貴重なご意見を頂きまして色々改善するところもあり、サッカー部メンバー一同で考え今以上により良い交流会を目指していきたいと思います。

最後になりますが、『東京 JC・ソウル JC 交流戦』『全国 J C サッカー選手権大会堺高石大会』『茨城ブロック交流会』と設営が多い中、橋本理事長、さらに賛同いただいたメンバー、先輩方のご尽力に拠るところ、多大でありました事をこの場をお借りして感謝申し上げます。

1 年間ありがとうございました。

● アグレッシ部 ●

アグレッシ部 会長 河村 秀樹

本年度の活動は 2 月に、福島復興支援を兼ねて 1 泊 2 日で猪苗代～会津近辺にスノーモービルを体験いたしました。参加したメンバーには非常に好評でしたので、来年度も実施したいと考えています。

名前の通りアグレッシブに活動することを目標としていますが、本年度は企画運営不足だったと反省しています。

来年度は、年に 2～3 回は活動したいと考えていますので、メンバーの皆さまは宜しくお願い致します。

公益社団法人日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

財政局次長 小藺江政勝

茨城ブロック協議会の財政局次長として出向させていただきました。出向先では、局長はじめ多くの有能なメンバーと出会いとても刺激になりました。本年度は LOM の財政局と兼任したこともあり、比較しながらの大変充実した一年となりました。

財政審査会議では、膨大な提出資料の中で議案・事業を精査し、バックアップしてまいりました。審査技法、会計処理等学ぶことが多く、たいへん勉強させていただきました。

また、法人格移行サポートについても継続し、LOM に落とし込みながらしっかりと遂行していきます。

最後に、本年度つくば市でおきました竜巻の被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。そして、迅速にサポート部隊を結成し行動を起こした茨城ブロックの皆様に敬意を表します。

出向者報告書

公益社団法人 日本青年会議所 関東地区
茨城ブロック協議会 情報戦略委員会
委員長 勝間田宣昭

まずもって、理事長はじめ日立青年会議所出向メンバーの皆様には、年間を通して多大なるご支援、ご協力いただいたこと、心より感謝申し上げます。報告に関しましては、事業計画に沿ってさせていただきます。

1. 会員拡大に繋がる情報共有システムの構築

上田先輩を呼んだことで、茨城ブロックの拡大は成功させることが出来た。拡大セミナーを多く開催することで、各 LOM の交流の場をつくり、情報の共有化は履かれたと思われる。が、しかし設営面で失敗が多々あり、参加者にご迷惑をおかけしてしまった。

2. 会員拡大に向けての情報提供

第二回拡大セミナーの場に、日本青年会議所拡大委員会徳原委員長をお呼びし、日本青年会議所で用意している拡大ツールの紹介と、サマコンへの誘導が出来た。

3. R I N Gの再検証、マニュアルの再構築

分科会を通して、各 LOM に対し強化した RING とマニュアルを紹介することが出来た。今後、次年度の情報系委員会である拡大情報委員会にしっかりと引き継ぐことで成功とする。

4. 茨城防災ボランティアネットワーク及び参加組織との交流

分科会には、2 団体しか呼べなかったが、引き継ぎと、今後の茨城ブロックが、茨城県防災ボランティアネットワークへ積極的なコミットをすることで解決されていくことと思われる。

5. ホームページの作成・運営・管理

手探りで始め、高橋運営専務に助けていただき、ブロック HP 管理ソフトをどうにか覚えることが出来た。しかし、マンパワーが足りなかったせいか、滞ることが多くなってしまった。

6. 茨城ブロック協議会事業及び24 LOMのメイン事業取材、発信

ブロックのネットワークを通じ、データを集め多くの事業を発信できたと思われる。

・ 出向メンバーに対して

自分の想いをメンバーに伝えることが出来ず、メンバーを多く参加させることが出来なかった。そのため、メンバーに多くの出会いの場、スキルアップのチャンスを提供出来ず、成長に繋がれなかったことが残念に思う。

・ その他

自分自身のスキルアップには繋がったが、一年間を通して何度も退会を考えさせられる出向となった。が、しかし、ブロック役員メンバー、スタッフ、LOMメンバーに助けられ、励まされどうにか乗り切った感が否めない。出向に対して、LOMで仲間をつくり、総括等快く頼める関係を作れていなかったのが原因と思われる。

・ 今後の出向者に対して

2010年から3年間にわたって出向させていただき、多くの学びを得たため、私自身の出向は、ブロックへの恩返し以外では十分であります。そして、今後、日立青年会議所の中核を担うメンバーには、是非、しっかりとした支援の基、出向させてあげていただきたいと思います。また、その際には私もサポートの側で出向したいと考えております。

出向者報告

公益社団法人 日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会
情報戦略委員会
会計幹事 櫻井 恵

本年度、私は 2012 年度公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
情報戦略委員会の会計幹事を仰せ付けまして、一年間、日立青年会議所から、出向さ
せて頂きました。

まず、最初に情報戦略委員会で一年間活動して参りまして、本田副会長、勝間田委員長
には、余り出席できずに、そして自分の努力が足りない為に、余りお役に立てなかった事
を、この場を借りて申し訳ないと伝えたいと思います。また、情報戦略委員会スタッフの
みならず委員会メンバーの皆様にも、一年間お疲れ様でした。と伝えたいと思います。

さて、2012 年度情報戦略委員会では、会員拡大セミナーと題しまして、小田原青年会議
所の OB でもあります、上田先輩を講師としてお招き致しまして、上田先輩の熱い想いを
茨城の各青年会議所の方々と共有すべく、計 4 回の公開委員会を開催致しました。

そして、茨城ブロックの女性メンバーの繋がりを更に強めて頂く為に、「女子会」と言う
形で開催させて頂きました。続いて、会員大会の時の分科会も情報戦略委員会として設営
させて頂きました。

結果的には、会員拡大に繋がり上田先輩の熱い想いも各青年会議所の皆様に伝えられた
と思います。そして、女性メンバーの方々にも喜んでいただき、また分科会につきまして
も成功と言う形で終わったのかな、と思います。

しかし、委員会としてはと言いますと、委員会全体の意思の疎通が余り円滑では無かつ
た気が致します。

中々委員会や、スタッフ会が開催できず、また、会員会議所や、財政局などにも、勝間
田委員長を単独で行かせてしまう等今ひとつ、纏まらない印象があります。自分も中々参
加できないで本当に本田副会長と勝間田委員長のお二人には、申し訳なく思っております。

ただ、出向させて頂きまして私個人と致しましては、色んな方との出会い、また財政局
など出向しなければ学べない事を勉強させて頂いたとても実りのある一年間でした。

最後に、出向に、自分も含め、これから出向される方には、どんどん行って頂きたいと思
います。が、行くならば最後まで責任と誇りを持って自らの青年会議所の代表として活動
して頂きたいと切に願ひまして出向者報告とさせて頂きます。

公益社団法人 日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
情報戦略委員会 委員 岩間 智也

本年度、公益社団法人 日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 情報戦略委員会に出向させて頂きました。委員会の目的としては、1、会員拡大に繋がる情報共有システムの構築、2、会員拡大に向けての情報提供、3、RINGの再検証、マニュアルの再構築 4、茨城防災ボランティアネットワーク及び参加組織との交流 5、ホームページの作成・運営・管理 6、茨城ブロック協議会事業及び24LOMのメイン事業取材、発信を年当初、事業計画としホームページを戦略的に運営していくこと、会員拡大の新たな手法として、茨城ブロック協議会のスケールメリットを活かし、24LOMの入会対象者情報を吸い上げ、各LOMで共有化出来るシステムを構築、研修の場としてセミナーを開催、また、女性だからこそ活躍出来る場、女性の活躍する場を取材、検証、発信することで女性会員の増強、そして、災害支援につきましては、救援相互協定RINGについて再検証し、有事の際に機能させることが出来る様、マニュアルの再構築など、出向しなければ味わえない勉強を多々させて頂きました。特に一年を通した活動の中で印象に残った上田先輩を講師に開催したセミナーでは、設営側にも関わらず上田先輩の青年会議所運動に対する熱い思いに驚きと感銘を受けたことを新鮮に覚えております。やはり、青年としてこのようなバイタリティーを持ち活動していくことにより、LOM、地区、日本の青年運動の柱になることを勉強させて頂ける先輩、セミナーでした。最後に橋本理事長、当委員会の勝間田委員長はじめとする（社）日立青年会議所の皆様に心から感謝を申し上げ出向報告とさせて頂きます。1年間ありがとうございました。

出向者報告

(公社) 日本青年会議所 関東地区

茨城ブロック協議会

情報戦略委員会

委員 内山 治則

勝間田委員長支援も含め、久々の茨城ブロック出向となりました。会員拡大支援プロジェクトや HP 管理等、とても楽しく充実した事業に携わる事ができ、実のある出向であったかと思います。もし茨城ブロックに出向した事のないメンバーがいれば、日立以外の LOM メンバーとの交流や意識の高い仲間が増えていく感覚が必ず刺激になりますので、出向する事は本当にお奨めです（素晴らしい経営者の方たちとも沢山交流できます）。皆様からのご支援により、最高の機会と出会いの喜びを与えていただいた事に深く感謝いたします。ありがとうございました。

出向者報告

(公社) 日本青年会議所 関東地区

茨城ブロック協議会

情報戦略委員会

委員 大高 文英

- ・ 本年 2012 年度、茨城ブロック情報戦略委員会に出向させていただきました。

僕は仕事との兼ね合いもありブロックの事業では、会員拡大セミナーしか参加出来ませんでした。出向したことによりロム外の大勢の JC メンバー達と知り合うことが出来ました。会員拡大セミナーでは、委員長含めいろいろと至らないところもあり、大勢の方々にご迷惑をおかけしたりもしましたが、その事により多くの事を学べたと思います。

やはり、ロムだけでは感じる事が出来ない事をブロックでは学べると思います。ブロックに出向するのなら、何もしないよりも自分に出来る事だけでもいいので少し無理をしてブロックの活動に参加して、学んだ事をロムでの活動に活かし JC ライフだけでなく日々の生活や仕事の糧にしていければと思います。

人は人に出会うことにより成長できると僕は考えていますので、来年も入会間もない多くのメンバーにも出向していただき、いろいろなことを学んでもらえればと思います。

出向者報告

2012年度（社）日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会情報戦略委員会に出向いたしました。委員長輩出ロムとしてだけではなく、卒業年度という事もあり、出来る限り参加させていただきました。ここ数年、会員大会関係の委員会にしか出向していなかったので、新鮮かつ修練の積み重ねだったのではないかと思います。

出向することは、ロムだけではなく外の世界を見るチャンスです！現役の皆さまは出向の機会があったら是非、時間を作って参加していただきたいと思います。

最後に、出向させていただいた橋本理事長に感謝申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

（公社）日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会情報戦略委員会

河村 秀樹

出向者報告

(公社) 日本青年会議所

関東地区協議会

茨城ブロック協議会

アカデミー委員会 委員 榎嶋 雅彦

私は本年度、茨城ブロック協議会内のアカデミー委員会へ出向させていただきました。
LOM でのアカデミー研修委員会委員長という務めに少しでも良いヒントが得られるのでは
と思い、時間調整が可能な時には積極的に参加してまいりました。

塚越委員長をはじめとする委員会スタッフの皆様からブロックでの委員会活動の進め方
等について、備に拝見させていただき大変勉強になりました。また、各地から出向されて
いる委員の皆様とも新しい交流が持てて、大変有意義でした。

ブロック会員大会の分科会において、あまりお手伝いすることが出来なかったという反
省点はございますが、とても楽しく有意義な経験をさせていただきました。

最後に、出向させていただきました橋本理事長をはじめといたします(社)日立青年会
議所メンバーの皆様には感謝申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間、ありがとうございました。

出向者報告

公益社団法人 日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
アカデミー委員会
委員 鈴木 良亮

2012 年度 アカデミー委員会では、「リーダー」をキーワードとして、意識変革や気付きを誘発し、より実践的な場面で活用できる研修プログラムとして、JC アカデミーを設営いたしました。高い志を持ったブロック内のメンバーと活動する事が出来たことは大変貴重な経験でした。

「出向」について、「出向は暇（時間）や金が無いから行けない」、「出向は好きな人だけ行けばいい」などという会話を耳にすることがあります。出向は LOM で得ることができないものを得ることができる貴重な場であり、視線の位置を変えるために出向は有益であります。学んだものを LOM にフィードバックすることも出向者の務めだと思います。しかし、何よりも LOM 以外のメンバーと接することができ、人脈が広がり、そして友情が深まり、充実感を得ることができます。これが出向の醍醐味ではないでしょうか。

最後になりますが、まだ出向経験が無い人は是非「出向」する事をお薦めします。忙しくて参加出来ないこともあるでしょうが、時間は自分で作り出すものであり、短い時間内の参加でも私はいいと思います。そして、参加する限り自分の存在をアピールすることと、受身ではなく積極的な姿勢で望むことが自分にとって絶対プラスになるはずです。

2012年度会計決算報告

収支決算書

事業活動収入		事業費活動支出	
会費収入		事業費支出	1,747,970
(正会員)	4,800,000	管理費支出	4,496,167
(賛助会員)	70,000	負担金支出	2,612,987
(特別会費)	0		
(特別会員)	420,000	基金繰入	0
(仮入会費)	300,000		
(後期会費)	160,000		
(入会金)	130,000		
事業収入	2,560,000		
受取寄付金収入	0		
雑収入	327,300		
合計	8,767,300	合計	8,857,124

前期繰越収支差額	
繰越金	1,872,789

前期繰越収支差額	
繰越金	1,782,965

社団法人 日立青年会議所
 2012年度 収支決算書
 2012年1月1日から2012年12月31日まで

(第2法)

科目	予算額	決算額(案)	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
③会費収入	4,950,000	5,880,000	▲ 930,000	
正会員会費収入	4,880,000	4,800,000	80,000	80,000×60名(1人休会)
賛助会員会費収入	70,000	70,000	0	7口
特別会員会費収入	0	420,000	▲ 420,000	
仮入会費収入	0	300,000	▲ 300,000	15名(2012前期8名+後期5名+賛助2名)
後期会費収入	0	160,000	▲ 160,000	8名(2012前期)
入会金収入	0	130,000	▲ 130,000	2011後期4名+2012前期8名+栗山
④事業収入	2,560,000	2,560,000	0	
登録料収入	2,560,000	2,560,000	0	40,000×64名
販売収入	0	0	0	
⑤受取補助金等収入	0	0	0	
地方公共団体助成金収入	0	0	0	
⑦受取寄付金収入	0	0	0	
受取寄付金収入	0	0	0	
⑨雑収入	0	327,300	▲ 327,300	
受取利息収入	0	469	▲ 469	
その他雑収入	0	86,831	▲ 86,831	衆院選公開討論会茨プロより(45000)
その他収入	0	240,000	▲ 240,000	総会祝儀他
⑩他会計からの繰入金収入	0	8,745,905		
特別会計からの繰入金収入	0	8,745,905		基金繰り入れ(8745905)
事業活動収入計	7,510,000	17,513,205	▲ 10,003,205	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	2,020,000	1,747,970	272,030	
事業費支出				
委員会事業費	2,020,000	1,717,397	302,603	
特別事業費	0	30,573	▲ 30,573	衆院選公開討論会茨プロ
事業予備費支出	0	0	0	
②管理費支出	4,760,100	4,496,167	263,933	
給料手当支出				
俸給支出	950,000	967,200	▲ 17,200	
通信・発送費支出				
電話代支出	200,000	167,307	32,693	
その他通信費支出	350,000	344,118	5,882	
光熱水料支出	200,000	158,171	41,829	
賃借料支出	720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
駐車場代支出	36,000	36,000	0	3,000×12ヶ月
消耗品支出	250,000	216,580	33,420	
什器・備品支出	250,000	97,720	152,280	
会員支給品費支出				
基本資料作成費支出	0	0	0	電子資料(CD)
J C手帳	2,100	2,100	0	700×3冊(事務局)
会員名簿作成費	176,000	176,000	0	440×400冊
ネームプレート・バッジ作	56,000	54,300	1,700	
リース料支出	300,000	300,000	0	コピー機リース料
修繕支出	50,000	0	50,000	
印刷製本費支出				
定款、規則、資料印刷費	0	0	0	
業務委託支出	150,000	172,050	▲ 22,050	HP管理費(HP用基本資料作成のため)
保険料支出	20,000	5,560	14,440	
渉外費				
渉外費	700,000	709,791	▲ 9,791	
慶弔費	110,000	130,000	▲ 20,000	
協賛金				
日立市展協賛金	10,000	10,000	0	
市民スポーツ祭協賛金	10,000	10,000	0	
よかっぺ祭り協賛金	10,000	10,000	0	
市各種団体協賛金	90,000	90,000	0	
支払手数料支出	50,000	7,755	42,245	
雑支出	70,000	111,515	▲ 41,515	(つくば電巻支援費、国家褒章受賞者祝賀会等)
管理・運営予備費支出	0	0	0	
③負担金支出	2,258,115	2,612,987	▲ 354,872	
J C I 負担金	54,290	54,412	▲ 122	890×61名
日本J C負担金				
会費基本額	45,000	45,000	0	30,000+15,000
会費付加金	305,000	305,000	0	5,000×61名
地区負担金				
関東地区基本金	10,000	10,000	0	
関東地区付加金	30,500	30,500	0	500×61名
ブロック協議会負担金				
茨城ブロック基本金	20,000	20,000	0	
茨城ブロック付加金	183,000	183,000	0	3,000×61名
ブロック会員大会登録費	183,000	183,000	0	3,000×61名
茨城ブロック会員会議所会	40,000	40,000	0	1,825×2名
国際協力基金	111,325	111,325	0	20,000×2名
日本J C出向者負担金	40,000	40,000	0	3,000×64名
We B e l i e v e購読料	192,000	192,000	0	1,000×64名×4LOM
J C O周年	244,000	244,000	0	
各種会議登録料	800,000	1,154,750	▲ 354,750	
F I T会議負担金	0	0	0	
④他会計への繰入金支出				
基金会計への繰入金支出	0	0	0	
事業活動支出計	9,038,215	8,857,124	181,091	
III 予備費支出	344,574	0	344,574	
当期収支差額	-1,872,789	8,656,081		
前期繰越収支差額	1,872,789	1,872,789	0	
次期繰越収支差額	0	10,528,870	0	

事業費支出内訳	予算額	決算額(案)	差異	備考
総務広報委員会	270,000	194,300	75,700	
会員拡大委員会	370,000	349,480	20,520	
アカデミー研修委員会	370,000	404,157	▲ 34,157	
未来創造委員会	370,000	308,138	61,862	
サントアート実行連絡会議	370,000	370,000	0	
選挙管理委員会	70,000	63,000	7,000	
趣味の会	50,000	0	50,000	
役員会	150,000	28,322	121,678	
特別事業費	0	30,573	▲ 30,573	衆院選公開討論会茨プロ
合計	2,020,000	1,747,970	272,030	

貸借対照表

資産の部		負債の部	
普通預金(常陽)	1,782,965	余剰金	1,782,965
定期預金(常陽)	8,745,905	特別基金	8,745,905
現金	0		
合 計	10,528,870	合 計	10,528,870

余剰金処分

財産目録			
預 金	常陽銀行日立支店	普通預金	1,782,965
預 金	常陽銀行日立支店	定期預金	8,745,905
現 金			0
合 計			10,528,870

2012年度(社)日立青年会議所決算報告書及び書類を監査の結果、正確であることを認めます。

監事 石 井 英 治 印

監事 大 部 諭 印

(社)日立青年会議所定款、規則編



スローガン

滅私奉公

私たちの未来は、我々の青き炎の先に在る

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会議所は、社団法人日立青年会議所（Hitachi Junior Chamber Incorporated）と称する。

第2条 (事務所)

本会議所の事務所は、茨城県日立市神峰町3丁目4番3号におく。

第3条 (目的)

本会議所は、地域社会並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目

第4条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第5条 (事業)

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究実施
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 会員の個人的修練及び能力の開発を利する事業並びに会員相互の親睦を図る事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他諸団体との提携
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第6条 (事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7条 (細則)

本定款の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

第2章 会員及び会費

第8条 (会員の種類)

本会議所の会員は、次の4種とする。ただし正会員をもって民法上の社員とす

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

第9条 (会員の資格等)

1. 正会員

ア) 正会員は、日立市及び其の近郊に居住し、又は勤務する20才以上40才未満の品格ある青年でなければならない。ただし、年度中に上記制限年令に達するときは、その年度内は制限年令をこえて正会員の資格を有する。

イ) 本会議所に入会を希望する者は、会員2名以上の責任ある推薦により別に定める社団法人 日立青年会議所会員資格規程に基き所定の入会手続きにより申込む。入会の諾否は理事会の決定による。

ウ) 正会員は、総会において各1個の表決権を有し、本会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

2. 特別会員

特別会員は、制限年令に達した正会員がその資格をもち、理事会の議を経て承認される。

3. 名誉会員

本会議所に功劳のある者で、理事会で推薦し総会で決定されたものを名誉会員とする。ただし、重任及び終身名誉会員とすることを妨げない。

4. 賛助会員

本会議所の趣旨に賛成しその事業の発展を助成することを望む個人、団体で理事会で推薦し総会で決定されたものは本会議所の賛助会員として入会するこ

第9条 (会員の権利)

正会員は本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第10条 (会員の義務)

本会議所の会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第11条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定められる入会金及び会費を毎年所定期日までに納入しなければならない。

第12条 (会員資格の喪失)

本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 禁治産又は準禁治産の宣告
- (4) 除名
- (5) 本会議所の解散

第13条(休 会)

やむを得ぬ事由により長期間出席できない会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

第14条(退 会)

退会を希望する会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。年度の途中で退会しても既納の会費は返還しない。又会費納入前に退会を届出てもその年度の会費は納付しなければならない。

第15条(除 名)

会員が、次の各項の一に該当するときは総会の決議により除名することが出来

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は本会議所の目的に反する行為のあったと
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項の理由により会員を除名しようとする場合は当該会員に予め通知するとともに、除名の決議を行なう総会において当該会員に弁明の機会を与えなけ

第3章 役員

第16条(役員の種類)

本会議所に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
- (2) 直前理事長 1人
- (3) 副理事長 3人～5人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 理事 25人以上30人以内
(理事長、副理事長及び専務理事を含む)
- (6) 監事 2人又は3人

第17条 理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とする。

第18条(役員の資格及び任免)

役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。ただし、直前理事長たる役員はこの限りでない。

2. 役員の選任の方法に関しては別に定める規則による。
3. 直前理事長は、前期理事長が就任する。

第20条(役員の任期)

役員の任期は、毎年1月1日より同年12月31日迄として重任を妨げない。期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末日までとする。

2. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

第20条 (役員の仕事)

理事長は、本会議所を代表し、本会議所の事務（以下「所務」という。）を総理す。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき又は欠けたときは予め理事会が指名した順序によりその職務を代行する。

3. 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を総括し、日常の所務を処理する。

4. 理事は、理事長を補佐し、所務を処理する。

5. 直前理事長は、その豊富な経験を生かし、理事会に出席して本会議所の前進のため助言を与える。ただし、理事会における議決権を有しない。

6. 監事は、民法59条の職務を行う。

第4章 理 事 会

第21条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

2. 直前理事長及び監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第22条 (理事会の招集)

理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事会構成員の5分の1以上が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

第23条 (理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第24条 (理事会の決議)

理事会は、その構成員の3分の1以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれをなす。可否同数の時は理事長がこれを決する。

第25条 (理事会の決議事項)

理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務遂行に必要な事項

第26条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、理事会に出席した正会員の中から選任された署名人2名の署名・押印を得なければならない。

第5章 顧問

第27条 (顧問)

本会議所に顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

第6章 総会

第28条 (総会の構成)

本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

第29条 (総会の種類)

総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第30条 (総会の招集)

定時総会は、毎年1月及び9月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が招集の必要を決議したとき。
 - (3) 5分の1以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。
3. 前2項に定めるもののほか、監事は、総会招集の必要を認めたときは、これを招集することができる。
4. 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時場所を記載した書面をもって、会日の10日前までに通知を発しなければならない。

第31条 (総会の議長)

総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。

第32条 (総会の成立と決議)

総会は、正会員数の3分の2以上の正会員の出席により成立し、

出席正会員の過半数をもってこれを決議する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

2. 委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効と認める。

第33条 (総会の決議事項)

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任

- (5) 会員の除名
- (6) 入会金及び年会費の額の決定
- (7) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 次に掲げる規程の設定、変更及び廃止
 - ア 社団法人 日立青年会議所運営規程
 - イ 社団法人 日立青年会議所役員選任の方法に関する規則
 - ウ 社団法人 日立青年会議所会員資格規程
 - エ その他の規程及び規則
- (9) その他特に重要な事項

第34条 (総会の特別決議)

前条第1号、第5号及び第7号に掲げる事項を総会で議決するには、出席正会員の3分の2以上の多数によらなければならない。

2. 前項の議事に関する総会招集の通知には付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。

第35条 (総会の議事録)

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、総会に出席した正会員の中から選任された署名人2名以上の署名・押印を得なければならない。

第7章 例会及び委員会

第36条 (例 会)

本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第37条 (委員会の設置)

本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するために委員会をおく。

第38条 (委員会の構成)

委員会は、委員長1人、副委員長若干名及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員又は賛助会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

3. 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・会計担当理事・事務局長・監事・顧問を除き、全員いずれかの委員会に所属するものとする。

第8章 事務局

第39条 (事務局の設置)

本会議所の事務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第40条 (事務局長)

事務局には事務局長1人をおく。事務局長は理事長の命を受け事務局を統轄

2. 事務局長は、理事会の議を経て理事長が任命する。

第9章 管 理

第41条 (定款その他の書類備付)

理事長は、定款、会員名簿及び総会議事録を本会議所事務所に備えておかなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

第42条 (決算関係書類の提出)

理事長は、事業年度翌年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前までに、当該事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 収支決算書

(4) 財産目録

2. 監事は前項の規程により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 理事長は毎事業年度前記定時総会の会日の1週間前までに、第1項の書類を事務所に備えておかなければならない。

5. 理事長は会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

第10章 資産及び会計

第43条 (資産の構成)

本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

第44条 (資産の管理)

資産は、理事長・副理事長・会計担当理事・専務理事が管理する。その方法は理事会の議決により定める。

第45条 (収 入)

本会議所の経費は、入会金、会費、寄附金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

第11章 解散及び残余財産の帰属

第46条 (解散及び残余財産の帰属)

本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び第2項の規定により解散する。

2. 残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、本会議所と目的の類似する公益法人、その他の団体に帰属する。

附 則

1. この定款は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
2. 本会議所の設立当初の役員は第15条の規定にかかわらず、「設立総会で議決した役員」のとおりとし、その任期は第16条の規定にかかわらず昭和53年12月31日までとする。
3. 本会議所の設立初年度の事業計画及び収支予算は第20条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. 本会議所の設立当初の事業年度及び会計年度は第6条及び第30条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和53年12月31日までとする。
5. 平成11年9月22日、一部変更承認。平成12年1月1日施行
本署は原本に相違ありません。

社団法人 日立青年会議所

社団法人 日立青年会議所運営規定

第1章 総 則

第1条 本運営規定は社団法人日立青年会議所の実質的充実に則し、その運営の円滑と総意の結果を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員の任務

第2条 理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 本会議所を代表して社団法人日本青年会議所の総会に出席する。
- (2) 社団法人日本青年会議所、関東地区協議会並びに茨城ブロック議会に出席する。
- (3) 全国会員大会及び関東地区会員大会並びに茨城ブロック会員大会に出席する。
- (4) 本会議所を代表して関係各庁、関係団体との折衝に当る。
- (5) 日本青年会議所褒章規定による該当者の褒章を行う。
- (6) JC の種々の行事について、日立 JC 賞又は日立 JC 杯の授与を行うことができる。
- (7) その他

第3条 副理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 事業活動を統轄し、その充実を図る。
- (2) 社団法人日本青年会議所及び各地青年会議所との連携を図る。又、関係委員会を担当した場合、次の職務を有する。
- (3) 例会出席を掌握し、運営の円滑化を図る。
- (4) 例会を統轄する。

第4条 専務理事は定款に定める外、所務全般について理事長を補佐しなければならない。理事長、副理事長とともに事故ある時はその職務を代理代行し、又次の事項を分掌する。

- (1) 事務局の統轄及びその人事、給与等に関する事項。
- (2) 用度及び備品の管理に関する事項。
- (3) 総会、理事会の議事録の作成及び保管に関する事項。
- (4) 会費納入の促進を図る。

第5条 1. 理事は社団法人日立青年会議所の運営に関し責任を有し、原則として各委員会に所属し理事会との緊密な連絡に当たる。

2. 理事は理事会にやむをえず欠席する時は、委任状を理事長に提出しなければならない。

第6条 理事の中より1名を会計担当理事とする。

第7条 監事は次の職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査する事。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する事。
- (3) 財産の状況又は業務の執行に付き不整の虞あることを発見したる時は、之を総会または主務官庁に報告する事。
- (4) 前号の報告を為す為め必要ある時は総会を招集する事。
- (5) 他の職務は兼務しない。

第3章 例会

第8条 例会は毎月2回を原則とする。

第9条 例会の運営は別に定めた例会運営規定による。

第4章 会員の出席

- 第10条
1. 会員は例会に出席する義務を有し、出席不能の場合は事前にその旨を所属委員長を通じ担当副理事長に連絡しなければならない。
 2. 会員が例会に日本青年会議所又は関東地区協議会並びに当該ブロック協議会の行事があつてそれに出席した場合及び他の青年会議所の例会又は行事に出席した場合は、当会議所の例会に出席したものとみなす。
 3. 会員が例会日に本会議所にかかわる行事又は会合に出席した場合は例会に出席したものとみなす。

第5章 委員会及び委員長の任務

第11条 委員会は本会議所の Training, Friendship, Service の3原則に則り之を設けるものとする。

第12条

1. 委員会は、総務、指導力開発、社会開発、経営者開発、広報、会員開発、青少年、国際問題の8種を原則とする。

2. 委員会は事業年度により、必要に応じその他、数を増減することができる。

第13条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第14条 正会員は委員会の何れかに所属しなければならない。

ただし理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、監事および事務局長はその限りでない。

第15条 委員長は委員会を統轄し、無届欠席した会員と連絡をとりその状況を理事会に報告しなければならない。

第16条 委員会に副理事長を置くことができる。

第17条 社団法人 日立青年会議所は青年会議所運動の昂揚を計るために以下の褒賞規定により、該当委員会および個人に対し総会において褒賞を行うことができる。

第18条 褒賞は次の規定に従い実施する。(期間は該当期間中の事)

1. 対象および条件

(1) 委員会

- イ 外部拡大に著しく努めかつアフターケアの熱心な委員会
- ロ 内部の充実拡大に著しく努めた委員会
- ハ 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会

(2) 個人

- イ 青年会議所の拡大に著しく努めた個人
- ロ 青年会議所運動に顕著な功績のあった個人
- ハ 例会出席が100%の会員
- ニ その他

2. 推薦方法

(1) 理事の推薦

(2) 委員会の推薦

3. 選考方法

総会前の理事会において協議する。

4. 賞状等の授与

褒賞は、次年度第1回通常定時総会において、賞状及び記念品を贈って表彰することができる。

第19条 委員会は原則として例会を主管する。

附 則

1. この規定は主務官庁の社団法人許可のあった日から施行する。
2. 昭和57年9月29日一部変更。昭和58年1月1日施行。
3. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行。

社団法人 日立青年会議所理事長選出に関する規則

第1章 総 則

第1条 社団法人 日立青年会議所役員選出に関する規則、第2条に定める理事長選挙に関する手続きは、この規則の定めるところによる。

第2条 理事長選挙に関する事務を管理するために理事長選挙管理委員会（以下、管理委員会と称す）を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会

第3条 1. 管理委員会は、毎年6月末日までに理事会において正会員の中から無記名5名連記で投票し、上位6名を理事長が管理委員に任命する。

但し、管理委員に任命された中から理事長立候補者が出た場合は、理事長が繰上げ任命する。

2. 総務委員長は管理委員会に所属しなければならない。

第4条 1. 管理委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。

2. 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表し、理事会に出席して選挙事務に関して発言することができる。

3. 委員長に事故のある場合は、副委員長がこれを代理する。

第5条 管理委員会の任期は7月1日より6ヶ月とし、任期終了までに選挙事務が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理完了まで任期を延長することができる。

第6条 管理委員会は選挙事務処理が完了したときは、理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 告 示

第7条 理事長選挙に関する告示はすべての管理委員長の名をもって文書により通知する。

第8条 管理委員会は審議の結果、立候補の資格が正しい場合は、直ちにその旨を正会員に告示しなければならない。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 本会議所の正会員は各自1個の理事長の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿確定日までに下記のいずれかに該当する正会員はこれを有しない。

(1) 当該年度の会費を6月末日までに滞納しているもの。

(2) 当該年度の6月末日を基準にして、前1年間の例会無出席のもの。

(3) 仮入会の会員

第10条 1. 本会議所の正会員の中で下記の2項目以上に該当するものは理事長の被選

挙権を有する。

- (1) 副理事長又は専務理事経験者。
- (2) 理事経験2回以上の者。
- (3) 日本青年会議所、地区協、ブロック協出向経験2回以上の者。
- (4) 過去1年間例会並びに総会出席率70%以上の者。

2. 当該年度の会費を選挙人名簿確定日までに納入していない正会員は被選挙権を有しない。

第5章 理事長の立候補者

第11条 被選挙権者が理事長立候補者となる場合は、管理委員会所定の用紙を用い、7月5日から7月10日までに下記の書類を管理委員会に届出なければならない。

- (1) 履歴書並びに経歴書
- (2) JC 理事長立候補所信
- (3) 選挙権を有する5名の推薦状

第12条 立候補届出のない場合には、7月20日までに第9条をみたすものを管理委員会が理事長に提出し、その中より理事会にはかり推薦し総会の承認を受ける。

第6章 推せん者の資格

第13条 推せん者は下記の項目をみたすものとする。

- (1) 推せん者は正会員でなければならない。
- (2) 推せん者は立候補者一名についてのみ推せんすることが出来る。
- (3) 選挙管理委員会は推せん者の資格を有しない。
- (4) 推せん者は過去1年間の例会並びに総会出席率50%以上の者。
- (5) 会費納入義務を履行した者。

第7章 投票及び開票

第14条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、8月10日までに本会議所事務局において無記名で行う事を原則とする。投票場所は管理委員長がこれを告示する。

第15条 正会員は他の正会員の委任を受けて投票を行うことはできない。

但し、正会員であり投票日に投票できないときは不在投票を行うことができる。不在投票に関する事項は管理委員会においてこれを定める。

第16条 投票及び開票に関しては三名以上の立会人を置く。立会人は理事会において指名する。

但し、立会人は正会員たるを要しない。

第8章 選挙人名簿

第17条 選挙人名簿は毎年7月1日に管理委員会において確定する。

第18条 本会議所は選挙人名簿を事務局において随時関係者の閲覧に供する。

第19条 天災地変その他の事故によっては必要ある場合には、さらに選挙人名簿を確定する。

第9章 当選人

第20条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と即日決選投票を行う。

第21条 立候補者が1人のみの場合は、投票を行わずに当該者が当選人となる。

第22条 当選人が確定したときは、管理委員長は直ちに当選人氏名を告示し、且つ総会に報告しなければならない。

第10章 当選人の無効

第23条 当選人及びその推薦人が選挙に関して本規則又は管理委員会が別に定めた規則に違反したときには総会の議を経てその当選を無効とし、次点者が当選人となる。

附 則

第24条 この規則の定めるものの外、理事長の選挙に関する必要な事項は理事会において別に定める。

(付) 1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。

2. 昭和57年9月29日一部変更。昭和58年1月1日施行

3. 平成5年9月22日一部変更。平成6年1月1日施行

4. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行

社団法人 日立青年会議所役員選出に関する規則

第1条 社団法人 日立青年会議所定款第18条による役員選出はこの規則の定めるところによる。

第2条 次期理事長は、別に定める社団法人 日立青年会議所理事長選出に関する規則の定めるところとする。

第3条 次期副理事長は次期理事長が推薦し総会の承認を得なければならない。

第4条 次期専務理事は次期理事長が推薦し総会の承認を得なければならない。

第5条 次期会計担当理事は次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。

第6条 次期理事及び監事は理事長が正会員の中より若干名を指名した選考委員会の推薦により総会の承認を得てこれを定める。

第7条 この規則に定めるものの外、役員の選出に関して必要な事項は、総会の承認を得て理事会において定めることができる。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 昭和57年9月29日一部変更。昭和58年1月1日施行。

社団法人 日立青年会議所会員資格規定

第1章 新入会員の加入審査

第1条 社団法人 日立青年会議所に入会を希望するものは、仮入会制度の規定を満たし、理事会の承認を得て正会員となる。

- 第2条
1. 事務局は承認を本人に通知し、入会金及び会費を請求する。
 2. 入会金及び会費の納入が完了し、入会認証書が理事長より定時総会に於て伝達されて始めて入会が確定する。
 3. 入会確定後バッヂが交付される。

第2章 会費の納入

第3条 正会員は入会に際し入会金を、又正会員、特別会員、賛助会員は会費を次の通り納付しなければならない。

(1) 入会金	正会員		10,000円
(2) 会費	正会員	年額	80,000円
	特別会員	年額	10,000円
	賛助会員	年額1口	10,000円

第4条 会費は理事会において定められた期日までに納めなければならない。特に定めのない限り年会費は3月末日迄に納めなければならない。

第5条 会費以外の会員負担金の取扱も会費の取扱と同様とする。

第3章 会員の資格喪失

第6条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出しなければならない。

第7条 退会届は退会しようとする月の前迄3に提出しなければならないが、理事会は事情止むを得ない時は退会申出の月と異なった退会の日を定めて退会を許可することができる。

第8条 会員が会費の納期後3ヶ月を経過し会費納入しない時は会員の資格を喪失する。ただし次の手続きをとらなければならない。

- (1) 専務理事は会費納入期直後の理事会に於て会費未納の会員氏名を報告する。
- (2) 理事会は事務局をして督促せしめる。
- (3) 次の理事会において担当副理事長又は専務理事はその結果を理事会に報告し未納会員に対しては前項の手続きを繰り返す。
- (4) この様な督促を3回繰返す(3ヶ月経過)

以上3ヶ月の督促にもかかわらず会費を納入しない会員は会員としての資格を喪失する。

第9条 正会員は次の各項に該当する時にその資格を喪失する。

(1) 例会出席年5回未満の時。

(2) 例会、委員会、或は其の他社団法人 日立青年会議所の主催する行事に連続3ヶ月欠席の時。

但し、1項、2項に関しては届出書を理事長宛すみやかに提出し、理事会で認めた時はその限りでない。

第4章 特別会員

第10条 制限年齢に達した正会員のうち、歴代理事長並びに3年以内の者は特別会員となる。

但し、その決定は有資格者の自由意志に依る

又、歴代理事長を除く3年以降の者も、個人の意思により特別会員となることができる。

第11条 特別会員は総会ならびに例会その他日立青年会議所の行事に出席することができる。但し、議決権を有しない。

第12条 特別会員は入会金を納入しなければならない。

(付) 1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。

2. 昭和57年9月29日一部変更。昭和58年1月1日施行。

3. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行。

仮入会制度に関する規定

(目的)

第1条 この制度は、入会希望者と正会員とが相互に理解を深め、優秀なる会員を開発することを目的とする。

(仮入会受付及び期間)

第2条 入会希望者は第1次〆切り日を3月25日、第2次〆切り日を7月25日の2回受付とし、仮入会期間をそれぞれ5ヶ月とする。

(仮入会承認)

第3条 会員開発委員会は、受付〆切り後の理事会において承認を受け直ちに仮入会が認められる。尚委員会は本人及び推薦者にその旨を報告しなければならない。

(所属委員会)

第4条 仮入会者は第1次、第2次共12月31日までは、原則として会員開発委員会に所属する。

(正会員となる資格要件)

第5条 仮入会者は次に掲げる要件を満たさなければ、正会員となることが出来ない。

- (1) 仮入会期間中の例会出席率60%以上、但し社団法人 日本青年会議所、関東地区、茨城ブロック等の各種行事の出席も例会出席とみなす。
- (2) 仮入会期間中の委員会出席率60%以上。

(オリエンテーション)

第6条 会員開発委員会は、仮入会者に対しオリエンテーションを第1次、第2次各々2回以上行わなければならない。又常設委員会等に出席する場合、仮入会者1名以上を同行し見学させ、研修の機会を与える様努めることとする。

(仮入会者の会費)

第7条 仮入会の承認を受けた者は、直ちに会費として 20,000 円を納入する。尚、第1次、第2次仮入会が定時総会承認後、正会員となった場合の会費については次に定める。

(1) 第1次の場合 入会金 10,000 円
会員費 年会費 3 / 12 の相当額

(2) 第2次の場合 入会金 10,000 円
会員費 年会費 80,000 円

(会員資格規定 3 条及び 4 条に基くこととする)

(理事会報告)

第8条 会員開発委員会は、仮入会 5 ヶ月目に研修結果を理事会（又は理事長）に文書により報告するものとする。

(正会員入会承認の手続き)

第9条 会員開発委員会は研修結果と第 5 条の要件を検討し、本人の意向を確認した上、定時総会の理事会に提出し承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 昭和 57 年 9 月 29 日一部変更。昭和 58 年 1 月 1 日施行。
3. 平成 11 年 9 月 22 日一部変更。平成 12 年 1 月 1 日施行。

社団法人 日立青年会議所庶務規定

第1章 事務局

- 第1条 事務局は日立市神峰町3丁目4番地3号に置く。
- 第2条 事務局には有給事務員を置くことができる。
- 第3条 事務局は社団法人 日立青年会議所に関する一切の庶務に関する処理を行なう。
- 第4条 事務局長は事務局を統轄する。
- 第5条 取引銀行は常陽銀行日立支店とし取引口座は普通預金社団法人 日立青年会議所口座とする。
- 第6条 金銭の出納は会計担当理事の責任において行い、理事長の決済を経なければならない。

第2章 慶弔規定

- 第7条 この規定に対する慶弔見舞金の贈呈について定める。
- 第8条 会員の結婚には祝金10,000円を贈る。
- 第9条 正会員又は特別会員及びその近親者が死亡した時は弔慰金を呈する。
1. 本人死亡の場合 弔慰金 30,000 円及び花輪 1 基
 2. 近親者死亡の場合
 - (1) 配偶者 弔慰金 10,000 円及び花輪 1 基
 - 実父母及び子 弔慰金 10,000 円及び花輪 1 基
- 第10条 会員が負傷し又は疾病にかかり 1 ヶ月以上休業加療を要するときは見舞金を呈する。
- 第11条 会員が著しい災害に罹ったときは見舞金を呈する。
- 第12条 会員が本会議所の事業中に死亡又は負傷し疾病に罹った時、その弔慰金又は見舞金は理事会の承認を経て増額することができる。
- 第13条 正会員並びに特別会員以外の会員及びその近親者に関しては理事長が必要と認めたときは理事会の承認を経てこの規定を準用するものとする。
- 第14条 他の青年会議所の会員に関しては理事会の議決に依って行うものとする。
- 第15条 この規定によって慶弔見舞金を贈られたものはこれに対し返礼しないこととする。

第3章 旅費規定

- 第16条 この規定は正会員（以下会員という）及び事務局が会務の為に出張する場合の旅費支給に就いて定める。
- 第17条 社団法人 日立青年会議所関係及び社団法人 日本青年会議所、地区協議会、

ブロック協議会等に参加した際の旅費は実費を支給する事がある。
第18条 事務局員の出張については実費を支給する。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 昭和57年9月29日一部変更。昭和58年1月1日施行。
3. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行。

例 会 運 営 規 定

第1条 社団法人 日立青年会議所の行う例会はこの規定に基いて運営するものとする。

第2条 1. 例会の開催に当り担当副理事長又は担当委員長は例会の日、時、場所を往復はがき或はその他の方法で開催の日少くとも一週間前に全会員に到着するよう通知しなければならない。

2. 各会員は出欠の如何を必ず前日迄に到着するよう返信する義務を有する。

第3条 例会の議長は理事長がこれに当り理事長事故あるときは副理事長が当る。

第4条 例会の運営は担当副理事長及び主管委員会が担当する。

第5条 例会場の設営は下記による。

国 旗 (向かって左)

J C 旗 (向かって右)

ゴング又はベル (開閉会等に使用)

名 札

第6条 服装は原則として **Jaycee** らしい品位ある服装をしバッチは佩用すること。

第7条 原則として例会のフォームは下記によるものとする。

- (1) 開会
- (2) 国歌並びに **JC** ソング斉唱
- (3) **JCI** クリード唱和
- (4) **JC** 宣言文朗読並びに綱領唱和
- (5) 理事長挨拶 (ビジター紹介を含む)
- (6) 直前理事長挨拶
- (7) 報告事項、理事会報告、社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会、茨城ブロック協議会の報告、委員会報告、その他の報告
- (8) 例会行事
- (9) 次回例会案内
- (10) 監事講評
- (11) 若い我等斉唱
- (12) 閉会

第8条 例会の運びをスムーズにする為各報告事項は簡単明瞭にするよう心掛け場合によっては報告者は予め資料等を配布しておくこと。

第9条 例会は定時に始まり、定時に終了するよう努力しなければならない。

第10条 例会に他の青年会議所会員又は会員以外の者が出席を希望する場合は事前に主管委員会に届出てその許可を得なければならない。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行。

社団法人 日立青年会議所事務局使用規定

第1条 社団法人 日立青年会議所（以下事務局という）の使用は、この規定による。

第2条 事務局を使用するのは、次に掲げる者とする。

- （1）社団法人 日立青年会議所の会員（責任者は理事以上の者）
- （2）事務局長が認めた者

第3条 次に掲げた用途のための事務局を使用する事は出来ない。

- （1）社団法人 日立青年会議所の目的に反する時
- （2）特定の個人又は法人その他の団体の直接的利益のために使用する時
- （3）特定の政党、宗教のために使用する時

第4条 事務局で使用出来る室は2階会議室とする。

第5条 事務局を使用するものは、事務局長の承認を受けなければならない。

第6条 使用者は、規定の申込み届を1週間前に済まさない場合には、使用を許可しない時もある

第7条 事務局を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）テーブル、椅子、その他の器物を床面に引摺り、又は重ねたりして破損しないこと。
- （2）使用後の器物は所定の位置に整頓すること。
- （3）壁面及び柱等に針金、釘等を取付けないこと。
- （4）特に、灰皿、暖房等火気には充分注意し、使用後は消火清掃すること。
- （5）器物を使用して破損または汚損した場合には、使用者において之を弁償又は修繕すること。
- （6）事務局の備品は許可なくみだりに使用しないこと。又ロッカー内の書籍等は無断で持出しを禁ずる。
- （7）電話の使用は自主的に使用料を出すこと。
- （8）その他、不明な事は事務局の指示に随うこと。

第8条 その他この規定に必要な事項が生じた場合には、理事会においてこれを定める。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 平成11年9月22日一部変更。平成12年1月1日施行。

社団法人 日立青年会議所同好会規定

(目的)

第1条 同好の有志で組織されたクラブ活動を通して、会員相互の親睦と連帯を深めることにより、青年会議所活動の一助となることを目的とする。

(会員)

第2条 同好会の会員資格は、社団法人日立青年会議所の正会員、賛助会員、仮入会者、卒業生とする。

(組織)

第3条 同好会は複数の会員で組織されたクラブの集合体で構成され、社団法人日立青年会議所の組織内においては専務理事の管理下に置くこととする。

(クラブの名称)

第4条 同好会に所属する組織名にはクラブ・部・会等の名称を付けるが、その名称は各組織の判断に任せるものとする。ただし、本規定においては、総称してクラブと表記する。

(クラブの設立)

第5条 クラブを設立する場合は、以下の事項を記載した設立申請書を理事会に提出し承認を得なければならない。また、下記に変更等がある場合は速やかに変更の旨を専務理事に提出し理事長の承認を得るものとする。

- 1) クラブの代表責任者（社団法人日立青年会議所正会員）
- 2) クラブの会員名簿
- 3) 活動計画及び計画書
- 4) クラブの内規
- 5) その他、理事会が必要と認めたもの

(クラブの内規)

第6条 各クラブは内規を定め、これを遵守しなければならない。

この内規の内容はそれぞれのクラブの自主性に任せて制定するものとするが、その制度と改定には社団法人日立青年会議所理事会の承認を得なくてはならない。

(クラブの会費)

第7条 各クラブの活動はそれぞれの自主性に任せるものとする。ただし、社団法人日立青年会議所総合基本資料に事業計画および事業報告を掲載しなければならない。また、対外行事等（当会議所以外の団体との行事）に参加する場合は理事長の承認を得るものとする。

(クラブの会計)

第8条 各クラブの会計はそれぞれのクラブの責任においてこれを行うものとする。

但し、社団法人日立青年会議所本会計および他団体等より補助金を得た場合は会計担当理事の指示を得て、社団法人日立青年会議所理事会への事業計画（収支予算）及び事業報告（収支決算）の義務を負うものとする。

(クラブの廃止)

第9条 クラブより自主的に廃止届が提出された場合以外に下記の事項に抵触し、理事会において決議・承認された場合はクラブを廃止しなくてはならない。

- 1) 社団法人日立青年会議所の名誉を傷つけ、または本会議所の目的に反する行為のあったとき。
- 2) 上記の各条に記する事項が履行されないとき。
- 3) その他、理事長が必要と認めたとき。

社団法人 日立青年会議所基金管理規定

- 第1条 社団法人 日立青年会議所基金（以下基金と略）とは、入会金、寄付金、その他の臨時的収入により積立したものをいう。
- 第2条 基金は、社団法人 日立青年会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立をはかるため設ける。
- 第3条 基金を管理するため、基金管理委員会を設け、本会議所正会員資格を有する歴代理事長並びに現理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事をもって構成する。
- 第4条 基金管理委員会は理事長が委員長となり、年 1 回以上開催する。又委員長必要と認めた時は随時委員会を招集する。
- 第5条 基金の運用については、第 2 条の目的を逸脱しない範囲に於いて管理委員会が十分に審議を得たのち、理事会の決議を得なければならない。
- 但し、基金により生ずる年度内利子収入の運用については、管理委員会、理事会の決議により、一般会計事業資金に繰り入れることができる。尚、年度末の一般会計剰余金については、理事会の決議により、本会議所基金に繰入ることができる。

附 則

1. この規則は主務官庁の社団法人設立許可のあった月から施行する。
2. 平成 11 年 9 月 22 日一部変更。平成 12 年 1 月 1 日施行。